

平成20年

第2回美濃市議会定例会会議録

平成20年 3月 3日 開会

平成20年 3月21日 閉会

美濃市議会

平成20年第2回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月3日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
平成20年度施政方針並びに予算編成方針	4
議案の上程	20
議案の説明	
議第2号(副市長 太田松雄君)	20
議第3号・議第4号・議第5号・議第9号・議第10号 (民生部長 川野 純君)	25
休憩	30
再開	30
議第18号・議第19号・議第20号・議第24号・議第33号・議第34号・議第35号 議第36号・議第38号 議第39号(民生部長 川野 純君)	30
議第6号・議第7号・議第8号・議第12号・議第21号・議第22号・議第23号 議第26号・議第37号・議第40号・議第41号・議第42号・議第44号・議第45号 (建設部長 福井昭次君)	34
議第11号・議第25号(美濃病院事務局長 岩原 泰君)	42
議第17号・議第32号(総務部長 加納和喜君)	44
休憩	46
再開	47
議第27号・議第28号・議第29号・議第30号・議第43号 (参事兼秘書課長 平林 泉君)	47
議案の上程	51
議案の説明	
議第13号(総務部長 加納和喜君)	51
議第14号・議第15号・議第16号(建設部長 福井昭次君)	52

休憩	53
再開	53
質疑	54
委員会付託省略（議第13号から議第16号まで）	54
討論	54
議案の採決	54
日程追加（議第46号から議第48号まで）	54
議案の上程	55
議案の説明	
議第46号・議第47号（民生部長 川野 純君）	55
議第48号（参事兼秘書課長 平林 泉君）	56
日程追加（市議第1号及び市議第2号）	57
議案の上程	57
議案の説明	
市議第1号（12番 日比野豊君）	57
市議第2号（4番 森 福子君）	58
休憩	58
再開	58
質疑	58
委員会付託省略（市議第1号及び市議第2号）	59
討論	59
並 信行議員	59
市原鶴枝議員	61
議案の採決	61
休会期間の決定	62
散会の宣告	62
会議録署名議員	63

第 2 号 （3月13日）

議事日程	65
本日の会議に付した事件	66
出席議員	66
欠席議員	66
説明のため出席した者	66
職務のため出席した事務局職員	67
開議の宣告	68

会議録署名議員の指名	68
議第2号から議第48号まで（質疑）及び市政に対する一般質問	
1 野倉和郎議員	68
1. 「もったいない運動」について	
① 市長が提唱される「もったいない運動」の理念、目標は何か。またどのように展開するのか	
② レジ袋有料化の取り組みの考えはあるのか	
2. 現在の厳しい財政状況のもとで「財政非常事態宣言」を行ってはどうか	
石川市長答弁	69
再 野倉和郎議員	72
2 森 福子議員	72
1. 4月に行われる診療報酬の改定について	
① その主旨と具体的な内容はどのようになっているのか	
② 病院の経営や医療内容についてどのような影響があるのか	
2. 美濃病院駐車場に、「妊婦さんや乳幼児を連れた保護者専用の駐車場」を設置できないか	
3. 「障害者自立支援対策臨時特例基金における市町村特例対策事業」の中で、「相談支援充実・強化事業」についてどのように取り組まれるのか	
岩原美濃病院事務局長答弁	75
川野民生部長答弁	76
再 森 福子議員	77
3 古田 豊議員	78
1. 公共下水道・農業集落排水事業の運営について	
逼迫する美濃市の財政状況から考えて、公共下水道・農業集落排水事業の使用料は、現行通りでは維持できなくなるのではないか。今後の運営方針について伺いたい	
2. 「平成まちづくり改革」の取り組みについて	
現在までの取り組み状況と今後の推進について	
休憩	80
再開	80
石川市長答弁	80
再 古田 豊議員	83
4 鈴木 隆議員	83
1. 限界集落について	
① 現在、市内にどれくらいあり、今後10年間の推測は	
② 将来的に限界集落になると予想される地域に対し、交通、福祉、生活用品の	

	調達について対策は考えているか	
	加納総務部長答弁	84
5	武井牧男議員	85
	1. 鳥獣被害対策の推進について	
	① 「鳥獣被害対策実施隊」の設置について	
	② 鳥獣の良好な生息環境推進のため、間伐や広葉樹林の育成の推進について	
	③ 鳥獣被害対策の広報活動について	
	2. 和紙の里わくわくファームふれあい農園について	
	① ふれあい農園の管理について	
	② 農園の積極的な利用勧奨について	
	村井産業振興部長答弁	87
再	武井牧男議員	90
	休憩	90
	再開	90
6	塚田歳春議員	91
	1. 最近、県下で選挙の公費負担制度の廃止や見直しの動きがあるが、市長は現行の公費負担制度の見直しを行う考えはないのか	
	2. 財政が厳しい中、市長車や副市長車、議長車は黒塗の高級車が必要か。また、台数を減らしたらどうか	
	3. 市街地の目の字交差点の石張舗装改良について	
	4. 防災対策について	
	① 市指定の避難所となっている学校や公民館、集会場に備蓄倉庫が備えてあるのか。また、災害時の避難所への職員配置はどうなっているのか	
	② 災害弱者の把握の共有化について	
	5. 遊休農地の再生、管理について	
	石川市長答弁	94
	福井建設部長答弁	95
	加納総務部長答弁	96
	村井産業振興部長答弁	97
再	塚田歳春議員	98
	福井建設部長答弁	99
7	太田照彦議員	99
	1. 地域づくり支援事業について	
	委員会設置を含めた事業の今後の取り組み	
	2. 北部地区小学校再編成について	
	21年度開校にむけての今後の具体的な取り組み	

加納総務部長答弁	100
森教育長答弁	101
休憩	102
再開	102
8 佐藤好夫議員	102
1. 旧美濃病院跡地が駐車場として整備されるが、目的に合った利用や夜間における防犯対策など、管理方法をどのようにされるのか	
2. 最近、教育現場での事件が多くなってきている中、小学校において防犯対策をどのように取り組んでいるか	
村井産業振興部長答弁	103
森教育長答弁	103
9 並 信行議員	104
議第33号美濃市紙のふるさとふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	
議第34号美濃市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	
議第36号美濃市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例について	
上記3条例について、元来、福祉、教育、医療などは受益者負担の考え方にはなじまないものと思われる。この条例を改正しなければならない理由は何か	
1. 自転車によるまちおこしについて	
① サイクルシティ構想やツアーオブジャパンなど自転車によるまちおこしの経過を踏まえ、今後の見通しについて	
② 市内の観光拠点にサイクルステーションを設置し、観光と健康づくりを結びつけることはできないか	
2. 高校生の通学費の補助ができないか	
3. 市のゴミ処分場の容量の見通しと、ごみ減量化の一つとして、陶器リサイクルに取り組んではどうか	
川野民生部長答弁	107
石川市長答弁	109
森教育長答弁	110
再 並 信行議員	111
委員会付託（議第2号から議第48号まで）	112
議案の上程	112
議案の説明	
請第1号（15番 塚田歳春君）	112
委員会付託（請第1号）	113

休会期間の決定	113
散会の宣告	113
会議録署名議員	114

第 3 号 (3月21日)

議事日程	115
本日の会議に付した事件	116
出席議員	116
欠席議員	116
説明のため出席した者	117
職務のため出席した事務局職員	117
開議の宣告	118
会議録署名議員の指名	118
議案の上程	118
委員長報告	
総務常任委員会委員長 市原鶴枝君	118
民生教育常任委員会委員長 森 福子君	119
産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫君	121
委員長報告に対する質疑	123
討論	123
塚田歳春議員	123
並 信行議員	126
佐藤好夫議員	128
休憩	129
再開	130
議案の採決	130
日程追加 (市議第3号)	136
議案の上程	136
議案の説明	
市議第3号 (8番 市原鶴枝君)	136
休憩	137
再開	137
質疑	137
委員会付託省略 (市議第3号)	137
討論	137
議案の採決	137

閉会の宣告	138
市長あいさつ	138
会議録署名議員	140
総務常任委員会審査報告書	141
民生教育常任委員会審査報告書	141
産業建設常任委員会審査報告書	143

美濃市告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成20年3月3日に第2回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成20年2月25日

美濃市長 石川道政

付議事件名

- 1、平成20年度美濃市一般会計予算
- 1、平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 1、平成20年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 1、平成20年度美濃市老人保健特別会計予算
- 1、平成20年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 1、平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 1、平成20年度美濃市下水道特別会計予算
- 1、平成20年度美濃市介護保険特別会計予算
- 1、平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 1、平成20年度美濃市病院事業会計予算
- 1、平成20年度美濃市上水道事業会計予算
- 1、平成19年度美濃市一般会計補正予算（第5号）
- 1、平成19年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成19年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）
- 1、平成19年度美濃市一般会計補正予算（第6号）
- 1、平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成19年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成19年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 1、平成19年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）
- 1、平成19年度美濃市上水道事業会計補正予算（第3号）
- 1、美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1、美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例について
- 1、美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 1、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る美濃市固定資産税の特例に関する条例について
- 1、美濃市紙のふるさとふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市後期高齢者医療に関する条例について
- 1、美濃市賃貸共同住宅等建築奨励条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 1、美濃市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、字の区域の変更について
- 1、市道路線の認定について

平成20年3月3日

平成20年第2回美濃市議会定例会会議録（第1号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成20年 3 月 3 日 (月曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 平成20年度施政方針並びに予算編成方針
- 第 4 議第 2 号 平成20年度美濃市一般会計予算
- 第 5 議第 3 号 平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 6 議第 4 号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議第 5 号 平成20年度美濃市老人保健特別会計予算
- 第 8 議第 6 号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 9 議第 7 号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第10 議第 8 号 平成20年度美濃市下水道特別会計予算
- 第11 議第 9 号 平成20年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第12 議第10号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議第11号 平成20年度美濃市病院事業会計予算
- 第14 議第12号 平成20年度美濃市上水道事業会計予算
- 第15 議第13号 平成19年度美濃市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第16 議第14号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第17 議第15号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議第16号 平成19年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第19 議第17号 平成19年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第20 議第18号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第21 議第19号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第22 議第20号 平成19年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第23 議第21号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第24 議第22号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第25 議第23号 平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第26 議第24号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第27 議第25号 平成19年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第28 議第26号 平成19年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第29 議第27号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第28号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第31 議第29号 美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例について
- 第32 議第30号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第33 議第31号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について

- 第34 議第32号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る美濃市固定資産税の特例に関する条例について
- 第35 議第33号 美濃市紙のふるさとふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第36 議第34号 美濃市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第37 議第35号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第38 議第36号 美濃市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第39 議第37号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第40 議第38号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第41 議第39号 美濃市後期高齢者医療に関する条例について
- 第42 議第40号 美濃市賃貸共同住宅等建築奨励条例の一部を改正する条例について
- 第43 議第41号 美濃市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第44 議第42号 美濃市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 第45 議第43号 美濃市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第46 議第44号 字の区域の変更について
- 第47 議第45号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

第1から第47までの各事件

(追加日程)

- 議 第 46号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議 第 47号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議 第 48号 美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議第1号 道路特定財源の確保に関する決議について
- 市議第2号 混合型血管奇形の難病指定を求める意見書について

出席議員（15名）

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 並 信 行 君 | 2 番 | 古 田 豊 君 |
| 3 番 | 太 田 照 彦 君 | 4 番 | 森 福 子 君 |
| 5 番 | 山 口 育 男 君 | 6 番 | 佐 藤 好 夫 君 |
| 7 番 | 武 井 牧 男 君 | 8 番 | 市 原 鶴 枝 君 |
| 9 番 | 鈴 木 隆 君 | 10 番 | 岩 原 輝 夫 君 |
| 11 番 | 平 田 雄 三 君 | 12 番 | 日 比 野 豊 君 |
| 13 番 | 児 山 廣 茂 君 | 14 番 | 野 倉 和 郎 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	村 井 純 生 君
建 設 部 長	福 井 昭 次 君	教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	小 椋 茂 樹 君
参 事 兼 秘 書 課 長	平 林 泉 君	参 事 兼 選 挙 委 員 会 長 事 務 監 査 局 長	古 田 伸 二 君
会 計 管 理 者	渡 辺 兼 雄 君	美 濃 病 院 院 長	岩 原 泰 君
総 務 課 長	梅 村 健 君		

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	吉 田 金 義	議 会 事 務 局 長	井 上 司
議 会 事 務 局 記 書	太 田 博 康		

○議長（岩原輝夫君） 本日は、平成20年第2回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、平成20年度予算を初め、いずれも重要な案件であります。どうか慎重に御審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長（岩原輝夫君） ただいまから平成20年第2回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

諸般の報告

○議長（岩原輝夫君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知を願います。

○議長（岩原輝夫君） 本日の日程は、配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩原輝夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、9番 鈴木隆君、11番 平田雄三君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（岩原輝夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から3月24日までの22日間と決定いたしました。

第3 平成20年度施政方針並びに予算編成方針

○議長（岩原輝夫君） 日程第3、平成20年度施政方針並びに予算編成方針について、市長石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成20年第2回美濃市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今定例会では、平成20年度予算11件を初め補正予算14件、条例制定3件、条例改正14件、その他2件の合計44案件の提案をいたしておりますが、いずれも大変重要な案件でござ

ございます。慎重な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

最初に、平成20年度の市政運営を行うに当たって、施策の概要について基本方針を申し述べ、議員各位と広く市民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと思います。

平成20年度は、国の歳出・歳入一体改革により、大変厳しい財政環境の中ではありますが、限られた財源を生かし、平成22年度までの第4次総合計画の後期計画の目標を着実に前進させる年でございます。美濃市の将来に向かって持続可能な発展を期し、健全財政を堅持しつつ、市民と協働した「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の本格的なステップアップを図ってまいりたいと思います。

第169回国会において福田総理は、所信の中で、みずからの手で困難を克服し、困っているときは助け合い、励まし合う「自立と共生」の考え方を基本理念とされました。昨年11月に美濃市は、地方自治法施行60周年記念式典において、地方自治の充実・発展に寄与した市町村の一つに選ばれ、総務大臣表彰の栄に浴しました。さらには、美濃市消防団がこの3月7日に行われる自治体消防制度60周年記念式典において、地域防災活動の向上と地域住民の安全の保持・向上に寄与した団体の一つに選ばれ、消防庁長官表彰を受賞することが内定しております。これらのことは、ひとえに議員各位を初め市民皆様とともに手を携え、美濃市の発展を願い、市民協働のまちづくりが評価され、受賞に至ったものであります。美濃市がこれまで進めてきた小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくりこそ「自立と共生」の考え方であり、自信を持って一層推進することが必要と考え、美濃市らしい活力あるオンリーワンのまちづくりをさらに進めてまいります。

さて、平成19年度は「スローライフシティ」と「産業の振興とにぎわいづくり」をキーワードに、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの実施、道の駅・美濃にわか茶屋の整備、市民総参加の健康づくり、人口対策と子育て支援等諸施策を実施してまいりました。

ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージは、国内外から16チームを迎え、うだつの町並みをスタートに市内を周回する本格的な国際自転車ロードレースとして5月22日に開催され、市民の皆さんや企業、体育協会を初め関係団体の御理解、御協力と沿道市民の熱い声援を受け大成功となり、自転車普及協会、出場選出を初め関係者の皆様方からも、美濃市の景観の美しいコースもさることながら、市民と一体となった取り組みについて高い評価をいただきました。

道の駅・美濃にわか茶屋は、9月に開業し、おかげをもちまして立ち寄り客も多く、農産物の出品者にも元気が出てきており、運営は順調に推移しております。この道の駅は、これからはまるごと川の駅構想の拠点施設として、情報の発信、新たな産業振興、雇用確保、防災活動など、持てる機能を発揮してまいります。

市民総参加の健康づくりは、民生部や教育委員会、美濃病院が連携し、糖尿病など生活習慣病予防対策の充実、基本健診受診率の向上や健康指導など諸事業を行ってまいりました。

人口対策と子育て支援では、池尻・笠神工業団地の建設促進、伝統的建造物群保存地区の保存事業や商店街の活性化対策、旧美濃病院を解体し観光ふれあい広場整備への着手、区画

整理事業の推進、小学校6年生までの医療費の無料化、留守家庭児童教室の充実や保育料の軽減、乳幼児家庭への母子訪問などの事業を実施してきたところでございます。

平成20年度の国・県の予算についてであります。

国の平成20年度の予算は、平成23年度に国と地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を図るため、従来の歳出改革路線を堅持・強化しつつ、新規国債発行額は前年度比0.3%減額の約25兆3,000億円としております。こうしたことから、一般会計の予算規模は前年度対比0.2%増の83兆613億円で、政策的経費である一般歳出は0.7%増の47兆2,845億円となっております。

一方、県の20年度一般会計予算の規模は、前年度比0.4%減の7,626億1,000万円で、7年連続の縮小予算となっております。徹底した行財政改革と、人と環境に優しい県づくり、観光交流と産業活性化による地域の元気づくり、人口減少社会を見据えた取り組みを重点に進めながら、安心づくり・未来づくりを全体の基調に予算編成されております。

平成20年度の地方財政計画についてであります。平成20年度の地方財政計画の規模は83兆4,000億円となり、0.3%増の規模となっております。景気回復の原則により、地方税は0.2%増にとどまり、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税は、地方再生対策費の新設により2.3%の増となっております。歳出では、一般行政経費が社会保障費の増加により1.4%の増、投資的経費は2.7%のマイナスとなっております。

地方交付税の現行法定率を堅持しつつ、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額は確保したとされ、「都市と地方の共生」の考え方のもと、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方の自主的、主体的な活性化施策に必要な地方再生対策費が創設されたとはいうものの、総人件費の抑制や決算乖離の是正により、歳出規模を抑制した上での必要総額の確保ということになっております。地方税、地方交付税など一般財源の総額は若干増加はしておりますが、多くは望めないことなどの理由により、大半の地方都市がより厳しい財政運営を余儀なくされているところであります。

平成20年度的美濃市の予算についてであります。

こうした状況の中で編成いたしました美濃市の平成20年度予算規模は、一般会計88億3,300万円、特別会計64億8,097万3,000円、企業会計33億1,645万9,000円で、総額186億3,043万2,000円となり、対前年度比が一般会計の0.3%の増、特別会計24.5%の減、企業会計6.5%の減となり、全体で11%の減となりました。

一般会計は、公的資金の繰り上げ償還に係る借りかえ分を差し引きますと実質的には1.1%の減となります。また、高齢者の医療制度の改正により、新たに後期高齢者医療特別会計を新設いたしました。この会計と老人保健特別会計とを除いた全体では、公的資金の繰り上げ償還に伴う借りかえ分があるものの、下水道の長瀬処理区整備事業が一段落することから2.7%の減となっております。一般会計の予算規模88億3,300万円は、「ハッピーは皆さんとともに」という予算といたしました。

平成20年度予算の編成に当たりましては、小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住み

たいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指すため、六つの重点目標により、21世紀型まちづくりを推進し、市民福祉の向上を目指すことといたしました。

重点目標の一つは「歴史や文化、自然環境を生かした美しいオンリーワン」で、スローライフ、うだつの町並み、川の駅構想、景観づくり、伝統と新しい文化の創造などの施策を進めてまいります。二つ目は「元気で魅力あるオンリーワン」で、サイクルシティ、区画整理、企業誘致、新市街地の形成、交流産業、農林業・商工業の活性化事業などの施策を進めてまいります。三つ目は「安全で安心、健康なオンリーワン」で、自主防災、市民参加による健康づくり、子育て支援、高齢者福祉、ごみの減量化やリサイクル等3R運動の実践などの施策を進めてまいります。四つ目は「市民力、文化力のオンリーワン」で、学校教育、生涯学習、男女共同参画、学校再編、スローライフの実践、「1市民－1芸・1スポーツ・1ボランティア」の実践などの施策を進めてまいります。五つ目は「参加と協働によるオンリーワン」で、市民協働、道普請、地域づくり支援事業、もったいない運動、ケーブルテレビによる情報の活用などの施策を進めてまいります。六つ目は「行財政改革と持続可能なオンリーワン」で、平成まちづくり改革、健全財政、簡素で効率的な行政運営、情報公開などを進めてまいります。こうした六つのオンリーワンのまちづくりを重点目標に諸事業を展開してまいりたいと思います。

平成20年度は、美濃市の財政状況を非常事態ととらえ、政策的意義、有効性、必要性に配慮し、自然、文化、伝統の特性を生かし、市民の皆さんが健康で安心できる市民生活が送れる中で、市民の皆さんがみずから考え、自主的に参加し、つくり出す地域づくり、元気で活力ある産業活動、利益と負担の公平性の確保、行財政の効率化を主眼といたしました。特に1点目に、厳しい財政改革に対応した平成まちづくり改革の推進による持続可能な財政運営、2点目に、第4次総合計画後期基本計画の重点施策の推進と、市民との協働によるまちづくり、3点目に、市民の目線に立った政策の必要性や優先順位の見きわめにより、限られた財源の中でより効果的な施策の展開、この三つを基本に予算編成をいたしましたところであります。

それでは、六つのオンリーワンの重点事業のうち、地域づくり支援事業ともったいない運動について御説明を申し上げます。

地域づくり支援事業とは、地域コミュニティの活性化を図り、地域の活力を引き出し、市民参加・市民協働の地域づくりを実現するために、地域住民がみずから考え行う地域づくりに対し財政的支援を行うものであります。この活動を推進するため、地域づくり委員会を設置していただき、地域の活性化事業等について協議・検討し、地域みずからが事業計画を策定してまちづくりを実践していただくものであります。例えば地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を生かした特色あるソフト事業や、地域の価値、環境保全をアピールする事業、地域の基盤整備で委員会において決定した事業、地域の保健、健康福祉を向上させる事業、地域ボランティア事業、参加・体験型イベントを通じて地域の魅力を発信する事業などが考えられ、地域住民がみずから考え、みずから実践し、活力ある地域づくりを展開していただきたいと考えております。

もったいない運動は、急速な経済発展により、人々の暮らしの中に豊かな物資と生活の利便性をもたらすものとなった一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄という今日の社会経済システムを生み出す結果となり、地球規模の大きな環境問題となっておりますが、環境問題にとどまるだけではなく、物を大切にす、人・自然をとうとぶ心をはぐくみ、市民一人ひとりが日々の暮らしや活動の中で「もったいない精神」を改めて見詰め直し、持続可能な行財政運営の展開を図るため、市民と行政が一体となって実践につなげる新たな市民運動の取り組みであります。リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）、すなわち3R運動の推進に伴うごみ分別の徹底や、資源回収の推進、生ごみの資源化、粗大ごみの再生利用、マイバッグ・マイはしの推奨、エコショップの認定、エネルギーの節約などを初め、家庭に眠っている図書の有効利用、施設の有効活用、健康づくりで生きがいのある暮らしの環境づくり、さらには快適な暮らしや美しい環境を保持する下水道への接続、市民としての責務を果たすための納税意識を高めることなど、さまざまな分野での運動を市民と協働で展開してまいります。

平成20年度の美濃市の予算について、それでは以下順を追って主要施策の概要について御説明を申し上げます。

1. 都市環境の整備について。

施策の第1は、「風情あるまち、くらしと交流の環境づくり」を目指す都市環境の整備であります。

市民生活が効率的に営めることはもちろん、高度化、多様化する市民ニーズに対応した「くらしの環境」と広域的な地域間の連携を目指した「交流の環境」の両面を重視した都市基盤・都市環境づくりを進めてまいります。

町並みの整備につきましては、市民や市の取り組みの評価として「美しい日本の歴史的風土百選」に美濃市の町並みが選定されており、おかげさまで、美しい町並みが形成され、新店舗の出店や市民参加のイベントなどにより、町なかには活力が生まれてまいりました。観光協会や商工会議所と連携しながら施策を実施し、さらに活力と魅力を兼ね備えた「うだつの上がるまち 美濃市」の形成に努めてまいります。

次に、道路につきましては、東海環状自動車道（仮称）西関インターが平成21年3月に供用開始が予定されており、西回りルート建設促進や、本年7月に全線開通が予定されている東海北陸自動車道の4車線化の建設促進を図ってまいります。県道につきましては、上野・関線の（仮称）大矢田トンネルの早期整備を重点に、岐阜・美濃線、美濃・洞戸線、美濃・川辺線などの建設促進に努めます。

市道整備については、幹線市道、生活道路の道路改良、維持修繕、舗装、側溝整備、交通安全対策等に努めるため、予算の重点配分を行い、できる限り自治会要望にこたえてまいります。また、平成17年度に市民協働で策定したあんしん歩行エリア整備事業推進計画に基づき、古市場・松森線交通安全施設整備事業を実施し、安心して歩くことのできる道路整備や、美濃1号線交通安全施設整備事業により、サイクルツアー路線として整備を進めるほか、宅

地開発を促進する道路整備を行います。平成16年度から市民参加型による美濃市版道普請方式によりその普及を図っておりますが、新年度におきましても引き続き啓発・推進に努め、市民と行政の協働体制を確実なものにしてまいります。

公共下水道につきましては、平成19年度末の普及率が長良川右岸処理区はほぼ100%、左岸処理区は98.9%となる見込みです。農業集落排水を含めた美濃市全体の下水道普及率は平成19年度末に88.4%となり、平成20年度末に91.1%となる見込みです。

本年度の左岸処理区は、保木脇地区などの汚水管渠1,857メートルの整備を進め、長瀬処理区は平成20年5月の供用開始を予定し、舗装復旧や汚泥処理設備・電気設備工事を進めます。農業集落排水事業につきましては、平成20年度末の供用開始を目標に、乙狩地区の処理施設の機械電気設備工事や場内整備、管路施設197メートルの整備などを進めます。下水道事業とともに小型合併浄化槽の普及にも努め、水洗化の促進を図ってまいります。また、平成18年度末の水洗化率は公共下水道で57.4%、農業集落排水67.3%で、公共用水域の水質保全のため下水道事業の推進を図るとともに、下水道会計等の経営安定化や健全化のため、もったいない運動を展開し、水洗化率の向上について全庁的に取り組んでまいります。

水道事業につきましては、第5次拡張事業に伴う生櫛管理棟場内整備と松森配水池場内整備を初め、配水管布設がえ工事等を行います。半道簡易水道につきましては、平成19年度に実施した試験井調査に基づき、揚水試験、水質試験を実施したところ、良質な水が確保できましたので、さらに2回の揚水試験、水質試験を実施し、平成21年度に現在の利用している井戸から新井戸に利用水源を変更するための変更認可申請を行います。また、上水道、簡易水道の将来見通しのため、水道ビジョンを策定するとともに、安全な水の安定供給と水道事業の経営の健全化を図ってまいります。

住宅対策につきましては、優良宅地供給のため、西部、曾代、インター前の3地区の区画整理を引き続き推進するとともに、上生櫛地区の事業認可、組合設立、吉川地区の推進会の設立を促進いたします。

また、人口対策として、優良宅地供給促進奨励制度の促進とともに、美濃市らしいすまいづくり事業を推進するため、昨年2月に設立したNPO団体「美濃のすまいづくり」と協働して、市街地の空き家に子育て世帯が住めるよう空き家のあっせんや改修費補助を進めておりますが、新年度からは改修費補助制度の対象区域を市内全域に拡大いたします。

市営住宅につきましては、消防法改正に伴い、住宅用火災警報機を順次設置し、防災対策を進めてまいります。

次に、都市景観であります。

美濃市は、平成17年6月に景観行政団体として指定を受け、同年に美濃市景観形成基本計画を策定いたしました。この基本計画で抽出された景観資源をもとに、景観計画区域、景観計画重点区域の設定や、景観重要建造物及び景観重要樹木等の指定並びに屋外広告物の規制などについて、美しい美濃市づくりのため美濃市景観計画を策定し、景観資源を生かしたまちづくりを推進いたします。

スローライフ時代にふさわしい美濃市まるごと川の駅構想を進めるため、優良な景観の創出を継続してまいります。余取川親水公園を整備するほか、松森地内の広岡町・松森線沿いにポケットパークを建設するとともに、以安寺山を引き続き整備いたします。さらに、（仮称）森の環境づくり推進委員会を設立し、森林の持つ多面的な機能を発揮させるための活動を行うとともに、森林ボランティアの活動を育成し、市民参加により森林の景観づくりや保全活動を推進するなど、豊かな多自然居住地域としての環境づくりを推進し、魅力ある地域の形成を目指す美濃市まるごと川の駅構想の具現化を図ります。また、将来にわたり個性あるまちづくりの推進を図るため、全国スローライフサミットを美濃市で開催いたします。

交通環境につきましては、あんしん歩行エリア整備事業を初め、生活安全協議会活動を推進して、暴走族の追放や、高齢者や子供の安全を守ることを重点に、交通安全の指導や啓発に努め、人に優しい交通環境の整備に努めてまいります。コミュニティバス・わっちも乗るCarにつきましては、乗車密度が低いという問題もありますので、高齢者、障がい者、子供等、自動車を運転できない市民の移動交通手段を確保しながら、自主運行バスを含め、効率的な運行に努めてまいります。

次に、防災についてであります。

平成16年の台風23号災害の経験や、東海地震、東南海地震問題など、「安心・安全」について重点的に取り組んでまいります。

市内全域の自主防災組織は、組織率96%となりましたが、今後100%の達成を目指すほか、市の総合防災訓練に加え、自主防災組織を中心に、AED（自動体外式除細動器）を中心にした救急救命講習や図上訓練、初期消火訓練など自主防災組織の活動促進し、みずからの地域はみずから守るという地域防災力の向上を図ってまいります。

防災情報は、同報無線に加え、防災ラジオ、防災安心メール、消防メールのほか、ケーブルテレビなどにより情報発信を行い、緊急時の連絡強化に努めてまいりたいと考えております。万一の災害時には、これらの伝達方法を使い、正確な情報を迅速に伝達しながら防災・減災に努めてまいります。

洪水対策は、国・県と連携し、長良川中・上流の床上浸水対策事業を推進し、安全を期してまいります。あわせて、小俣川などの河川改良事業を実施してまいります。

地震対策では、平成19年度に作成した地震ハザードマップを活用し、市民に防災啓発をしてまいります。また、新年度から昭和56年5月31日以前建築の建物について自己負担なしで木造住宅耐震診断が実施できるように改正するほか、耐震改修に対し引き続き所要の助成をしてまいります。

消防団活動については、観光ふれあい広場に耐震性貯水槽を新設するほか、洲原分団の小型動力ポンプつき積載車の更新、ふれあい消防祭の開催など、自治会と連携した防火・防災活動の充実に努めてまいります。

産業の振興について。

施策の第2は、「先端型と交流型産業、創造力と個性ある産業づくり」を目指す産業の振

興についてであります。

産業の振興と雇用の拡大は、地域経済を活性化させ、かつ市民のだれもが安心して働くことができ、ゆとりのある生活を送ることができるとともに、市の財政基盤を安定化させ、豊かな美濃市を目指すために重要であります。

美濃市民間活力創生基金では、若者が新たな挑戦や再挑戦により、いわゆるうだつを上げることができるよう、起業家の自立支援をしていくこと、すなわち民間活力を生かし、産業の新たな創出や再生を図り、元気で活力のあるまちづくりを進めていきたいと存じます。そのため、ベンチャー企業やNPO、グループ等の民間の活力が十分発揮できるよう、うだつ基金を活用して支援に努めます。

農業の振興につきましては、平成19年度に道の駅・美濃にわか茶屋及び和紙の里わくわくファームの2カ所で農産物直売所がオープンいたしました。みちくさ館を初め、これらの施設を活用しながら地産地消を一層進め、産業としての発展が期せるよう、安全・安心な農産物の供給とその生産環境の整備に努めます。また、市の道普請方式のほか、国版の道普請「農地・水・環境保全向上対策事業」を推進いたします。さらに、効率的な農業経営や地の利を生かした将来性のある産業として付加価値の高い生産を奨励し、農業の再生に取り組んでまいります。農振農用地区域については、将来の農業振興の方向性を明らかにするとともに、市域の健全な発展の土地利用について調整を図るため、基礎調査を実施し、農業振興地域整備計画の見直しを始めます。また、電気さく補助制度等により有害鳥獣駆除対策の充実や、松森のため池改修を実施していきます。

林業についてであります。

美濃市まるごと川の駅構想を推進し、水源を確保し、多様な森林の機能を生かしていくことは、美濃市の将来のまちづくりに大変重要であります。市内150ヘクタールの間伐事業や800ヘクタールの森林整備地域活動支援事業を実施するとともに、森林ボランティアなど市民ボランティアを養成して、荒廃の進む里山の整備・保全に取り組み、川の駅構想の具現化に努めていきます。森林文化アカデミーを卒業した若者の地元定着を促進するため、林業起業家支援施設として工房の運営補助や、卒業生賃貸住宅家賃補助制度を継続するとともに、NPO「柚の杜学舎」により小倉公園の樹木管理を進めていきます。

商工・観光振興につきましては、税収や雇用の確保、人口対策等、将来の安定的な発展を期するため、関市、県と共同で進めている池尻・笠神工業団地開発事業を推進するよう、工業団地可能性調査を実施し、早期の開発を目指します。また、高速道路等の地の利を生かし、商工会議所や各業界と連携し、市内の遊休地を活用して新たな工業用地を掘り起こし、優良企業の誘致により産業の集積に努めてまいります。また、当市は昨年10月29日に企業立地促進法による集積地区として国の同意を得ましたので、企業誘致を助長するための固定資産税の減免措置を講じてまいります。中小企業については、時代に合った元気な企業へ転換できるよう、中小零細企業の振興対策や小口融資のあっせん、利子補給などに当たりたいと存じます。

商業・観光の振興については、美濃市の観光イメージPR事業として、ツアー・オブ・ジャパンのPRや、美濃市の観光イメージを番組間にスポット放送する岐阜テレビでのフィラー放送を継続するほか、ラッピングバスによるPRを実施してまいります。旧美濃病院跡地臨時観光駐車場については、観光ふれあい広場や駐車場として整備するとともに、東海北陸自動車道の全面開通に伴い、町並みや美濃和紙、大矢田神社などへの観光客の増加対策を推進してまいります。さらに、美濃商工会議所の活性化事業を支援するとともに、空き店舗対策の商店街活性化事業、景観に合った魅力的な店舗づくりのアドバイス事業、民活活力創生基金の活用など、魅力ある商店の出店や改装を促進いたします。あかりアート展やあかりの町並みのイベントの充実や、昨年12月に新宿において開催し好評を得ましたあかりアート展について、美濃市をPRする効果的な都市での開催を行います。また、指定管理者制度を活用した既存観光施設の運営充実などを図り、観光客の満足度を高めていきます。町なかのにぎわいを醸し出すだけでなく、市街地からさらに面を広げ、道の駅や川の駅構想を実践し、商業・観光の活性化に努めてまいります。

次に、美濃和紙の振興です。

この1月にある新聞社のファッションデザイナーの桂由美さんが「好きな和紙」の候補を選び行われたアンケート結果では、美濃和紙が2位以下に大差をつけ1位となっており、美濃和紙の知名度を再認識いたしました。この伝統ある美濃和紙を後世に残していく必要があります。紙すき職人の若手後継者も育ちつつあり、全国で最も活力ある和紙産地の一つとなってまいりました。紙すき職人を目指す若者の支援や後継者の育成に取り組むとともに、将来にわたって生活を維持し活動できる市場の確保や経営の基盤強化が重要であります。岐阜県紙業連合会や美濃手すき和紙協同組合、昨年8月に設立した美濃和紙ブランド協同組合と連携しながら、地域ブランド「美濃和紙」の確立を目指し、新商品開発や商品発表会等の支援をするとともに、和紙の国際化や企画宣伝を徹底して和紙産業の活性化を図ってまいります。和紙の里会館では、企画展を充実するとともに、ものづくり体験施設として入館者の確保に努めるほか、和紙スクールを充実し、後継者の発掘や短期滞在型の観光コースとして美濃和紙の魅力を発信してまいります。

三つ目に、市民生活の向上についてであります。

施策の第3は、「生涯現役、健やかでこころふれあうくらしづくり」を目指した市民生活の向上であります。

子供から高齢者まで、すべての市民がスローライフの時代にふさわしい、ゆとりと安心の中で、心豊かに、心身ともに健康で、自分らしく、生き生きと充実した生活を送ることが大切であります。お互いの人権を尊重し、保健、福祉、医療の連携を図りながら、優しく心温まる安全で安心な市民の暮らしを重視した一体的な施策を展開してまいります。

健康・保健についてであります。

市民の質の高い生活の基本は健康です。このため、わくわく元気推進事業を充実させるとともに、糖尿病など生活習慣病予防のため、関係部署が連携し、特定健診・特定保健指導や、

わくわくチャレンジカードを小・中学生と保護者、健診受診者を対象に実施するなど、市民総参加の健康づくりを実施いたします。健康体制の充実では、妊婦一般健康診査において発行受診票を従来の3枚から6枚に拡充するほか、新たに母子支援のため健やか心理相談を行います。また、若年者の生活習慣病改善対策の健診や親子健診など、若年期健康増進事業や、がん検診、骨粗しょう症検診、肝炎などの健康増進事業、特定健診事後指導を行います。

福祉について申し上げます。

スローライフの時代こそ安心して暮らせるよう、高齢者や障がい者、女性、児童、外国人等、すべての人が自立し、支え合い、自分らしく自己実現を目指して、尊厳を持って、個々の市民が生き生きと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現していくことが大切であります。地域福祉につきましては、高齢者や障がい者、あるいは各年代間に存在する不安やストレス、虐待、引きこもり等の問題に地域が自主的に取り組んでいかなければなりません。そのため、地域ぐるみで支え合う体制を整え、市民が進んで参加する市民協働型福祉のまちづくりに積極的に取り組んでまいります。こうしたことから、社会福祉協議会等の在宅福祉サービス事業を支援するとともに、市民、社会福祉協議会、ボランティア団体などと協働して、出張所も活用しながら、地域福祉推進体制の構築を図ります。

児童福祉について。

子育て支援として、学童や乳幼児の福祉医療については、平成19年度から小学校6年生までの医療費を通院を含めすべて無料化いたしました。新年度はさらに中学3年生までの入院について無料化いたします。

保育の充実につきましては、延長保育や一時保育、乳児保育、障がい児保育などの保育サービスを充実していきます。加えて、保育料については前年度並みに軽減率を30%とし、保護者の負担の軽減を図ります。病後児保育については、引き続き保育園と検討を重ねてまいります。また、地域子育てセンター事業や地域保育センター活動事業、コミュニティママ子育てサポートモデル事業を充実するなど、児童の健全育成や子育て支援施策を積極的に展開してまいります。子供の成長と子育てを支援する仕組みを推進する指標である次世代育成支援対策行動計画の後期計画策定のためのアンケート調査を実施いたします。児童虐待等に対しましては、きめ細かく各種機関が連携して、未然に防ぐ体制づくりや救済のための相談体制の充実を図ってまいります。母子自立支援員によって、母子家庭の就労等の支援をしていきます。ひばり園につきましては、自立支援法に基づく児童デイサービスを実施するとともに、保育園、幼稚園との交流保育の実践を図り、その指導・相談内容の充実に向けていきます。発達障がい児の早期発見・早期治療のため、美濃市独自の療育システムにより、専門スタッフによる療育相談や家庭教育プログラムを作成していきます。

障がい者福祉については、障害者自立支援法に基づき、身体、知的、精神の3障がいを包括したサービスを充実してまいります。障がい者みずから主体的に身近な地域社会の一員として普通に生活ができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、社会参加の促進事業、在宅福祉事業、相談事業に取り組んでまいります。自立支援施設に通所する障がい者への支

援としての負担軽減を講ずるとともに、障がい者自立支援システムにより、包括したサービスを充実してまいります。視覚障がい者対策として、視覚障がい者等情報支援緊急基盤整備事業により、拡大読書器などを図書館、市役所1階窓口等に配備いたします。また、障がい者の社会への完全参加と平等の実現、地域での支援体制の強化、生活の質の向上、障がい者のライフステージに応じた支援体制づくりなどの基本目標から成る第2期障がい者福祉計画を策定し、障がいのある人が自立し、社会活動に参加できる環境づくりを目指します。

次に、高齢者福祉につきましては、さまざまな問題を自分の問題と感じ、問題を共有してともに行動するという考え方を基本理念として、健康づくり、生きがいづくり、地域づくりを基本目標に施策を展開してまいります。また、市、警察署、自治会、民生委員等で構成する（仮称）高齢者安心安全ネットワーク連絡会を組織し、振り込め詐欺、悪徳訪問販売への警戒啓発や声かけ運動など事業展開をしてまいります。

高齢者の医療制度は、老人保健法等が改正となり、新年度から後期高齢者医療制度に移行します。保険料の徴収事務や後期高齢者健診など事務の推進を図るとともに、広域連合と連携し、業務の円滑な運営に努めてまいります。新年度から実施される特定健診・後期高齢者健診との連携による生活機能強化で特定高齢者の把握に努め、筋力や口腔の機能向上等の事業を通じ、高齢者の介護予防を図ってまいります。

在宅福祉サービスにつきましては、高齢者の健康相談やシニアクラブ活動の推進、シルバー人材センターの支援などとともに、東海地震等に備えた家具の転倒防止居宅安心事業、コミュニティサポート事業などを実施して、高齢者の自立支援や社会参加の促進に努めます。高齢者いきいき住宅改善助成、緊急通報サービス、介護者慰労金等々の在宅福祉サービスの展開や、老人保護措置制度の円滑な推進を図りながら、高齢者が安心して暮らせる福祉のまちづくりに努めてまいります。

介護保険につきましては、平成18年度から制度全体が予防重視型システムに転換されました。高齢者が住みなれた地域で自立した生活ができるように支援を行う地域介護の拠点として、高齢者支援センターでは、介護予防システムを構築し、計画的、総合的な介護予防事業を展開するほか、第4期の介護保険事業計画を策定いたします。

地域の改善対策であります。

これについては、市民や団体等との参画と協働を推進し、あらゆる場と機会をとらえて市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、偏見や差別のない、国民一人ひとりの人権が尊重される、明るく安心して暮らせる社会づくりに努めてまいります。また、美濃会館を拠点とした地域住民との交流事業の取り組みも展開していきます。

医療についてであります。

美濃病院は、地域の中核病院として、また市民総参加の健康づくりの拠点の一つとして、市民に安心・信頼される病院であることを目指し、スタッフを充実させ、経営基盤を確立し、高度な専門医療の提供を初め、患者サービスの充実を図ってまいります。福祉・保健部門と連携し、特定健診、特定保健指導を初め、健診業務の受け入れ体制の強化を図ります。平成

19年度に設立したみの糖尿病センターでは、生活習慣病対策を進めるとともに、DPC（診断群分類別包括評価）システムの導入を目指し、収益の向上と合理化、コスト管理を徹底し、経営安定化に努めてまいります。地域の救急医療体制を拡充するために、在宅当番医制度、病院群輪番制度、歯科の休日在宅当番医制の実施に努めてまいります。

次に、国民健康保険につきましては、国民皆保険体制の基盤をなす制度として重要な役割を果たしております。新年度から後期高齢者医療制度の創設に伴い、円滑な移行を推進するとともに、医療費の増加等に対応するため、国民健康保険税の収納率向上による増収に一層努めます。また、特定健康診査が義務づけられたことに伴い、特定健診、特定保健指導を保健センターと連携し円滑な実施に努めながら、生活習慣病対策を行い、医療費の適正化や人間ドック負担軽減等、保健事業の推進を図るとともに、安定的な国保運営に努めてまいります。

次に、生活環境についてであります。

一般廃棄物につきましては、中濃広域行政事務組合へ搬入する一般廃棄物の量は、ここ数年、ほぼ横ばいの状況となっています。地球温暖化防止や処理負担金の軽減のため、もったいない運動を強力に推進し、ごみの減量化とリサイクルを徹底することが最も重要であります。ごみ処理に係る経費が年々増加している状況のもと、受益と負担の観点から、ごみの有料化の調査研究をしてまいります。また、分別や、生ごみ処理機の普及や、資源集団回収の奨励を行うとともに、法定家電4品目を初め廃棄物の不法投棄のパトロール等々、徹底したごみの減量作戦を推進して、ごみゼロ社会づくりを目指してまいります。また、ハッピーマンデーにごみの特別収集等を実施し、市民のニーズにこたえたきめ細かいサービスに努めるとともに、リサイクルごみ収集車1台を更新いたします。

産業廃棄物については、環境保全に関する条例や産業廃棄物保管の規制に関する条例に基づき、県とも連携し、徹底した管理・監視体制の強化を図って、快適で美しい美濃市を守るため、環境保全対策に努めてまいります。自然との共生を考え、川の駅構想を推進するため、身近な自然環境の保全事業など、生態系を重視した保全に取り組んでまいります。

安心・安全については、犯罪の未然防止や、犯罪のない住みよいまちづくりを推進するため、警察、防犯組合と連携し、防犯意識の高揚、防犯運動の促進、防犯灯の設置を進めます。子供たちの悲惨な事件を防止するため、緊急子ども見守り隊の活動を継続し、地域ぐるみで事件の抑止と防止啓発に努めるほか、昨年結成された地域安全協議会と連携し、青色回転灯設置車を利用した防犯パトロールを継続していきます。また、水難事故防止のため、警察、消防署等、関係機関と連携し、パトロールや事故防止の啓発に努めます。

四つ目に、教育・文化の向上についてであります。

施策の第4は、「体験とふれあい、人と文化と交流づくり」を目指す教育・文化の向上についてであります。

時代や社会の変化の中で、さまざまな課題を乗り越えて強く豊かに生きるためには、心豊かでたくましい人材を育てていくことが極めて重要であります。まちを愛する「こころ」を

育てていくため、人間力の向上、文化力の向上を目指した教育・文化の向上の施策展開を図ってまいります。

学校教育についてであります。

将来を担う子供たちを、社会の変化にみずから判断し、責任を持って対応できる「豊かな心を持った、たくましい子」として育成することは極めて重要なことでもあります。美濃市の教育プランに基づき、「自ら考え、人と関わり、みつけ・きたえ・伸びる」をキーワードにして、子供たちが正しく判断する力、みずから学ぶ態度、強い意思力、たくましい体力、他を思いやる心を身につけ、選択機会を拡大する教育、すぐれた面を伸ばす個性化教育と、体験を重視した心の教育や、安心・安全な食育教育を積極的に進めてまいります。

学校再編につきましては、地域の皆さんの御理解を得ましたので、(仮称)美濃北部小学校を平成21年4月開校することとし、校舎となる旧蕨生小学校において、パソコン教室、特別支援室等が不足するため、約600平方メートルの校舎の増築や改修をするとともに、地域の皆さんと協議を進め、学校間の交流事業等を行い、教育環境の整備を実施いたします。

また、市独自の少人数指導は、児童・生徒一人ひとりの興味や関心による課題や習熟度・学習進度別に応じて、伸び伸びと個に応じた学習を実現させております。今後も、個性を伸ばし、基礎・基本を大切に学習内容を確実に習得させるため、複数指導者による少人数学習指導や基礎学力定着指導を推進し、市単独の講師を配置いたします。

国際化に対応して、児童・生徒が日常生活の中で英語を理解できるよう、JETによる語学指導助手ALTと、小・中学校の英語指導のために市独自の英語指導助手を配置し、英語活動や英語学習を推進してまいります。さらに、小学校では英語学習推進校を2校指定し、市全体の英語活動の水準を高めていきます。

また、ADHD、自閉症等、特別支援を要する児童・生徒に対する適正な就学指導や、一人ひとりの個性や能力に応じた指導の充実のための特別支援教育や、心の相談事業、ほほえみ教室等の教育相談事業を推進いたします。

次に、高度情報化社会が進展していく中で、子供たちがコンピューターやインターネットを活用して情報社会に対応できる情報化能力を高めるため、新年度は中学校のパソコンを更新するとともに、校内LANともあわせた情報教育の推進に努めます。

児童の体験活動につきましては、雄大な風土の中で営まれる大規模農業の体験や、大自然、そして土幌町の人たちとの交流を通じて、社会への対応、自然、文化、伝統等を共生できる心や倫理観、豊かな人間性を身につけさせるため、小学校6年生希望者全員を土幌町フレンドシップ交流事業に派遣いたします。また、市内企業の御協力をいただきながら、中学校2年生の職場体験学習を推進いたします。

生涯学習についてであります。

今日、市民のだれもが、ゆとり、心の豊かさ、自然との触れ合い、本物志向などを求めるライフスタイル「スローライフ(ゆったりと人生を楽しむ生き方)」を望むようになっております。市の力は市民力にあります。わけても美濃市民の人間力、文化力を高めるためには、

人材育成を強化し、市民一人ひとりが自由に学び、そして高め合い、その成果を地域社会の中で生かし、生きがいを持ち、生涯にわたり自己実現を図ることができる、一人ひとりの後押しができるように、さまざまな生涯学習の推進が重要となっております。

生涯学習は、市民参加の協働によるまちづくりを促していくものでもあることから、生涯学習マスタープランにのっとり、「1市民・1芸・1スポーツ・1ボランティア」を実践目標にその推進に努めてまいります。本年5月20日には、昨年を引き続き、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージを市民と協働で開催し、生涯学習や川の駅構想、サイクルツアー構想も視野に入れて、健康に留意した自転車に親しむ教育や、生涯スポーツ活動の推進に努めてまいりたいと思います。また、平成24年度の岐阜国体の美濃市開催種目としてロードレースが内定しておりますので、その準備に努めます。

平成18年度に出張所機能を見直し、地域活動支援施設へ転化するとともに、地区公民館活動や子ども公民館事業に加え、地域活動支援事業補助金により地域活動が充実してまいりました。今後も、出張所を拠点とした生涯学習活動の一層の推進に努めてまいります。また、岐阜大学や森林文化アカデミーと連携したワークショップやわくわくチャレンジなど、体験・交流・奉仕事業やさまざまな分野のボランティアリーダーの育成に努め、さらには図書館の充実に取り組んでまいります。安心してボランティア活動や地域活動、スポーツ活動、その他の生涯学習活動ができる受け皿として、市民全員の年間を通じた保険「美濃いきいき保険」へ加入して、生涯学習のまちづくりをバックアップしていきます。

文化振興についてであります。

豊かな伝統文化を未来に引き継ぎ、新たな文化の創造を目標とする活動は、まちづくりとして世界に脚光を浴びてまいりました。文化創造都市といったまちづくり法がそれであります。美濃市のアイデンティティー（特性・顔）を確立し、市民が文化力をつけてまちづくりに取り組み、心豊かにスローライフを享受できるよう、さまざまな市民活動を支援し、取り組んでまいりたいと思います。

重要伝統的建造物群保存地区につきましては、平成19年度までに76件の修理・修景が行われ、本年度も5件の修理・修景を支援するほか、歴史的町並み景観の形成と市街地の活性化に努めていきます。県指定文化財の洲原神社、市指定文化財の真木倉神社、西市場町にわか小太鼓、米屋町練り物の修理に対し、それぞれ所定の助成をしていくとともに、市指定文化財の真木倉神社、上神（かさがみ）神社の県指定文化財登録に向けた調査を実施いたします。そのほか、流し仁輪加、ひんここ等の伝統文化の継承、保存、育成に努めるとともに、美濃インター前区画整理事業用地内の埋蔵文化財発掘調査を推進いたします。

文化・芸術面では、アーティスト・イン・レジデンス「美濃・紙の芸術村事業」も引き続き実施するとともに、美濃和紙の情報発信や国際交流を推進するほか、芸術文化鑑賞機会の充実にも努めてまいります。

次に五つ目、市民参加の推進であります。

施策の第5は、「活発な市民活動、参加のシステムづくり」を目指す市民参加の推進であ

ります。

平成19年度からケーブルテレビが運用となりました。地域放送である長良川チャンネルでは毎日美濃市の番組が放送されておりますので、市の情報に加え、今後も地域情報の充実を図ります。今後も、市民総タレントとして、市民みずからがケーブルテレビに出演し、活用できるような場をさらにつくってまいりたいと思っております。低所得者に対するケーブルテレビの視聴料助成を引き続き行います。また、大容量のブロードバンドとしての利用が市内全域で可能となり、ITを活用した市民サービスの向上や企業誘致などにも努めてまいります。

市の重要な課題につきましては、市民本位の市政を志向して、常に市民の皆様の意見を伺い、パブリックコメントやワークショップ等を通じて市民の皆さんに参加をしていただいているところでございます。今後も市政の重要課題に市民の皆さんの提案や評価をいただき、市民みずからの力が発揮できるよう、さらに市民協働のまちづくりの仕組みづくりに努め、住民自治の確立を目指してまいります。そのため、さらなる情報公開やアカウンタビリティ（説明責任）の遂行や、パブリックコメント（市政に対する市民の意見や評価）の取り込みにも積極的に取り組んでまいります。また引き続き、市長との対話事業であります市長への手紙、Eメール、夢トーク、おしゃべりサロンなどを通じて、市民の立場に立った市民のための市民に開かれた市政を進めてまいりたいと存じます。

また、新年度から始まる地域づくり事業のほか、公共分野における自治会、各種団体、ボランティア、サポーター、NPO等との協働事業の推進手法として平成16年度から始まっております道普請方式により、引き続き市道、農道、林業施設等の市民との協働型の維持管理を推進してまいります。さらには、現状の市民活動に加えて、道普請方式を取り入れながら、公園や生涯学習施設など、さまざまな公共施設の運営や行政サービス、景観形成活動にも広げていきたいと考えております。

男女共同参画につきましては、新しいいきプラン美濃に基づき、市民フォーラム、女と男の共生講座等を進める中で、女性のエンパワーメントを高め、女性と男性が生き生きと活動し、生活できる環境づくりを進めてまいります。

広報・広聴につきましては、「広報みの」や、見やすくリニューアルしたホームページに加え、ケーブルテレビを通じて市政情報を提供するとともに、あらゆる機会を通じて、市民の夢や希望や、市政に対する率直な意見を伺い、市政運営につなげていきます。また引き続き、情報公開により、市民に開かれた市政を進めてまいります。

次に、平成まちづくり改革でございますが、平成17年1月の平成まちづくり改革大綱及び同年3月に策定した行動計画に基づき、改革を着実に推進してまいりました。平成16年度から平成18年度の3年間で、一般行政職の職員16人の削減、事業の見直し、経費の節減、補助金交付の適正化、出張所機能の見直しなど、金額に換算できるもので約11億円の削減を図ってまいりました。平成21年度までの平成まちづくり改革推進行動計画・美濃市集中改革プランをより厳しく見直し、人件費の抑制、事業の総点検、施設管理の見直し、受益者負担のあ

り方など、平成20年度から22年度までの新たな行動計画を策定中ではありますが、今後はさらに平成24年度までの5年間の行動計画を策定する予定であります。

新年度においては、経常的経費5%の削減、各種団体への運営等補助金は平成15年度予算の25%減、各種イベント補助金は前年度予算の5%減として予算を編成しております。また、金利の高い公的資金の繰り上げ償還を行い、市債の公債費負担の軽減を図ります。しかしながら、この間に、国の三位一体の改革、歳出・歳入一体改革などにより、地方財政は平成まちづくり改革大綱の策定当時に比べて大きく変革いたしました。平成23年度に国及び地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指すため、さらに徹底的な歳出抑制が地方にも求められております。

新年度においては、地方税偏在是正による財源措置として地方再生対策費が4,000億円地方交付税に算入されたものの、引き続き歳出抑制基調により、地方交付税の総額は対前年度比1.3%増にとどまっております。こうした状況により、地方自治体の大半は今後も厳しい行財政運営を余儀なくされることが予想されます。本市も例外ではなく、こうした状況を非常事態ととらえ、美濃市が存続し、持続可能な財政運営をしていくためには、事業の絞り込みと将来を見通した施策が求められます。

健康で安心・安全な生活が営める美濃市を築くためには、少子高齢化対策や防災など、市民福祉向上のため充実していく必要があります。教育についても、未来を担う子供たちを心豊かにたくましく育てるために欠かすことはできません。すべての市民が夢と希望を持ち、健康で生きがい満ち、心豊かに日々を過ごしながら、多くの人々に美濃市を訪れていただき、この地に住む喜びと誇りを市民ぐるみで共有するためには、多種多様な施策がさらに必要となります。健全財政を堅持しながら、政策的意義、有効性、必要性などに配意した事業の選択により、限られた財源で最大限の効果を引き出さなければなりません。そのためには、市民と協働で「もったいない運動」を展開していくとともに、さらなる行財政改革の推進により行政のスリム化を図るとともに、新たな財源の発掘をしていきたいと存じます。

市民と行政が協働して創意工夫し、我慢するところは我慢し、未来に向かってお互いに力を合わせて努力していくことが、小さくてもキラリと光るオンリーワンの美濃市への道であります。これは、今日まで美濃市が行ってきた市政運営の基本でございます。ある新聞社に、年頭に当たり、ことし1年の思いを漢字1字で書いてくださいと依頼されました。「健（すこやか）」という字を書きました。この「健」は、市民の健康、まちづくりに取り組む健闘、そして財政の健全化を目指す、この三つの思いを込めたものであります。

市政運営に当たっては、私を初め職員一人ひとりが目標を達成するため、みずからを高め、清廉にして、新しい政治である市民と協働してまちづくりに努力してまいります。そのためには、さらなる市民の理解と信頼を得ることに努めなければなりません。また、市民の立場に立ち、常に市民のために公務員としての責任を自覚し、市民主体の個性と魅力のある「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現に全力を傾注してまいります。あわせて、21世紀にふさわしい市民サービスと市民本位の行政システムの構築に取り組んでまいりたいと思

います。小さな市だからできる、お互いの顔が見えるからこそ可能な方法がまだまだあります。私は、今後も議会や市民の信頼を得て市長としてその責任を果たすため、先頭に立って、市民の最大の幸福が得られるよう、より市民の声を大切に市民主体の市政を進めてまいりたいと存じます。さらなる市民の皆様、議員の皆様の御指導、御理解をよろしくお願いいたします。

以上、新年度に対する基本方針と主要施策について述べさせていただきました。御理解と御指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩原輝夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

第4 議第2号から第14 議第12号まで及び第19 議第17号から第47 議第45号まで
(提案説明)

○議長（岩原輝夫君） 日程第4、議第2号から日程第14、議第12号までと日程第19、議第17号から日程第47、議第45号までの40案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第2号について、副市長 太田松雄君。

○副市長（太田松雄君） それでは、議第2号 平成20年度美濃市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度の予算編成に当たりましては、緩やかな景気の回復により市税の増収が見込まれるものの、国の歳出・歳入一体改革による地方交付税の削減など、財政状況は依然厳しい状況であります。こうした状況下ではありますが、引き続き徹底した行財政改革を進め、持続可能な健全財政堅持に努め、小さくてもキラリと光る「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」実現のため、歴史や文化、自然環境を生かした美しいオンリーワン、元気で魅力あるオンリーワン、安全で安心、健康なオンリーワン、市民力、文化力のオンリーワン、参加と協働によるオンリーワン、行財政改革と持続可能なオンリーワンの六つのオンリーワンを重点目標に、第4次総合計画の基本目標であります都市環境の整備、産業の振興、市民生活の向上、教育文化の向上及び市民参加の推進を推し進め、さらなる市民福祉の向上と地域の活性化を図るため、市民の皆さんがみずから考え取り組む活力ある地域づくりに対し支援する地域づくり支援事業や、市民総参加で取り組むもったいない運動を初め、健康づくり、人口対策、子育て支援など、市民との協働によるまちづくりを進めていくことを重点に平成20年度予算を編成いたしました。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げますので、赤スタンプ2番の平成20年

度美濃市予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億3,300万円と定め、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、「第1表 歳入歳出予算」によると定めるものとごさいます。

第2条は、翌年度以降にわたり債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、「第2表 債務負担行為」によるものと定めるものであります。

第3条は、建設事業等に充てるため起こすことのできる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を、「第3表 地方債」によると定めるものであります。

第4条は、予算の執行に当たり、資金繰りのため借り入れる一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものであります。

第5条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる費目として、給料、職員手当及び共済費の予算に過不足を生じた場合の同一款内での流用を定めるものであります。

次に2ページをお開きください。

第1表は、平成20年度歳入歳出予算を款項の区分ごとに金額を定めたもので、後ほど内容とあわせて御説明申し上げます。

次に9ページをお開きください。

この表は、第2条で定める平成20年度において借り入れる各種資金に対する利子補給を初め、債務保証、奨励金等で、その負担が後年度にわたる事業で、公共用地等の取得費、賃貸共同住宅等建築奨励補助金等の9事業について、その期間や限度額を定めるものであります。

次に10ページをごらんください。

この表は、第3条で定める地方債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるもので、観光ふれあい広場整備事業、(仮称)美濃北部小学校校舎増築事業、臨時財政対策債、公的資金繰り上げ償還借換債等の8起債で、限度額の合計は4億9,610万円であります。

次に11ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入の総括でございしますが、12ページにございします歳入の合計は、本年度の予算額88億3,300万円で、前年度に比べて2,800万円、対前年比0.3%の増となっております。

次に13ページの歳出の総括表であります。右側の歳出合計の財源内訳を申し上げますと、国・県支出金は9億2,481万6,000円で10.5%を占めており、地方債は2億7,610万円で3.1%を占め、その他の財源は7億9,003万円、8.9%となっております。

以上、特定財源の合計は19億9,094万6,000円で22.5%となり、一般財源は68億4,205万4,000円で77.5%の割合となっております。

なお、歳入歳出予算の内容につきましては、後ほど別の資料で御説明申し上げます。

それでは133ページをお開きください。

これは、給与費明細書でございします。特別職と一般職に分けて、それぞれの人員、給与費、

共済費など、本年度と前年度を比較して記載しておりますので、後ほど参考にしてごらんいただきたいと思っております。

以上で予算書に対する説明を終わりました、次に赤スタンプ6番の平成20年度美濃市一般会計当初予算説明資料により、歳入歳出予算の内容を御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

この表は、歳入における一般会計当初予算の平成19年度との比較表でございます。各款ごとに、構成比の大きいもの及び前年度と比較して増減の著しいものについて御説明を申し上げます。

第1款 市税は32億6,417万円、構成比37.0%、前年度対比2.4%、7,791万円の増となりました。これは主に、固定資産税、個人市民税及び法人市民税の増により見込み額を計上しております。

次に第10款 地方交付税は21億4,500万円、構成比24.3%で、前年度対比6.3%、1億4,500万円の減であります。本年度は地方再生対策として特別枠の配分はあるものの、歳出・歳入一体改革や市税収入の伸び、地方財政計画などを勘案し、計上したところでございます。

次に第14款 国庫支出金は4億6,586万5,000円、構成比5.3%で、前年度対比10.5%、4,438万1,000円の増で、これは（仮称）美濃北部小学校校舎増築事業の学校施設整備費負担金、まちづくり交付金等の増によるものでございます。

次に第18款 繰入金は6億7,712万2,000円、構成比7.7%で、前年度対比9.9%、7,438万6,000円の減となりました。これは減債基金2,000万円の減を初め、地域づくり推進基金2,000万円の減、社会福祉基金3,000万円の減などと、都市計画事業基金1,000万円の増などとの差による減でございます。

次に第21款 市債は4億9,610万円、構成比5.6%、前年度対比31.0%、1億1,740万円の増となりました。主なものは、公的資金補償金免除繰り上げ償還に伴う公的資金繰り上げ償還借換債、臨時財政対策債、（仮称）美濃北部小学校校舎増築事業などによるものでございます。市債の計上につきましては、元利償還金の交付税措置等、諸条件を十分検討の上、計上したところでございます。

以上、歳入の合計は88億3,300万円で、前年度に比べて2,800万円、対前年度比0.3%の増となりました。

次に2 ページをお願いします。

歳出につきましても、この比較表により御説明申し上げます。

第1款 議会費は1億3,414万1,000円で、構成比1.5%、対前年度33万7,000円、0.3%の減で、これは議員報酬、職員人件費が主なものでございます。

第2款 総務費は10億6,843万8,000円で、構成比12.1%、対前年度712万3,000円、0.7%の減となりました。主な内訳は、牧谷線やコミュニティバスの自主運行事業、民間活力創生事業、長良川鉄道施設整備補助経費、ケーブルテレビ番組作成経費、庁内ネットワークパソ

コン更新事業、地域づくり支援事業、スローライフサミット開催経費、岐阜県知事選挙費等でございます。

第3款 民生費は21億280万5,000円で、構成比23.8%、対前年度1億39万1,000円、5.0%の増となりました。主な内訳は、福祉医療費、障害者自立支援費や、国民健康保険、老人保健、介護保険及び後期高齢者医療特別会計の繰出金、児童手当給付費、留守家庭児童教室運営経費、保育所運営経費、生活保護経費等、また乳幼児等の医療費助成につきましては、入院費の無料化を小学6年生から中学3年生まで拡大いたします。

第4款 衛生費は8億1,608万2,000円で、構成比9.2%、対前年度9,742万4,000円、10.7%の減となりました。主な内訳は、浄化槽設置整備事業補助経費、予防接種事業や各種検診、特定健診事後指導、総合的なわくわく元気推進事業などの健康増進事業、簡易水道特別会計繰出金、美濃病院事業会計負担金、中濃広域行政事務組合負担経費等でございます。

第5款 労働費は621万5,000円で、構成比0.1%、対前年度265万5,000円、29.2%の減となりました。主な内訳は、雇用対策事業補助経費、岐阜県勤労者生活資金融資預託金でございます。

第6款 農林水産業費は3億71万3,000円で、構成比3.4%、対前年度1,374万9,000円、4.8%の増となりました。主な内訳は、農業集落排水事業特別会計繰出金、中濃地域農業共済組合負担経費、土地改良施設維持管理適正化事業、森林景観整備事業、間伐実施確保対策事業補助経費、道普請方式による農地・水・環境保全向上対策事業等でございます。

第7款 商工費は4億7,645万4,000円で、構成比5.4%、対前年度3,685万5,000円、8.4%の増となりました。主な内訳は、観光ふれあい広場整備事業、池尻・笠神工業団地開発事業の推進のための工業団地可能性調査費、小口融資貸付経費、商店街活性化事業補助経費、市観光イメージPR経費、美濃和紙あかりアート展開催補助経費等でございます。

第8款 土木費は11億3,850万9,000円で、構成比12.9%、対前年度8,134万5,000円、6.7%の減となりました。主な内訳は、美濃1号線等の交通安全施設費、道路新設改良費、小俣川河川改良事業、美濃インター前等の土地区画整理受託事業、余取川親水公園整備事業、景観形成整備事業、下水道特別会計繰出金等でございます。

第9款 消防費は4億346万7,000円で、構成比4.6%、対前年度1,340万6,000円、3.4%の増となりました。主な内訳は、中濃消防組合負担経費、消防団等運営補助経費、小型動力ポンプつき積載車更新事業、耐震性貯水槽整備事業、防災無線維持管理経費、防災メール関係経費等でございます。

第10款 教育費は11億4,461万5,000円で、構成比12.9%、対前年度1,067万9,000円、0.9%の増となりました。主な内訳は、(仮称)美濃北部小学校校舎増築事業、学校再編関連活動経費、ツアー・オブ・ジャパン開催補助経費、少人数指導等教育推進経費、教育用コンピューター更新事業、町並み保存整備事業、市指定等の文化財修理補助経費等でございます。

第11款 災害復旧費は2万円で、構成比ゼロ%、対前年度増減なしとなりました。これは

災害が発生した場合に予算措置をするための経費でございます。

第12款 公債費は12億3,604万1,000円で、構成比14%、対前年度4,171万4,000円、3.5%の増となりました。主な内訳は、市債償還と公的資金繰り上げ償還に係る元金と利子でございます。

その他の款の説明は省略させていただきます、歳出の合計は88億3,300万円でございます。

次に3ページをお開きください。

この表は、歳出予算を性質別に分類したものでございます。内容は、1の人件費から横へ12の繰出金までを性質別に分類して、平成20年度と19年度を比較し、伸び率、構成比率をあらわしたものでございます。

主な内容でございますが、1の人件費は、職員の給与、議員及び各種委員等の報酬で、20年度は17億5,459万6,000円で、19年度と比べますと6,126万7,000円、3.4%の減であります。

2の物件費は、庁舎等各施設の管理運用経費や庁費等事務経費で、20年度は10億4,933万9,000円で、19年度と比べますと7,495万3,000円、6.7%の減であります。経常的な庁費等につきましては5%削減するなど、徹底した見直しによる経費削減を図ったものによるものであります。

3の維持補修費は、道路、学校等の修繕を初め、施設の維持に係るもので、20年度は4,030万円で、19年度に比べますと94万6,000円、2.4%の増であります。

4の扶助費は、福祉医療費、障害者自立支援費、児童手当給付費、生活保護費等で、20年度は10億2,961万6,000円で、19年度に比べますと3,603万8,000円、3.6%の増であります。

5の補助費等は、地域づくり支援費、中濃消防組合負担経費、中濃広域行政事務組合負担経費、美濃病院事業会計への出資金、各種団体などへの補助金等で、20年度は12億3,785万2,000円で、前年度と比べますと6,104万7,000円、4.7%の減となりました。これは美濃病院事業会計に対する企業債出資金の基礎の一つであります医療機器等において償還が終了したことによるものでございます。

6の普通建設事業費につきましては、20年度は10億2,630万6,000円で、19年度に比べますと7,720万1,000円、8.1%の増となりました。これは観光ふれあい広場整備事業や（仮称）美濃北部小学校校舎増築事業などの事業に伴うものでございます。

8の公債費は、20年度は12億3,599万1,000円で、前年度に比べますと4,171万4,000円、3.5%の増となり、これは元金及び利子の償還による減と繰り上げ償還元金1億2,106万8,000円の増との差し引きによるものでございます。

11の貸付金では、20年度は4,500万円で、前年度と同額で、これは起業家資金支援融資、小口融資預託金等でございます。

12の繰出金は、下水道特別会計、介護保険特別会計、老人保健特別会計、国民健康保険特別会計の各特別会計への繰出金で、新たに設置しました後期高齢者医療特別会計に対する繰出金を加え、20年度は14億9万5,000円となり、19年度に比べますと6,828万4,000円、5.1%

の増となっております。

なお、下の半分は、性質別の20年度の予算額と19年度の予算額を棒グラフにあらわし、比較したものでございます。

次に4ページをお願いします。

この表は予算の財源を比較したもので、左の表は、一般財源と特定財源に区分して、20年度と19年度の予算額、構成比と伸び率をあらわしたものでございます。表の中ほどにあります一般財源の計の欄は、20年度は68億4,205万4,000円で、構成比は77.5%、伸び率はマイナス2.1%となり、これに対して特定財源は19億9,094万6,000円、構成比は22.5%で、伸び率は9.7%となっております。

なお、財源比較表をもとに、右上においては、その財源を一般財源と特定財源に区分した円グラフを、右下においては、その財源を自主財源と依存財源に区分した円グラフを示しておりますので、参考にござらんください。

以上で議第2号の説明を終わります。どうか十分御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第3号、議第4号、議第5号、議第9号、議第10号、議第18号、議第19号、議第20号、議第24号、議第33号、議第34号、議第35号、議第36号、議第38号、議第39号の15案件について、民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、議第3号 平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算について御説明いたします。

交通災害共済事業につきましては、市民各位の御理解と御協力によりまして、平成19年度は加入者1万5,900人、加入率66.47%という状況になっております。今後も、より一層多くの市民の方々に御加入いただくよう啓発に努力してまいりたいと存じます。

それでは、赤スタンプ2番の予算書の147ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ575万円と定めるものであります。

次に149ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書の総括によりまして説明をさせていただきます。

歳入の1款 交通災害共済事業収入479万5,000円は、加入者1万3,320人分の会費で、平成19年度の実績を勘案して算出したものであります。

2款 繰入金80万2,000円は、就学前2年の幼児、小学生、中学生、交通指導隊員及び女性交通安全委員の方々、合計2,226人分の会費を一般会計から繰り入れるものであります。

3款 繰越金1,000円は前年度からの繰越金であり、4款 財産収入15万1,000円は準備積立金の運用収入、5款 諸収入1,000円は預金利子であります。

次に、歳出について御説明いたします。

1款 交通災害共済事業費は575万円で、この内容は、交通災害共済審査委員の報酬、共済給付金、事務費等であり、歳入歳出ともに合計は575万円となります。

150ページ以降の説明は省略させていただき、議第3号についての説明を終わります。

次に、議第4号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、国保を取り巻く状況は、高齢者や低所得者の増加、医療の高度化などによりまして、依然として厳しい状況に置かれております。美濃市における医療費は、平成19年3月から10月の期間について前年同期と比較して約3.5%の伸びとなっております。こうした状況の中で、国においては、医療制度改革大綱に沿って、平成20年度からは後期高齢者医療制度の創設と、医療費適正化の総合的な推進として、メタボリックシンドロームに着目した特定健診、特定保健指導が保険者に義務づけられることとなります。こうした状況等を勘案いたしまして平成20年度予算編成をしたところでございます。

それでは、赤のスタンプ2番の予算書157ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,678万5,000円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用についての規定であります。保険給付費にあっては款の中で流用できるものと定めたものでございます。

163ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明いたします。

1款 国民健康保険税6億6,029万8,000円は、一般被保険者と退職被保険者等の医療分、介護分の現年度、過年度分の保険税と、20年度から新たに創設される後期高齢者医療保険への支援金の現年度の保険税でございます。

2款 分担金及び負担金90万円は、20年度から始まる特定健診等負担金でございます。

3款 使用料及び手数料32万3,000円は、保険税の督促手数料でございます。

4款 国庫支出金5億5,248万7,000円は、療養給付費、療養費の見込み額により算定した療養給付費負担金、高額医療費共同事業負担金、財政調整基金交付金及び特定健診等負担金などの収入を見込んだ額でございます。

5款 療養給付費交付金1億6,417万3,000円は、退職被保険者の療養給付に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

6款 前期高齢者交付金5億4,655万6,000円は、20年度から創設される前期高齢者医療制度の交付金でございます。

7款 県支出金9,396万2,000円は、高額医療費共同事業負担金、特定健診等負担金、財政調整基金と国保助成金でございます。

8款 共同事業交付金2億5,980万2,000円は、国保連合会が行う高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業からの交付金でございます。

9款 財産収入38万6,000円は、国保財政調整基金から生じる利子収入でございます。

10款 繰入金1億3,385万7,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

11款 繰越金5,000円は、前年度からの繰越金を見込んだものでございます。

12款 諸収入404万1,000円は、交通事故などによる第三者納付金等でございます。

次に164ページをお開きください。

歳出でございますが、1款 総務費5,402万7,000円は、主なものは職員人件費などの一般管理費、賦課徴税费等でございます。

2款 保険給付費16億2,983万2,000円は、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費及び葬祭諸費等でございます。

3款 後期高齢者支援金等2億4,070万8,000円は、後期高齢者医療保険への支援金等でございます。

4款 前期高齢者納付金等28万7,000円は、20年度から始まる前期高齢者医療制度で社会保険診療報酬支払基金への納付金でございます。

5款 老人保健拠出金6,618万5,000円は、社会保険診療報酬支払基金への拠出金でございます。

6款 介護納付金1億4,939万1,000円は、社会保険診療報酬支払基金への納付金でございます。

7款 共同事業拠出金2億6,625万4,000円は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る県国保連への拠出金でございます。

8款 保健事業費1,485万1,000円は、特定健診等事業費及び健康づくり推進事業等で、疾病予防の対策の推進を図るものでございます。

9款 基金積立金39万円は、財政調整基金の利子相当額を積み立てるものでございます。

10款 公債費25万円は、一時借入金が生じたときの借り入れ利子でございます。

11款 諸支出金161万円は、保険税の還付等に充てるものでございます。

12款 予備費は4,300万円を計上いたしました。

以上、歳入及び歳出合計は24億6,678万5,000円となったところでございます。

165ページ以降の説明は省略させていただきます。議第4号の説明を終わります。

次に、議第5号 平成20年度美濃市老人保健特別会計予算について御説明いたします。

赤スタンプ2番の予算書の193ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億3,601万4,000円と定めたものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を3,000万円と定めたものでございます。

老人保健につきましては、平成20年度から後期高齢者医療制度がスタートいたしますが、2ヵ月おくれで支払いが発生する前年度の3月分医療費等を主として計上したものでございます。なお、老人保健特別会計につきましては、過年度分支払いが発生する可能性がありますので、3年間は継続することとされております。

では197ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 支払基金交付金1億7,180万1,000円は、医療保険各保険者の拠出金で運営しております社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、医療費の12分の6相当額と審査支払手数料交付金でございます。

2 款 国庫支出金 1 億725万7,000円は、医療費の12分の4相当額と医療費適正化事業補助金でございます。

3 款 県支出金2,679万1,000円は、医療費の12分の1相当額でございます。

4 款 繰入金の2,816万3,000円は、一般会計からの繰入金で、医療費の12分の1相当額と事務費分でございます。

5 款 諸収入200万2,000円は、第三者納付金等でございます。

次に歳出、1 款 総務費136万1,000円は、医療費支給に要する一般事務費で、レセプト点検や電算処理等の経常経費でございます。

2 款 医療諸費 3 億3,460万3,000円は、入院、入院外、歯科等医療費とレセプト審査手数料でございます。

3 款 公債費50万円は、一時借入金が生じたときの借り入れ利子でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額はそれぞれ 3 億3,601万4,000円でございます。

198ページ以降の説明は省略させていただきます、議第5号の説明を終わります。

次に、議第9号 平成20年度美濃市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

赤スタンプ2番の予算書の273ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ14億2,286万1,000円と定めたものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を8,000万円と定めたものでございます。

予算編成に当たりましては、前年度の実績と第3期介護保険事業計画に基づいて在宅及び施設等サービス費を推計し、介護給付費総額を算出いたしました。

279ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1 款 保険料 2 億4,062万3,000円は、65歳以上の第1号被保険者の現年度分、過年度分の介護保険料でございます。

2 款 使用料及び手数料 4 万5,000円は、介護保険料の督促手数料等でございます。

3 款 国庫支出金 3 億3,360万8,000円は、介護給付費の負担金と調整交付金、地域支援事業交付金でございます。

4 款 支払基金交付金 4 億1,634万1,000円は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金でございます。

5 款 県支出金 2 億569万7,000円は、介護給付費負担金と地域支援事業交付金でございます。

6 款 財産収入42万3,000円は、介護保険準備基金の利子でございます。

7 款 繰入金 2 億2,536万5,000円は、介護給付費、介護予防給付費等に係る一般会計からの繰入金と、介護保険準備基金からの繰入金でございます。

8 款 繰越金75万円は、前年度からの繰越金でございます。

9 款 諸収入9,000円は、第三者納付金等でございます。

280ページをお開きください。

歳出、1款 総務費5,049万9,000円は、人件費と保険料徴収費、介護認定事務費等でございます。

2款 保険給付費13億2,633万円は、在宅、施設、介護予防の給付費等でございます。

3款 財政安定化基金拠出金142万9,000円は、介護保険財政の安定化を図る目的で岐阜県財政安定化基金に拠出するものでございます。

4款 地域支援事業費4,322万3,000円は、介護予防事業、包括的支援事業費でございます。

5款 基金積立金43万円は、介護保険給付準備基金の利息相当額を積み立てるものでございます。

6款 公債費20万円は、一時借入金が生じたときの借り入れ利子でございます。

7款 諸支出金75万円は、過年度分保険料還付金でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額は14億2,286万1,000円となりました。

281ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第9号の説明を終わります。

次に、議第10号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

赤スタンプ2番の予算書301ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ4億2,955万3,000円と定めたものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を6,000万円と定めたものでございます。

後期高齢者医療特別会計は、新たな医療制度創設に伴い、平成20年度から設置する特別会計でございます。予算編成に当たりましては、対象者数や医療費実績に基づいて岐阜県後期高齢者医療広域連合が算定した療養給付費や保険基盤安定等の美濃市負担分と、保険料徴収経費等を推計し、総額を算定いたしました。

では305ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 後期高齢者医療保険料1億6,498万円は、75歳以上の方の保険料でございます。

2款 使用料及び手数料2万円は、保険料の督促手数料でございます。

3款 後期高齢者医療広域連合委託金110万6,000円は、保健事業委託金でございます。

4款 繰入金2億6,336万5,000円は、療養給付費、保険基盤安定、広域連合事務費等繰入金でございます。

5款 諸収入8万2,000円は、健診受診者負担金等でございます。

次に歳出、1款 総務費217万3,000円は、保険料の徴収事務費等でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金4億2,607万4,000円は、保険料、療養給付費、保険基盤安定等の負担金でございます。

3款 保健事業費110万6,000円は、健診委託料等でございます。

4款 公債費20万円は、一時借入金が生じたときの借り入れ利子でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額は4億2,955万3,000円でございます。

306ページ以降の説明は省略させていただきます、議第10号の説明を終わります。

○議長（岩原輝夫君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、議第18号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

赤のスタンプ4番の補正予算書56ページをお開きください。

今回補正をお願いいたしますのは、年度末を控えまして、予算の執行状況及び決算見込みを検討し、補正をお願いするものであります。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ643万9,000円と定めるものであります。

予算の内容につきましては、事項別明細書総括のうち歳出の表により歳入もあわせて御説明いたしますので、58ページをお開きください。

歳出の1款 交通災害共済事業費に5万2,000円を追加し643万9,000円とするもので、内容は、交通災害共済給付金の減額及び積立金の増額でございます。財源内訳は、繰入金で1万1,000円の減額、基金の運用収入などその他財源が6万3,000円の増額であります。

59ページ以降の説明は省略させていただきます、議第18号の説明を終わります。

次に、議第19号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

ナンバー4の補正予算書62ページをお開きください。

今回の補正は、主に新制度に伴う国保保険者システムの改修経費及び19年度の老人保健医療費拠出金、介護納付金が確定したことに伴う所要の予算措置をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,030万2,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ24億6,862万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括のうち、歳出の表によりまして歳入もあわせて御説明いたしますので、66ページをお開きください。

歳出の1款 総務費は109万2,000円を増額し5,592万1,000円とするもので、その内容は、新制度に伴う国保保険者システムの改修費の増額でございます。財源内訳は、すべて国庫支出金でございます。

2款 保険給付費は17万6,000円を増額し、15億8,951万5,000円とするもので、審査支払手数料を増額するものでございます。財源内訳は、国庫支出金を923万8,000円増額し、その他を906万2,000円減額するものでございます。

3款 老人保健拠出金は1,770万6,000円減額し、3億8,094万6,000円とするもので、19年度の拠出金の確定によるものでございます。財源内訳は、保険税971万円、国庫支出金513万3,000円、その他286万3,000円の減額でございます。

4款 介護納付金は2,896万円を減額し、1億3,192万5,000円とするもので、19年度の納付金の確定によるものでございます。財源内訳は、保険税262万4,000円、国庫支出金1,010万円、その他1,623万6,000円の減額でございます。

7款 基金積立金は18万円を増額し、補正後の額を72万円とするもので、これは国保財政調整基金の利子等を積み立てるものでございます。

9款 諸支出金は491万6,000円増額し652万6,000円とするもので、前年度の療養給付費の確定による返還金でございます。財源内訳は、その他でございます。

合計欄で、4,030万2,000円を減額し、24億6,862万4,000円とするものでございます。

67ページ以降の説明は省略いたしまして、議第19号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第20号 平成19年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

赤スタンプ4番の補正予算書74ページをお開きください。

今回補正をお願いいたしますのは、平成19年11月までの医療費確定に伴う最終的な見直しによる医療費の増額でございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ1億5,116万1,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ28億2,017万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により歳入もあわせて御説明しますので、76ページをお開きください。

歳出の1款 総務費は32万4,000円を増額し、補正後の額を717万3,000円とするもので、これは第三者行為求償事務の増加等により委託料に不足が見込まれることから増額するものでございます。財源はすべて一般会計からの繰入金でございます。

2款 医療諸費は1億5,083万7,000円を増額し、補正後の額を27億2,375万7,000円とするもので、これは入院医療費及び調剤費が増加し、医療給付費に不足が見込まれることから増額をするものでございます。財源内訳は、基金交付金7,776万7,000円、国・県支出金6,089万2,000円、繰入金は一般会計からの繰入金1,217万8,000円をいずれも増額するものでございます。

合計欄で、補正前の額に1億5,116万1,000円を増額して28億2,017万3,000円とするものでございます。

77ページ以降の説明は省略させていただきます、議第20号の説明を終わります。

次に、議第24号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

今回の補正は、平成19年11月までの実績から各給付費決算見込みを算出し、総額で減額をお願いするものでございます。

106ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出それぞれ7,455万5,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ14億1,556万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により歳入もあわせて御説明しますので109ページをお開きください。

歳出の1款 総務費は18万3,000円を減額し、補正後の額を4,757万2,000円とするもので、内容は、介護認定審査会運営負担金の減額などがございます。財源はすべてその他財源で、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

2款 保険給付費は1億574万円を減額し、補正後の額を12億2,987万6,000円とするもので、その内容は、施設介護給付費や介護予防給付費等の減額でございます。財源内訳は、保険料961万4,000円、国・県支出金4,118万4,000円、交付金3,273万7,000円、その他財源は一般会計からの繰入金2,220万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

5款 基金積立金は3,136万8,000円を増額し、補正後の額を3,168万8,000円とするもので、その内容は、介護保険給付準備基金積立金の増額でございます。財源内訳は、保険料961万4,000円、交付金85万6,000円、その他財源2,089万8,000円は基金利子15万5,000円と繰越金2,074万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

合計欄で、補正前の額に7,455万5,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ14億1,556万2,000円とするものでございます。

110ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第24号の説明を終わります。

次に、議第33号 美濃市紙のふるさとふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集20ページと、赤スタンプ5の条例の制定・改正の概要21ページをお開きください。

一部改正の内容は、これまで無料としていた60歳以上の者の浴室使用料を有料に改めるものでございます。

第15条関係の別表中、浴室の利用について、60歳以上の者は「無料」を「100円」と改め、浴室の利用時間を午後1時から午後7時までと定めるものでございます。

附則では、施行日を平成20年6月1日と定めております。

以上で議第33号の説明を終わります。

次に、議第34号 美濃市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1番の議案集22ページと、赤スタンプ5番の概要の23ページをお開きください。

今回の改正は、他市の状況を勘案し、利用者負担の改正をお願いするものでございます。

第6条の表中、市民税非課税世帯「1人目1,000円」を「1人目2,000円」に、「2人目以降1人につき500円」を「2人目以降1人につき1,000円」に、市民税課税世帯「1人目2,000円」を「1人目3,000円」に、「2人目以降1人につき1,000円」を「2人目以降1人

につき1,500円」に改めるものでございます。

附則では、平成20年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で議第34号の説明を終わります。

次に、議第35号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1番の議案集23ページと、概要の25ページをお開きください。

今回の改正内容は、子供医療費の助成枠拡大と後期高齢者医療制度開始に伴う当該条例を改正するものでございます。

第2条第1項第1号中「12歳」を「15歳」に改め、中学生の入院費を助成対象とするものでございます。第2条第3項中「社会保険各法」の次に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」を加え、第2条の2中「次の各号のいずれかに該当する者」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療を受けることができる者」に改めるとあるのは、根拠法令の名称の加入と変更による条文整備をするものでございます。

第3条、第3条の2、第4条、第4条の2、第7条は、後期高齢者医療制度の開始による根拠法令の名称と用語を改めるものでございます。

第5条は、12歳から15歳までの入院に係る医療費の助成を償還払いとするただし書きの条文を加えるものでございます。

第7条別表の最重度（A1）の項、内容の欄2号中「常時付添い看護」を「常時付添い監護」に用語を改正するものでございます。

附則では、平成20年4月1日から施行し、従前どおり受給者証、受給資格の経過措置を定めたものでございます。

以上で議第35号の説明を終わります。

次に、議第36号 美濃市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の27ページと、概要の30ページをお開きください。

一部改正の内容は、これまで無料としていた60歳以上の者の浴室使用料を有料に改めるものでございます。

第6条関係の別表中、浴室の利用について、60歳以上の者は「無料」を「100円」に、60歳未満は「30円」を「200円」に改め、浴室の利用時間を午前11時から午後5時までと定めるものでございます。第6条第2号では、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができることを定めております。

附則では、施行日を平成20年6月1日と定めております。

以上で議第36号の説明を終わります。

次に、議第38号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集30ページと、概要34ページをお開きください。

一部改正の内容は、地方税法の改正に伴い、平成18年度及び平成19年度で実施した介護保険料の激変緩和措置を、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴い、平成20年度まで1年間延長するものでございます。

附則第3条の見出し中「平成18年度及び平成19年度」を「平成18年度から平成20年度」と改め、同条及び各号において、平成20年度で保険料率の特例となる者の基準及び年間保険料額を定めるものでございます。

附則では、施行日を定めております。

以上で議第38号の説明を終わります。

次に、議第39号 美濃市後期高齢者医療に関する条例について御説明いたします。

ホスタンプ1の議案集32ページと、概要の37ページをお開きください。

この条例は、本年4月1日から創設される後期高齢者医療制度に係る市が行う事務について、法令及び岐阜県後期高齢者医療連合の条例で定められた事務を除いて、市条例で定めるものでございます。

第1条では、法令及び岐阜県後期高齢者医療連合の条例で定められた事務以外で、市が行う事務をこの条例で定めるとしております。

第2条では、市において行う事務を定めております。

第3条から第7条までは、保険料の徴収対象者となる被保険者、普通徴収の納期、督促及び延滞金、罰則など、保険料に係る事項について定めております。

附則第1条では、この条例の施行日を、同第2条では、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例を定めております。

以上で議第39号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第6号、議第7号、議第8号、議第12号、議第21号、議第22号、議第23号、議第26号、議第37号、議第40号、議第41号、議第42号、議第44号、議第45号の14案件について、建設部長 福井昭次君。

○建設部長（福井昭次君） それでは、議第6号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計予算について御説明申し上げます。

お手元の赤のスタンプ2番の予算書の205ページをお開きください。

簡易水道は、5施設によって、市民生活の向上のため、安全で安定した生活用水の供給を行っております。本年度は、半道簡易水道の変更認可申請、国が進める地域水道ビジョンの策定、19年度に引き続き公的資金補償金免除繰り上げ償還を実施します。各施設につきましては、定期点検、水質管理に努め、安全で安定した生活用水の供給を図るとともに、引き続き経費の節減と効率のよい運営に努めてまいりたいと存じます。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,585万2,000円とするものでございます。

第2条は、地方債を定めるものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めております。

208ページの第2表をごらんください。

第2条の地方債で、限度額を6,200万円、利率は年5%以内、償還方法は表に記載したとおりとするものでございます。

それでは209ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 使用料及び手数料7,772万9,000円は、水道使用料及び手数料などでございます。

第2款 工事費収入15万7,000円は、給水工事の受託費でございます。

第3款 負担金102万5,000円は、新規加入者の加入負担金などでございます。

第4款 繰入金5,493万5,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

第5款 繰越金4,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入2,000円は、預金利子などでございます。

第7款 市債6,200万円は、公的資金繰り上げ償還借換債でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

第1款 簡易水道費4,568万円は、人件費、事務運用保守経費、半道簡易水道変更認可申請業務委託事業などでございます。

第2款 公債費1億4,967万2,000円は、市債の元利償還金と繰り上げ償還元金でございませぬ。

第3款 予備費は50万円を計上いたしました。

210ページ以降の説明は省略させていただきます、議第6号の説明を終わります。

次に、議第7号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番の予算書の225ページをお開きください。

農業集落排水事業は、農業用水路や公共用水域の水質保全、農村の生活環境の向上を図るために6地区で供用開始しており、現在は乙狩地区の整備を進めております。平成20年度は、乙狩地区において管渠整備並びに処理施設の機械電気設備工事を行ってまいります。なお、供用開始は平成21年を予定しております。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億910万円とするものでございます。

第2条は、地方債を定めるものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

228ページの第2表をごらんください。

第2条の地方債で、農業集落排水事業目的の起債は限度額1億840万円、公的資金繰り上げ償還借換債は限度額7,920万円、利率は年5%以内、償還方法は表に記載したとおりとするものでございます。

それでは229ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金708万4,000円は、乙狩地区の分担金などでございます。

第2款 使用料及び手数料4,634万6,000円は、農業集落排水使用料などでございます。

第3款 県支出金9,021万1,000円は、乙狩地区整備に係る県補助金でございます。

第4款 財産収入40万6,000円は、農業集落排水事業減債基金の利子でございます。

第5款 繰入金1億7,745万円は、一般会計及び農業集落排水事業減債基金からの繰入金でございます。

第6款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入2,000円は、預金利子などでございます。

第8款 市債1億8,760万円は、乙狩地区整備事業費に係る市債及び公的資金繰り上げ償還借換債でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

第1款 農業集落排水事業費2億9,933万6,000円は、施設維持管理経費、乙狩地区整備事業費並びに事務経費などでございます。

第2款 公債費2億976万4,000円は、市債の元利償還金でございます。

230ページ以降の説明は省略させていただきます、議第7号の説明を終わります。

次に、議第8号 平成20年度美濃市下水道特別会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番の予算書の247ページをお開きください。

公共下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、三つの処理区で整備を進めております。平成20年度は、前年度に引き続き左岸処理区の污水管渠整備を行うとともに、長瀬浄化センターの汚泥処理・電気設備工事を推進してまいります。なお、長瀬浄化センターの通水開始は本年5月を予定しております。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,505万8,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為、第3条は地方債を定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の最高額を4億円と定めるものでございます。

250ページの第2表をごらんください。第2条の債務負担行為で、水洗便所等改造資金利子補給は、期間は平成20年度から25年度まで、限度額は20万円とするものでございます。

次の第3表をごらんください。第3条の地方債で、下水道事業目的の起債は限度額2億3,260万円、公的資金繰り上げ償還借換債は限度額280万円、利率は年5%以内、償還方法は表に記載したとおりとするものでございます。

それでは251ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金9,757万6,000円は、受益者負担金でございます。

第2款 使用料及び手数料1億8,347万円は、下水道使用料などでございます。

第3款 国庫支出金4,420万円は、管渠整備及び処理場建設に係る国庫補助金でございます。

第4款 財産収入67万3,000円は、下水道事業基金及び減債基金の利子でございます。

第5款 繰入金5億5,309万3,000円は、一般会計並びに下水道事業基金及び減債基金から

の繰入金でございます。

第6款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入64万5,000円は、左岸処理場の雨水排水ポンプ維持管理負担金収入などでございます。

第8款 市債2億3,540万円は、管渠整備及び処理場建設を対象事業とした市債及び公的資金繰り上げ償還借換債でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

次の252ページをお開きください。

第1款 総務費2,306万1,000円は、事務経費などでございます。

第2款 下水道事業費4億6,846万4,000円は、施設維持管理経費、管渠建設費、長瀬処理場建設費でございます。

第3款 公債費6億2,353万3,000円は、市債の元利償還金でございます。

253ページ以降の説明は省略させていただきます、議第8号の説明を終わります。

次に、議第12号 平成20年度美濃市上水道事業会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番の予算書の345ページをお開きください。

上水道は、第5次拡張事業計画に基づき、生櫛管理棟及び松森配水池の場内整備工事と配水管布設がえ工事を実施いたします。経営につきましては、施設の合理的かつ効率的な管理・運用により経費の節減を図り、19年度に引き続き公的資金補償金免除繰り上げ償還、地域水道ビジョン策定などにより、健全な経営に努めてまいります。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 水道事業収益の予定額は3億4,069万2,000円に定めるものでございます。次の346ページをごらんください。支出の第1款 水道事業費用の予定額は3億9,086万3,000円に定めるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入の予定額は2億8,897万8,000円に定めるものでございます。支出の第1款 資本的支出の予定額は4億2,806万6,000円に定めるものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足いたします額を、第4条本文括弧内において補てんする旨定めるものでございます。

第5条は、企業債の目的、限度額などを表の記載のとおり定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円と決めました。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費を4,026万9,000円と定めるものでございます。

349ページ以降の説明は省略させていただきます、議第12号の説明を終わります。

次に、議第21号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ4番の補正予算書の82ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、事業の確定などに伴い、所要の調整を行うものでございます。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ103万4,000円を減額して、予算の総額を2億2,659万円とするものでございます。

それでは、84ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第1款 簡易水道費は103万4,000円を減額して、補正後の額を4,531万7,000円とするもので、内容は、施設維持管理経費の確定見込みと、工事費などの確定による減額でございます。財源は、使用手数料で21万2,000円を減額、その他で繰入金82万2,000円を減額するものでございます。

第2款 公債費は、財源内訳のみの変更で、使用料及び手数料74万7,000円の増額と、同額をその他の繰入金で減額するものでございます。

85ページ以降の説明は省略させていただきますして、議第21号の説明を終わります。

次に、議第22号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ4番の補正予算書の88ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、乙狩地区整備事業費などの調整を行うものでございます。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,129万9,000円を減額して、予算の総額を3億2,136万9,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の限度額を改めるものであり、乙狩地区整備事業費の減額補正に伴い、90ページの第2表のとおり、限度額を4,960万円に減額するものでございます。

それでは、91ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は1,129万9,000円を減額し、補正後の額を1億8,422万5,000円とするもので、内容は、乙狩地区整備事業費の減額並びに事務経費、基金積立金、施設管理経費を調整するものでございます。財源は、地方債が710万円の減額、一般会計からの繰入金が33万9,000円の減額、その他の386万円の減額は、分担金、使用料、基金利子の調整によるものでございます。

92ページ以降の説明は省略させていただきますして、議第22号の説明を終わります。

次に、議第23号 平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ4番の補正予算書の96ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、建設事業費などの調整を行うものでございます。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ6,084万1,000円を減額して、予算の総額を15

億7,376万8,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費、第3条は地方債の補正でございます。

99ページの第2表をごらんください。第2条の繰越明許費で、左岸処理区において、口野々地内において県道改良工事に同調して施工しております管渠整備工事2本が、県道改良工事のおくれにより、年度内の完成が困難となりました。また、長瀬浄化センター建設事業において、脱水機的设计のおくれにより、汚泥処理整備工事のうち、今年度施工分の年度内完成が困難となりました。したがって、地方自治法の規定により、各事業の経費のうち、それぞれ521万4,000円、514万8,000円、2,600万円を繰越明許費と定めるものでございます。

次の第3表は、第3条の地方債の補正で、限度額を4億7,420万円に減額変更するものでございます。

それでは100ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第1款 総務費は143万9,000円を増額し、補正後の額を3,770万9,000円とするもので、事務経費及び基金積立金を調整するものでございます。

第2款 下水道事業費は6,228万円を減額し、補正後の額を9億5,206万9,000円とするもので、管渠整備事業費を減額するものでございます。

第3款 公債費は、財源内訳の調整をするものでございます。

財源内訳は、地方債が5,940万円の減額、一般会計からの繰入金165万円の減額、その他の20万9,000円の増額は、受益者負担金、使用料、基金利子の調整によるものでございます。

101ページ以降の説明は省略させていただきます。議第23号の説明を終わります。

次に、議第26号 平成19年度美濃市上水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ4番の補正予算書の132ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、予算の適正な執行を行うための調整でございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、資本的収入及び支出の変更で、収入の第1款 資本的収入では、既決予定額から9,000万円を減額して、計を1億6,380万円とするものでございます。支出の第1款 資本的支出では、既決予定額から1億458万6,000円を減額いたしまして、計を2億9,487万2,000円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足いたします額を、第2条本文括弧内において補てんする旨改めるものでございます。

第3条は、企業債の変更で、5次拡張事業の起債の限度額を9,000万円減額して、補正後の限度額を1億390万円に改めるものでございます。

133ページ以降の説明は省略させていただきます。議第26号の説明を終わります。

次に、議第37号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集の30ページをお開きください。また、赤スタンプ5番の議案説明資料の32ページを御参照ください。

今回の改正は、国土交通省から公営住宅における暴力団排除についての通知により、条例の改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、第6条第1項に次の1号を加えるとありますのは、入居者資格に法律で規定する暴力団員ではないことを追加するものでございます。

第42条第1項中「第6号」を「第7号」とし、第5号の次に次の1号を加えるとありますのは、住宅の明け渡しの項目に6号を追加して、号番号を順次繰り下げるものでございます。42条第4項中「5号」を「6号」に、同条第5項中「6号」を「7号」に改めるとありますのは、号番号を順次繰り下げるものでございます。

附則で、施行日を定めております。

以上で議第37号の説明を終わります。

次に、議第40号 美濃市賃貸共同住宅等建築奨励条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の37ページをお開きください。また、赤スタンプ5番の議案説明資料の39ページを御参照ください。

今回の改正は、近年の住宅様式の変化に伴い、共同住宅の居室兼食堂兼台所などの間取りに関する規定をより明確にするため、条例の改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、4条第1項第2号中「あること」の次に「。又は、これと同等以上の部屋があること」を加えるとありますのは、間取りの多様化に対応するための追加と、同項に次の1号を加えるとありますのは、各部屋の基準をアからウで定めるものでございます。

附則で、施行日を定めております。

以上で議第40号の説明を終わります。

次に、議第41号 美濃市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集の38ページをお開きください。また、赤スタンプ5番の議案説明資料の41ページを参照してください。

今回の改正は、さきの議第37号と同様でございます。

改正の内容は、第7条第1項に次の1号を加えるとありますのは、入居者資格に法律で規定する暴力団員ではないことを追加するものでございます。

21条第1項中「第6号」を「第7号」とし、「第5号」を「第6号」とし、第4号の次に次の1号を加えるとありますのは、住宅の明け渡し請求の項目に5号を追加して、号番号を順次繰り下げるものでございます。

附則で、施行日を定めております。

以上で議第41号の説明を終わります。

次に、議第42号 美濃市下水道条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集の39ページをお開きください。また、赤スタンプ5番の議案説明資料の43ページを御参照してください。

今回の改正は、長瀬処理区の供用開始を控え、美濃市下水道条例ほか2本の条例について必要な改正を行うものでございます。

長瀬処理区は、計画区域面積80ヘクタール（計画処理人口2,600人）のうち、長瀬地区、立花地区の54ヘクタールの面整備（計画処理人口1,500人）と長瀬浄化センター建設の事業認可を平成13年度に受けて整備を進め、このたび5月ごろには供用開始できる運びとなりました。

改正の内容は、第1条は、美濃市下水道条例の一部を改正するものであり、条例第3条に定める市が設置する公共下水道の処理区域に、長瀬処理区及び長瀬浄化センターの名称と位置などを追加するものでございます。

第2条は、美濃市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正するものであり、条例第3条に定める受益者負担金の徴収対象となる負担区に長瀬処理区を追加するものでございます。

第3条は、美濃市下水道処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正するものであり、条例第3条に定める区域外流入分担金について、利用しようとする処理区に長瀬処理区を追加するものでございます。

附則は、施行日を定めております。

以上で議第42号の説明を終わります。

次に、議第44号 字の区域の変更について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集の42ページをお開きください。

曾代地区におきまして、平成15年度から平成20年度までの6年間の継続事業として、約3.4ヘクタールの土地区画整理事業を実施しております。この事業は、工事関係を完了いたしまして、現在、換地計画を行う段階でございます。新しく区画された土地や隣接道路等について字を決定する必要が生じたので、地方自治法の規定により整備を行うものでございます。

次の42ページをごらんください。

変更調書で、字上岩本の10筆と字下岩本の58筆及び隣接介在する道路や水路である市有地の全部を「大字曾代字城下」に変更するものでございます。

なお、43ページに変更図面を掲載しておりますので、御参照をお願い申し上げます。

以上で議第44号の説明を終わります。

次に、議第45号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ番号1の議案集の44ページをお開きください。

今回認定をお願いする路線は6路線で、道路法の規定により行うものでございます。

整理番号1番の御手洗中央線は、県道御手洗・立花線の御手洗バイパス改良に伴う所管がえ、整理番号2番のもみじが丘17号線及び整理番号3番のもみじが丘18号線は、美濃市西部

区画整理事業区域内、整理番号4番の美濃203号線は、環境整備及び住宅対策、整理番号5番の笠神33号線は、民間開発事業、整理番号6番の上野22号線は、生活道路として、それぞれ整備するものでございます。

45ページ以降に要図を掲載しておりますので、御参照をお願い申し上げます。

以上で議第45号の説明を終わります。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第11号、議第25号の2案件について、美濃病院事務局長 岩原泰君。

○美濃病院事務局長（岩原 泰君） それでは、議第11号 平成20年度美濃市病院事業会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプナンバー2の予算書の313ページをお開きください。

内容に入ります前に、まず新年度予算の重点施策について申し上げます。

美濃病院は、新病院開院以来、患者様に満足していただける医療サービスの提供、小さくてもキラリと光る病院を目指して事業を展開してまいりました。平成19年度につきましては、診療報酬が前年度と同様低く抑えられる中で、専門医療の充実、病診連携の推進に加え、外来医薬品の院外処方への移行や健診施設の整備、院内保育所の設置などの新たな事業を展開し、当年度の収支改善と同時に、将来にわたる経営安定化を進めてきたところでございます。

医療を取り巻く環境は、医師を初めとする深刻なスタッフ不足や、平成20年度診療報酬改定が全体としてはマイナスになるなど、特に地方の中小病院の経営は今後とも極めて厳しい状況が続くものと予測されています。こうした中で、新年度におきましては、その動向を見きわめながら迅速な対応を図ってまいりたいと存じます。

当院の具体的な取り組みといたしましては、まず診療面で、19年度で糖尿病センターを立ち上げました生活習慣病治療、消化器を中心とする外科手術、脊椎手術等の整形外科治療の美濃病院が得意とする3分野を初め、各分野の医療レベルの向上を目指しますほか、他病院や診療所との医療連携を進め、地域の中核医療機関としての使命を果たしてまいります。また、当院にとりまして今年度最大の課題となる健診事業につきましては、受診者の皆様に満足をしていただける受け入れ体制を整備するとともに、市民の皆様への周知に努めてまいりたいと存じます。経営面におきましては、急性期病院としての存続を図るためのDPC病院化につきましては、適切な業務対応により平成21年度の移行を目指してまいりますほか、平成20年度診療報酬の内容を的確に分析しながら早急な対応を進めてまいりたいと存じます。

それでは、予算書に従いまして御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでありまして、病床数は122床、入院患者数は年間4万77人、1日平均では109人、また外来患者数は年間8万7,480人、1日平均では360人を見込みました。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、収入の第1款 病院事業収益は21億6,029万7,000円、支出の第1款 病院事業費用は23億9,648万3,000円を計上いたし

ました。この収支の差し引きをいたしますと2億3,618万6,000円の支出超過になり、いわゆる赤字予算となっておりますが、現金支出を伴わない減価償却費、資産減耗費、繰り延べ勘定償却などが約2億5,000万円ありますので、これらを除いた場合は収入が支出を上回る予算となっております。

314ページへ移りまして、第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入は1億803万円で、これは全額一般会計からの出資金でございます。支出の第1款 資本的支出は1億8,204万7,000円で、建設改良費2,000万円で医療機器等の整備を図りますほか、新病院建設に係る企業債等の償還金約1億6,000万円を計上するものであります。なお、資本的収支の補てん財源は、本条括弧書きに示したとおりでございます。

第5条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、また第6条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について、条文のとおり定めるものでございます。

第7条は、棚卸資産、これはすべて医薬品費であります。この購入限度額を3億2,000万円と定めるものでございます。

第8条は、債務負担行為の事項、限度額等を表のとおり定めるものであります。

なお、316ページ以降の説明は省略させていただき、以上をもちまして議第11号の説明を終わります。

続きまして、議第25号 平成19年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤スタンプナンバー4の補正予算書の118ページをお開きください。

今回の補正の主な内容は、年度末を控え、職員給与の調整をいたしますほか、減価償却費を減額するものでございます。

それでは、補正予算書に沿って順次説明をいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的支出の予定額の補正であります。第1款 病院事業費用は、既決予定額から762万7,000円を減額し、25億4,522万7,000円とするものであります。補正の主な内容は、職員の増員等に伴う給与費を約800万円、過年度損益修正損を約400万円それぞれ増額するほか、旧病院施設整備除却に係る減価償却費を約2,100万円減額するものであります。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の第1款 資本的収入、119ページの支出の第1款 資本的支出の既決予定額にそれぞれ50万円を増額し、補正後の予定額をそれぞれ1億6,465万6,000円、3億1,353万2,000円にするものであります。これは、市内在住の方からいただきました寄附金を予算化し、医療関係機器を購入するものであります。

第4条は、（当初）予算第6条に定めました経費、すなわち議会の議決を経なければ流用することができない経費であります。その職員給与につきまして793万3,000円増額し、10億7,066万8,000円とするものであります。

第5条は、美濃病院看護職員奨学金に係る債務負担行為の期間、限度額を表のとおり改め

るものでございます。

120ページ以降は説明を省略いたしまして、以上で議第25号の説明を終わらせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第17号、議第32号の2案件について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、議第17号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

ナンバー4、補正予算書の2ページをお開きください。

今回の補正予算は、年度末に当たり、各種事業の決算見込みを踏まえた予算整理を初め、当面する課題に対応するために所要の補正をお願いするものでございます。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ3億8,285万5,000円を減額し、補正後の予算総額を85億7,325万3,000円とするものでございます。補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費の補正で、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正で、「第3表 債務負担行為補正」によるものです。

第4条は、地方債の補正で、「第4表 地方債補正」によるものです。

それでは、順次補正の内容につきまして御説明いたしますので、9ページをお開きください。

第2表の繰越明許費につきましては、教育費の中有知小学校プール改築事業等で、事業名と繰越額は表のとおりでございます。

次に10ページ、第3表 債務負担行為補正につきましては、自主運行バス（牧谷線）運行事業等の限度額の変更と、公共用地等の取得費等の廃止でございます。

11ページ、地方債補正につきましては、中有知小学校プール建設事業等の変更と、市庁舎耐震化事業等の廃止で、起債の目的及び限度額につきましては表のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして歳入もあわせて御説明いたします。

13ページをお開きください。

1款 議会費は、議会運営経費等で40万1,000円減額し、補正後の額を1億3,235万9,000円とするものです。財源は、一般財源を減額いたします。

2款 総務費は3,643万8,000円減額し、補正後の額を10億6,268万8,000円とするもので、長良川鉄道損失補てん負担金等を増額し、民間活力創生事業費、人づくり・地域づくり事業費、長良川鉄道設備整備補助金等を減額するものでございます。財源は、県支出金を75万9,000円増額し、地方債を630万円、基金繰入金等のその他財源を2,657万5,000円、一般財源を432万2,000円、それぞれ減額いたします。

3款 民生費は7,048万3,000円減額し、補正後の額を19億5,468万1,000円とするもので、老人保健特別会計繰出金等を増額し、介護保険特別会計繰出金、自立支援関係給付費、保育

所運営経費、児童扶養手当等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金3,119万9,000円、負担金、寄附金等の増減によるその他財源89万9,000円、一般財源3,838万5,000円をそれぞれ減額いたします。

4款 衛生費は1,080万5,000円減額し、補正後の額を8億9,742万3,000円とするもので、浄化槽設置補助金、し尿収集運搬業務委託経費、予防接種事業費等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金181万9,000円、清掃手数料等のその他財源224万7,000円、一般財源673万9,000円をそれぞれ減額いたします。

5款 労働費は、融資預託金100万円を減額し、補正後の額を778万円にするもので、財源は、その他財源の貸付金元利収入を100万円減額いたします。

6款 農林水産業費は626万6,000円を減額し、補正後の額を2億8,094万2,000円とするもので、農林業に係る事業費等を予算整理するものでございます。財源は、国・県支出金を101万6,000円、繰入金等のその他財源を1万7,000円、一般財源を523万3,000円、それぞれ減額いたします。

7款 商工費は1億1,059万7,000円減額し、補正後の額を3億2,998万5,000円とするもので、紙業振興基金積立金等を増額し、観光ふれあい広場整備事業費、小口融資貸付金等を減額するものでございます。財源は、県支出金42万4,000円、地方債1,720万円、小口融資預託金等のその他財源1,319万9,000円、一般財源7,977万4,000円をそれぞれ減額いたします。

8款 土木費は1億225万6,000円を減額し、補正後の額を11億5,710万6,000円とするもので、土地区画整理受託事業費及び補助経費等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金を225万4,000円増額し、地方債を1,300万円、区画整理工事受託費等のその他財源を6,776万4,000円、一般財源を2,374万6,000円、それぞれ減額いたします。

9款 消防費は163万3,000円減額し、補正後の額を3億9,992万3,000円とするもので、これは地震ハザードマップ作成経費等の減額でございます。財源は、国・県支出金を532万2,000円増額し、その他財源の共済金28万2,000円、一般財源667万3,000円をそれぞれ減額いたします。

10款 教育費は3,311万9,000円減額し、補正後の額を11億2,743万9,000円とするもので、これは学校給食センター施設管理経費等を増額し、中有知小学校プール改築経費、幼稚園就園奨励費、町並み保存整備事業費、学校給食賄い費等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金2,787万8,000円を増額し、地方債2,280万円、基金繰入金、給食費等のその他財源1,960万5,000円、一般財源1,859万2,000円を減額いたします。

12款 公債費は、市債償還利子985万7,000円を減額し、補正後の額を12億1,740万7,000円とするもので、財源は、その他財源の住宅使用料230万円、一般財源755万7,000円をそれぞれ減額いたします。

以上、今回補正をお願いいたします総額は3億8,285万5,000円の減額で、その財源内訳は、国・県支出金を175万5,000円増額し、地方債を5,930万円、その他財源を1億3,388万8,000円、一般財源を1億9,142万2,000円、それぞれ減額するものでございます。主な一般財源は、

市税を5,541万3,000円、繰越金を5,555万3,000円増額し、財政調整基金繰入金を3億円減額いたしております。

14ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で議第17号の説明を終わります。

次に、議第32号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る美濃市固定資産税の特例に関する条例について御説明申し上げます。

議案集の18ページ、条例の制定の概要の20ページをお開きください。

地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自律的発展の強化を目的とした企業立地促進法が平成19年6月11日に施行されました。これによりまして、地域の特性を生かした産業集積を図り、地域産業の活性化を図るため、県と中濃圏域の美濃市を含む13市町村では基本計画を共同で策定し、昨年10月29日付で国の同意を得たところであります。この法律の施行に当たって国は種々の支援策を講じておりますが、その中で、市町村が立地企業に対して固定資産税の減免を行った場合に、普通交付税により補てんする措置を講ずることといたしました。このことから、当市におきましても企業立地を促進して産業集積の活性化を図るため、固定資産税の課税免除の特例措置を講ずるための条例を定めることといたしました。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

第1条は、趣旨を定めておりますが、同意基本計画で定められた集積区域内において、企業立地の用に供する家屋もしくは構築物またはこれらの敷地である土地を取得した企業等に係る固定資産税についての特例を定めることを目的といたしております。

第2条は、固定資産税の課税免除を定めておりますが、課税免除の適用を受けられる主要要件といたしましては、資産の取得期間は、基本計画の同意日から5年以内であります。また、対象業種につきましては、製造業、運輸業等で指定をされた集積業種でございます。対象施設は、家屋、構築物、土地で、投資額の合計が製造業では5億円以上、製造業以外では3億円以上となっております。また、課税免除の期間は、最初に課することとなった年度以降3年間であります。

第3条では、課税免除を受けようとする者は、毎年1月31日までに申請することとしております。

第4条では、委任事項を定めております。

なお、附則の第1項は、施行日を公布の日からとするもので、第2項は、この条例の適用を受ける企業には、美濃市工場誘致条例で定める工場設置奨励金の交付は行わない旨の美濃市工場誘致条例の改正を行うものであります。

以上で議第32号の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時12分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

議第27号、議第28号、議第29号、議第30号、議第43号の5案件について、参事兼秘書課長平林泉君。

○参事兼秘書課長（平林 泉君） それでは、議第27号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案集の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

提案理由につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正するものであります。

主な改正の内容は、育児のための短時間勤務制導入による育児短時間勤務の職員、任期付短時間勤務職員の勤務時間の変更、正規の勤務時間以外の時間における勤務、週休日及び勤務時間の割り振り、年次有給休暇に関するものであります。

改正の内容につきましては、条例新旧対照表で御説明いたしますので、赤スタンプ5番の議案説明資料の2ページをお開きいただきたいと思っております。

それでは、改正条文に沿って順次御説明を申し上げますが、法律の改正に伴います条文内容の整備及び条項番号の変更につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

第2条第2項は、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を20時間から25時間の範囲で任命権者が定めるとしており、第3項では、定年退職者再任用短時間勤務職員に再任用常時勤務職員を加え、勤務時間を1週間当たり16時間から32時間の範囲とすること。第4項では、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員について、勤務時間を1週間当たり32時間までの範囲と定めるものであります。

第3条第1項は、週休日及び勤務時間の割り振りの改正でございまして、再任用短時間勤務職員に加え、育児短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員にも、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとするものであります。第2項は、第1項と同様の職員に対しまして、1日につき8時間を超えない範囲で勤務時間を割り振ることを定めたものであります。

第4条第2項は、再任用短時間勤務職員に加え、育児短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員について、4週ごとの期間につき8日の週休日を定め、職務の特殊性やその事情により困難な場合の取り扱いを定めております。

第8条第1項は、育児短時間勤務職員に対し、正規の勤務時間以外の時間における勤務として、公務に著しい支障が生ずると認められる場合、断続的な勤務を命ずることができるとし、第2項は、育児短時間勤務職員に対し、時間外勤務を命ずることができるとしたものであります。

第12条第1項第1号は、再任用短時間勤務職員に加え、育児短時間勤務職員、任期付短時

間勤務職員の年次有給休暇を定めたものであります。

附則は、条例の施行日を平成20年4月1日とするものであります。

以上で議第27号の説明を終わります。

続きまして、議第28号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案集の4ページ、議案説明資料の5ページをお開きください。

提案理由につきましては、議第27号と同様でございますので、省略をさせていただきます。

主な改正の内容につきましては、再度の育児休業をすることができる特別な事情の追加、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する規定の改正、育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の導入に係る規定の追加、部分休業の承認要件の緩和に関するものであります。

改正の内容につきましては、赤スタンプ5番の議案説明資料の条例の新旧対照表で説明いたします。6ページを御参照ください。

第3条は、再度の育児休業をすることができる特別な事情を定めており、第1項第3号は、育児休業をしている職員が承認の取り消しをされた後、養育できる状態になった事情の場合。第4号は、育児休業終了後、その職員の配偶者が3ヵ月以上長期にわたり育児休業等で養育した場合としております。

第9条は、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整でありまして、育児休業から復帰した場合、育児休業の期間を100分の100以下で換算して、引き続き勤務したとみなし調整することができるとしたものであります。

第10条は、育児短時間勤務をすることができない職員を定めており、継続的な勤務を前提としない非常勤職員や臨時的任用職員、育児休業に伴う任期付採用職員や、配偶者が育児休業をしている職員としております。

第11条は、育児短時間勤務終了の日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別な事情を定めておりまして、当該職員が休職・停職処分や負傷、傷病、身体・精神の障がい等により育児短時間勤務の承認効力を失った後、期間の終了や状況の回復などにより育児短時間勤務をすることができる事情になった場合の事を定めております。

第12条は、育児短時間勤務の勤務形態として、1週間当たりの勤務時間を、20時間、24時間、25時間までの範囲を定めるものでございます。

第13条は、育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求手続を1ヵ月前までにすることとしております。

第14条は、育児短時間勤務の承認の取り消しの事由について定めております。

第15条は、育児短時間勤務の承認の失効により職員が復帰し過員が生ずる場合など、職員を引き続き育児短時間勤務させることができるとしております。

第16条は、育児短時間勤務の例による勤務を行わせる場合、また終了した場合には、職員

に書面で通知することを定めております。

第17条は、任用に係る任期の更新についての準用規定であります。

第18条は、部分休業をすることができない職員を定めており、第19条は、条文の整理と部分休業の承認条件の緩和であります。

附則は、条例の施行日を平成20年4月1日とするものであります。なお、経過措置として、第9条の復職調整の規定は、法律の施行に伴い、平成19年8月1日からの適用とし、それ以前の期間は従前の例によるとしております。

以上で議第28号の説明を終わります。

次に、議第29号 美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例について御説明をいたします。

議案集の10ページ、議案説明資料の12ページをお開きください。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例を制定するものであります。

制定の内容につきましては、自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的として、職員が自発的に大学等における修学や国際貢献活動のために、職員としての身分を保有しつつ職務に従事せず、自己啓発に励む制度であります。

それでは、赤スタンプ1番、議案集で説明をいたします。赤スタンプ1番の10ページをお開きください。

第1条は、目的について、第2条は、自己啓発等休業の承認について、第3条は、自己啓発等休業の期間を、大学等課程の履修のための休業については2年、国際貢献活動の休業は3年と定めたものであります。

第4条は、大学等課程履修のための教育施設について定め、第5条は、国際貢献のための奉仕活動について定めております。

第6条は、自己啓発等休業の期間、内容の承認申請について、第7条は、自己啓発等休業期間の延長を定めており、休業期間を超えない範囲内において1回に限り延長することができるとしております。

第8条は、自己啓発等休業中の職員が休学・停学等をしている場合や、国際貢献活動での非違行為により取りやめざるを得ない場合に、自己啓発等休業の承認を取り消すことを定めております。

第9条は、自己啓発等休業している職員の任命権者に対する報告義務を定めており、第10条は、職務に復帰した場合の給与の号給の調整について定めておりまして、大学等課程の履修、国際貢献活動のために有用と認められる場合は100分の100以下、それ以外は100分の50以下で号給の調整をすることができるとしたものであります。

附則は、施行日を平成20年4月1日とするものであります。

以上で議第29号の説明を終わります。

続きまして、議第30号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案集の14ページ、議案説明資料の13ページをお開きください。

提案理由につきましては、議第27号、議第28号と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

主な改正の内容につきましては、育児のための短時間勤務制導入による給与月額、昇給額、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当の調整、特定職員についての適用除外に関するものであります。

改正の内容につきましては、赤スタンプ5番の議案説明資料の条例新旧対照表で御説明をいたしますので、14ページをお開きください。

第4条第3項は、育児短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員の給与月額については、勤務時間に応じた算出方法とし、第4項は、職員が他の職務に移った場合の育児短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員の給与月額の算出方法をそれぞれ追加して定めたものであります。第4条の2第1項は、再任用職員が育児短時間勤務の承認を受けた場合の給与月額の算出方法を追加し、定めるものであります。

第5条第2項は、育児短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員の昇給は、その者の号給を勤務時間割合で算出することを追加し、第9条第2項第2号は、育児短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員の通勤手当で、通勤回数を考慮し算出することを追加したものであります。

第12条第1項、第2項、第3項は、育児短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員が正規の勤務時間を超えて勤務をした場合の時間外手当の支給割合について追加・改正したものであります。

第17条第4項は、育児短時間勤務職員の期末手当について、第17条第5項は、期末手当の傾斜配分について、第18条第3項は、育児短時間勤務職員の勤勉手当について、その職員の勤務時間に応じた算出方法としたものであります。

第18条の4の第3項は、特定職員における任期付短時間勤務についての適用除外規定であります。第18条の5第1項、第2項は、非常勤職員の給与について定めております。

附則は、条例の施行日を平成20年4月1日とするものであります。

以上で議第30号の説明を終わります。

次に、議第43号 美濃市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の40ページ、議案説明資料の46ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、議第28号、30号と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

主な改正の内容は、育児のための部分休業の対象となる子の変更、自己啓発等休業制度創設による職員の給与の取り扱い、再任用職員の適用除外職員の追加に関するものであります。

改正の内容につきましては、赤スタンプ5番の議案説明資料の条例の新旧対照表で御説明いたしますので、47ページをお願いいたします。

第15条第2項は、育児短時間勤務に伴い、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養

育するため勤務時間の一部を勤務しない場合に、給与の減額をして支給することを定めるものであります。

第16条の4は、自己啓発等休業している職員に給与を支給しないとするものであります。

第17条の2は、再任用職員についての適用除外に任期付短時間勤務職員を追加したものであります。

附則は、条例の施行日を平成20年4月1日とするものであります。

以上で議第43号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第31号について、産業振興部長 村井純生君。

○産業振興部長（村井純生君） それでは、議第31号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集17ページをごらんください。また議案説明資料、赤スタンプ5の18ページ、19ページを御参照ください。

今回の条例改正は、農山村活性化事業及び特定農山村総合支援事業が平成19年度に終了するため、これに伴い、それぞれの事業の財源として積み立て運用してまいりました美濃市農山村ふるさと基金と美濃市中山間地域振興基金を廃止する条例の改正をお願いするものであります。

改正の内容は、美濃市積立基金条例第2条の表中、美濃市農山村ふるさと基金の項及び美濃市中山間地域振興基金の項を削除するものであります。

附則では、施行日を平成20年4月1日と定めております。

以上で議第31号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩原輝夫君） 以上で40案件の説明は終わりました。

第15 議第13号から第18 議第16号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（岩原輝夫君） 次に日程第15、議第13号から日程第18、議第16号までの4案件について、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第13号について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、議第13号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、高金利の市債の公債費負担を軽減するため、補償金が免除される公的資金の繰り上げ償還を行い、低金利の民間資金への借りかえを行うものでございます。

国においては、地方財政対策の一環として、徹底した総人件費の削減等を内容とした財政健全化計画、または公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革、経営改革を行う地方公共団体を対象として、平成19年度から21年度までの3年間で、公的資金を対象に、5%以上の高金利の地方債について補償金を免除する繰り上げ償還の特例措置を講じました。

当市といたしましても、財政の健全化と将来負担の軽減を図るため、昨年9月27日に財政

健全化計画及び公営企業経営健全化計画を策定し、繰り上げ償還の承認申請をいたしました。この計画につきましては、平成19年12月21日付で財務大臣、同22日付で総務大臣の承認を受けました。この承認によりまして、平成19年度から3年間の一般会計の繰り上げ償還額は年利6%以上の市債で2億6,124万1,000円となります。また、繰り上げ償還による利息の将来負担の軽減効果額は3,780万円と見込まれます。なお、上水道事業会計及び簡易水道、農業集落排水事業、下水道の特別会計を含めた繰り上げ償還額の総額は8億5,901万9,000円、利息の軽減効果見込み額の総額は2億283万8,000円となります。

それでは、スタンプナンバー3の補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ3,295万1,000円を追加して、補正後の予算総額を89億5,610万8,000円とするもので、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正で、4ページの「第2表 地方債補正」による公的資金繰り上げ償還借換債を追加し、その限度額を3,290万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括の歳出をごらんください。

6款 農林水産業費につきましては1万4,000円を増額して、補正後の額を2億8,720万8,000円とするものでございます。これは農業集落排水事業特別会計への繰出金で、財源は一般財源でございます。

次に12款 公債費につきましては3,293万7,000円を増額して、補正後の額を12億2,726万4,000円とするものでございます。これは市債の繰り上げ償還元金の償還金で、その財源は、借換債3,290万円、一般財源3万7,000円でございます。

なお、今回の補正の一般財源5万1,000円は、繰越金を充当しております。

以上で議第13号の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第14号、議第15号、議第16号の3案件について、建設部長 福井昭次君。

○建設部長（福井昭次君） それでは、議第14号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3番の補正予算書の10ページをお開きください。

今回補正をお願いします内容は、さきの議第13号と同様で、公的資金補償金免除繰り上げ償還に伴うものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,312万8,000円を追加して、予算の総額を2億2,762万4,000円とするものでございます。

第2条は、地方債で、12ページの第2表のとおり、公的資金繰り上げ償還借換債の限度額を9,310万円に定めるものでございます。

それでは、13ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第2款 公債費は9,312万8,000円を追加して、補正後の額を1億8,077万3,000円とするもので、財源は、使用手数料2万8,000円、地方債9,310万円でございます。

14ページ以降の説明は省略させていただきます、議第14号の説明を終わります。

次に、議第15号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3番の補正予算書の16ページをお開きください。

今回補正をお願いします内容は、さきの議第13号及び議第14号と同様でございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,341万4,000円を追加して、予算の総額を3億3,266万8,000円とするものでございます。

第2条は、地方債で、18ページの第2表のとおり、公的資金繰り上げ償還借換債の限度額を1,340万円に定めるものでございます。

それでは、19ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第2款 公債費は1,341万4,000円を追加し、補正後の額を1億3,714万4,000円とするもので、財源は、地方債が1,340万円、一般会計からの繰入金が1万4,000円でございます。

20ページ以降の説明は省略させていただきます、議第15号の説明を終わります。

次に、議第16号 平成19年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3番の補正予算書の22ページをお開きください。

今回補正をお願いします内容は、さきの議第13号、議第14号及び議第15号と同様でございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、資本的収入及び支出の変更で、収入の第1款 資本的収入では、既決予定額に5,720万円を追加して、計を2億5,380万円とするものでございます。支出の第1款 資本的支出では、既決予定額に5,720万9,000円を追加して、計を3億9,945万8,000円とするものでございます。資本的収入が資本的支出に対して不足いたします額を、第2条本文括弧内において補てんする旨定めるものでございます。

第3条は、起債の目的、限度額などを、表の記載のとおり追加するものでございます。

23ページ以降の説明は省略させていただきます、議第16号の説明を終わります。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩原輝夫君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後2時50分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の4案件については、委員会付託を省略したいと思ます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の4案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第13号について、原案どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第13号は原案どおり可決いたしました。

次に議第14号について、原案どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第14号は原案どおり可決いたしました。

次に議第15号について、原案どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第15号は原案どおり可決いたしました。

次に議第16号について、原案どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第16号は原案どおり可決いたしました。

〔追加議案配付〕

○議長（岩原輝夫君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第46号から議第48号までの3案件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議第46号から議第48号までの3案件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第46号から議第48号まで（提案説明）

○議長（岩原輝夫君） 職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第46号及び議第47号の2案件について、民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、議第46号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由と改正内容について御説明申し上げます。

赤スタンプ7、議案集の1ページ及び赤スタンプナンバー8、美濃市条例の制定・改正の概要の1ページをお開きください。

今回の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の施行及び国民健康保険法施行令の改正に伴い、特定健診・保健指導の実施等の所要の改正をするものでございます。

第5条は、患者の一部負担金の額を定めており、2割負担対象者を3歳未満児から義務教育就学前の幼児までに拡大し、70歳以上について1割負担を2割負担に改正するものでございます。ただし、70歳以上の2割負担のうち、1割分は平成20年度中は国において負担することとなっております。

第6条については、条文の整理でございます。

第7条は、葬祭費について定めており、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定によって葬祭費の給付を受けることができる場合は、国保から給付しないことを定めるものでございます。

第7条の2を削り、第8条は、保健事業を定めており、これに特定健診・保健指導を追加するものでございます。

附則では、施行日を平成20年4月1日と定めております。

以上で議第46号の説明を終わります。

次に、議第47号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由と改正内容について御説明申し上げます。

議案集の3ページ、概要の4ページをお開きください。

今回の改正につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律案等による改正に伴い、国民健康保険税の賦課方式の改正、それに伴う税率、限度額の制定・改正並びに年金受給者からの特別徴収制度等を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

本条例の第2条は、保険税の課税額及び限度額等を定めており、基礎課税額と介護納付金課税額に後期高齢者支援金等課税額を加え、3本立てとするものでございます。それに伴い限度額も改正するもので、基礎課税額の限度額を「56万円」から「47万円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円にし、介護納付金課税額の限度額は据え置くものでござい

ます。

第3条から7条の3までは税率等を定めていますが、新たに後期高齢者支援金等が加わったため、第3条から第9条の3までに改正するものでございます。改正内容は、基礎課税額では、所得割「6.85%」を「4.66%」、資産割「35%」を「28.5%」、均等割「2万3,600円」を「2万3,200円」、平等割「2万2,500円」を「1万9,200円」に、後期高齢者支援金等課税額では、所得割1.35%、資産割8.2%、均等割6,500円、平等割5,400円、介護納付金課税額では、所得割は据え置き、資産割「8%」を「7.5%」、均等割「6,600円」を「8,200円」、平等割「4,000円」を「4,800円」に改正し、特定世帯については基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額の平等割については2分の1とするものでございます。

第8条は、条順を繰り下げ、第10条にするものでございます。

第9条から第12条は、納期、納税義務の発生・消滅等に伴う賦課徴収の特例等について定めていますが、特別徴収制度が新たに加わったため、第11条から第22条までに改めるものでございます。改正内容は、普通徴収のみで徴収していた保険税を、介護保険等と同じように、年金受給者について一定以上の基準にあるものは特別徴収をする規定を設けたものでございます。

第13条は、保険税の減額について定めておりますが、条順を繰り下げ、第23条とし、課税額が改正になるため、それに応じて同様に均等割、平等割額を改正するものでございます。

第14条は、条順を繰り下げ、第24条とし、その条文を整理するものでございます。

第15条から17条は、条順を繰り下げ、第25条から第27条とするものでございます。

附則の第2項は、公的年金等に係る保険税の課税の特例等について定めていますが、特定世帯の制度の創設に伴い、それを追加し、公的年金の2年間の控除の特例が終了したことに伴い、附則文を整理するものです。附則第3項から附則第6項は、公的年金の2年間の特別控除が終了したことに伴い、削除するものです。附則の第7項から附則の第16項までは、附則の項順を繰り上げ、附則の第3項から附則の第12項とするとともに、附則文を整理するものでございます。

改正附則第1項では、この条例の施行日を平成20年4月1日と定め、ただし、限度額の部分については規則で定める日とするものでございます。改正附則第2項から第4項までは、経過措置を定めるものでございます。

以上で議第47号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第48号について、参事兼秘書課長 平林泉君。

○参事兼秘書課長（平林 泉君） それでは、議第48号 美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ7番、議案集の12ページ、赤スタンプ8番、議案説明資料の20ページをお開きください。

提案理由とその内容につきましては、平成まちづくり改革を推進し、簡素で効率的な行政運営を図るため、組織・機構の改革を実施するものであります。

内部組織の改廃により、建設部水道課と建設部下水道課を統合し、「建設部水道課」を「建設部上下水道課」に改めるものであります。

附則は、条例の施行日を平成20年4月1日とするものであります。

以上で議第48号の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（岩原輝夫君） 以上で説明は終わりました。

〔追加議案配付〕

○議長（岩原輝夫君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第1号 道路特定財源の確保に関する決議について及び市議第2号 混合型血管奇形の難病指定を求める意見書についてが提出されました。この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第1号及び市議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（岩原輝夫君） 市議第1号及び市議第2号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に市議第1号について、12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） ただいま上程になりました市議第1号 道路特定財源の確保に関する決議について、提案理由を御説明いたします。

文案を朗読して、提案といたします。

それでは、追加議案集の2ページをお開きください。

道路特定財源の確保に関する決議。

道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり市民の要望も強いものがある。

現在、本市においては、主要な幹線道路のネットワーク形成を初め、防災対策、通学路などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない、その費用も年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9,000億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6,000億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたこととなれば、本市では、道路の新設はもとより継続事業も困難となるなど、道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

さらには、危機的状況にある地方財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービス

スの低下など、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、決議する。平成20年3月3日、岐阜県美濃市議会。

以上で市議第1号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に市議第2号について、4番 森福子君。

○4番（森 福子君） ただいま上程になりました市議第2号 混合型血管奇形の難病指定を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

文案を朗読して、提案とします。

それでは、議案集の4ページをお開きください。

混合型血管奇形の難病指定を求める意見書。

「混合型血管奇形」とは、動静脈・毛細血管・リンパ管のうち複数の血管の先天性形成不全をいい、体幹から四肢などに大小の腫瘍や痣のような症状が現れる病気である。

血管の形成が不完全であることから、患部を強打すると大量出血を起こしたり、ウイルス等に感染すると患部全体に広がり、生命にかかわる重篤な事態が予想され、日常生活も著しく規制されることになる。

また、患部には血管が異常に成長していることから、その部分が栄養過剰となること、腫瘍の負担に耐えられないことなどのため、背骨・骨盤・下肢等への悪影響を発生しつつある。

この病気は、医療関係者の間でも認知度が低く、治療方法の未確立はもとより、難病に指定されていないため、医療や生活の支援を受けられず、患者や家族にとって精神的、経済的に大きな負担となっている。

よって、国におかれては、「混合型血管奇形」を難病に指定することにより、早期に原因の解明や治療方法の研究、確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年3月3日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣でございます。

以上で市議第2号の説明を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時11分

再開 午後3時12分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 私は、日本共産党美濃市議会議員団を代表して、ただいま提出されました市議第1号 道路特定財源の確保に関する決議を採択することに反対でありますので、その理由を述べます。

私は、さきの12月議会でも道路特定財源制度の堅持に関する意見書に反対討論をしましたが、12月の政府・与党合意で、道路特定財源に基づく道路中期計画が11月の65兆円から59兆円へ、たった1ヵ月の見直しで6兆円減額されており、当時とは一部内容が変わっておりますので、さきの12月の反対討論を補強する形で討論を行わせていただきます。

道路特定財源が最初に法制化された1953年には、国民の自動車保有割合は極めて少なく、日本の道路舗装率が5%であり、迅速に整備する必要があるとされておりました。そのために、受益者負担の考え方から、目的税として自動車利用者への課税が導入をされました。その後、1973年のオイルショックでガソリン消費が抑制され、揮発油税の税収が減り、道路整備財源が減ることから、それを打開するために、2年間に限った暫定税率を1974年に導入しました。しかし、石油価格が安定した後も、暫定税率は延長に続く延長で今日に至っております。「暫定」を広辞苑で調べますと「しばらくそれと決めておくこと、仮に取り決めること」とあり、数ヵ月か数年が限度であり、10年間もの延長は国民が納得できることではないと言えます。高騰しているガソリン・灯油に市民の生活が脅かされている今こそ、暫定税率は廃止し、市民の暮らしを応援するべきです。

現在では、国民の自動車保有率も格段に高くなり、1家に1台から、1人に1台を所有をする時代になっております。また、道路舗装率も、簡易舗装まで含めれば98%まで進んでいると言われます。美濃市内を見渡しても、国道、県道は言うに及ばず、普通に自動車を通る道はほとんどが舗装を完了しています。54年前とは一変しているのです。外国と比較をしてみましても、道路密度はイギリス、ドイツ、フランス、イタリアの2倍から3倍はあり、国土が25倍あるアメリカと日本の道路予算は同じと言われます。税金の考え方として、

自動車普及率がこれだけ高まり、大方の国民が受益者ということを考えるなら、特定財源という目的税の使命は既に終わっていると考えます。

道路特定財源は、道路にしか使えない非常に硬直した仕組みであり、国土交通省が示した中期計画でも、年間6兆円が見込まれる暫定税率継続前提の特定財源の額から、10年間の真に必要な道路整備費は59兆円であるとして、金があるからそれに合わせた道路をつくるという逆立ちした発想がまかり通っております。中期計画の中身を見ると、高規格幹線道路の整備、拠点的空港・港からインターチェンジ10分アクセス、生活幹線道路ネットワークの形成、この三つの項目で27兆6,000億円になり、59兆円計画の約半分を広い意味での高速道路をつくることで占めております。

計画で問題とされるのは、費用対効果を見ると、交通量データも最新のものを使わず、今後人口減少社会への移行で利用者が減ることが予測されるにもかかわらず、過去の多い時期の統計を使って効果を算出し、道路をつくる必要があるとしていることです。交通量見通しの乖離が明らかになった例として、総額1兆4,400億円を投じて建設された東京湾アクアラインは、計画交通量と実績が大きく乖離していることを福田首相も認め、冬柴国交相も「猛省しなければならない」、このように2月21日の衆議院予算委員会で答弁をしております。3本もつくられた本四架橋も、フェリーなら4分の1の料金で渡れることから、無駄な建設の象徴になっています。

なぜこのような無駄がまかり通るのか。この理由に、国交省の天下り団体の問題と、道路建設業者の自民党への政治献金の問題もあります。現在、海峡横断プロジェクトは、東京湾や伊勢湾など6カ所の計画があり、調査費だけで約77億円が費やされていますが、請負先として確認されている財団法人海洋架橋・橋梁調査会は、役員半数以上が国交省などの天下りOBであり、専務理事が年1,800万円、常務理事が年1,700万円の役員給与を受け取っているといます。大手ゼネコンの大成建設会長なども名を連ねています。また、2004年から2006年の3年間に、全国の道路建設業者58社がつくる社団法人日本道路建設協会が自民党の政治資金団体、国民政治協会へ6億5,300万円の献金をしています。発注元の国交省と受注先の業界団体が一体となって仕事をつくる構図がはっきり読み取れます。つくった後の利用状況、費用対効果はさておき、何はともあれ道路をつくるという道路特定財源の分捕り合戦になっております。道路特定財源があるために、中期計画でも同じ誤りを繰り返そうとしております。

また、道路中期計画での問題は、高速道路建設での地方負担分が高規格道路で約3割、地域高規格道路で45%にも上る一方、地方の道路の維持補修費が減っていることにあります。道路に使うといいながら、一般市民にとって本当に必要な生活道路の整備に使わずに、大企業の有利なように国際競争力の確保のためにその大半を使う計画が本当に必要だと言えるでしょうか。私たちは、道路中期計画の中止・撤回を求めます。

本市でも、道路特定財源の確保、暫定税率の堅持、これを強く要求していますが、大矢田トンネルの要求はずうっと後回しにされ続け、いまだに実現を見ていません。一方、高速道

路は、東海北陸自動車道に続き、東海環状自動車道の一部は開通しています。同じ特定財源にもかかわらず、高速道路はなぜ優先され、生活道路である上野・関線の大矢田トンネルはなぜ後回しにされるのか。年に数回しか利用しない高速道路を優先させるのではなく、生活道路の整備こそ優先されなければなりません。そのためには、道路特定財源を一般財源化し、地方交付税をふやすことが生活道路整備の近道だと思います。地方の宿命として、交通アクセスを一層改善することや、側溝の整備、既にある道路の維持補修など、まだまだ求められることが多くありますが、本当に必要な道路は一般財源で建設すればよいのです。道路も大切だし、社会保障も、教育も、少子化対策も大切であれば、優先順位はその地方地方の裁量に任せることが地方分権ということであります。

以上の理由から、この道路特定財源の確保に関する決議の提出に反対をするものであります。

○議長（岩原輝夫君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 8番 市原鶴枝君。

○8番（市原鶴枝君） ただいま上程されました市議第1号 道路特定財源の確保に関する決議について、賛成の立場で討論させていただきます。

道路特定財源の問題につきましては、平成19年12月21日の本市議会定例会において、道路特定財源制度の堅持に関する意見書を可決したところでございます。去る2月7日開催された全国市議会議長会評議員会において、全国市議会議長会として道路特定財源制度の確保に関する緊急決議がなされ、各市議会に対しても採択の要請がありました。

道路は、社会経済活動を支える最も基本的な社会資本であり、その整備は地域活力の向上と安全・安心の暮らしを守り、災害に強い国土づくりを推進する上で欠くことのできない極めて重要な社会基盤であります。

本市は、市域の多くが中山間地域であることから、自動車への依存度は高く、地域の発展や住民生活の向上のために道路網整備が引き続き急務であります。3月末に暫定税率が廃止されると、本市にとって約1億4,000万円の道路財源が失われることとなり、行政サービスの低下につながり、市民のさまざまな生活予算が盛られた新年度予算案審議への影響も大きなものがあります。

以上の理由から、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望し、道路特定財源の確保に関する決議に賛成するものであります。以上。

○議長（岩原輝夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、市議第1号は原案どおり可決いたしました。

次に市議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、市議第2号は原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から3月12日までの9日間休会したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から3月12日までの9日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については3月4日の午後4時まで、質疑については3月10日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（岩原輝夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月13日は午前10時から会議を開きます。当日の日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

お知らせいたします。3時35分から全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室にお集まりください。

散会 午後3時27分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年3月3日

美濃市議会議長 岩 原 輝 夫

署 名 議 員 鈴 木 隆

署 名 議 員 平 田 雄 三

平成20年3月13日

平成20年第2回美濃市議会定例会会議録（第2号）

議 事 日 程 (第 2 号)

平成20年 3月13日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 2 号 平成20年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 3 号 平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 4 議第 4 号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議第 5 号 平成20年度美濃市老人保健特別会計予算
- 第 6 議第 6 号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 7 議第 7 号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 8 議第 8 号 平成20年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 9 議第 9 号 平成20年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第10 議第10号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議第11号 平成20年度美濃市病院事業会計予算
- 第12 議第12号 平成20年度美濃市上水道事業会計予算
- 第13 議第17号 平成19年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第14 議第18号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第15 議第19号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第16 議第20号 平成19年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第17 議第21号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第18 議第22号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第19 議第23号 平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第20 議第24号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第21 議第25号 平成19年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第22 議第26号 平成19年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第23 議第27号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議第28号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第29号 美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例について
- 第26 議第30号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第31号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第32号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る美濃市固定資産税の特例に関する条例について
- 第29 議第33号 美濃市紙のふるさとふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第34号 美濃市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

- 第31 議第35号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第32 議第36号 美濃市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第33 議第37号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第34 議第38号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第35 議第39号 美濃市後期高齢者医療に関する条例について
- 第36 議第40号 美濃市賃貸共同住宅等建築奨励条例の一部を改正する条例について
- 第37 議第41号 美濃市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第38 議第42号 美濃市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 第39 議第43号 美濃市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第40 議第44号 字の区域の変更について
- 第41 議第45号 市道路線の認定について
- 第42 議第46号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第43 議第47号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第44 議第48号 美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第45 市政に対する一般質問
- 第46 請第1号 後期高齢者医療制度等の中止・撤回に関する請願

本日の会議に付した事件

第1から第46までの各事件

出席議員（15名）

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君

民生部長	川野純君	産業振興部長	村井純生君
建設部長	福井昭次君	教育次長兼 教育総務課長	小椋茂樹君
参事兼 秘書課長	平林泉君	参事兼選挙 管理委員会 監査委員 事務局局長	古田伸二君
会計管理者	渡辺兼雄君	美濃病院 事務局長	岩原泰君
総務課長	梅村健君	総合政策課長	西部真宏君
生活・自然 環境課長	瀬瀬恒雄君	高齢福祉課長	山田歳子君
健康福祉課長	平野広夫君	産業課長	市原英樹君
観光課長	宮西嘉弘君	都市整備課長	丸茂勝君
下水道課長	瀬瀬壽君	学校教育課長	小椋郁夫君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉田金義	議会事務局長 議次	井上 司
議会事務局 書記	太田博康		

開議の宣告

○議長（岩原輝夫君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（岩原輝夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩原輝夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、12番 日比野豊君、13番 児山廣茂君の両君を指名いたします。

第2 議第2号から第44 議第48号までと第45 市政に対する一般質問

○議長（岩原輝夫君） 日程第2、議第2号から日程第44、議第48号までの43案件を一括して議題といたします。

日程第45、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、14番 野倉和郎君。

○14番（野倉和郎君） 皆さん、おはようございます。

私は、発言通告に従いまして、2点について一般質問をさせていただきます。

市長が随所で発言されています「もったいない運動」についてお尋ねします。

私たちは幼いときから、祖父母や親、また地域社会から「もったいない」の精神を教え込まれて育ちました。ところが、高度経済成長期に、消費こそ美徳という風潮が蔓延してしまいました。現在の大量生産、大量販売、大量消費を見直し、もったいない精神を呼び戻すことは重要なことだと考えるものです。

最近になりもったいない運動がクローズアップされ出したのは、ノーベル平和賞を受賞したケニア共和国の副環境相のワンガリー・マータイさんが平成17年2月に来日したときに「もったいない」という日本語を知って感銘を受け、その後の国連本部での講演の中で「もったいない」を環境保護の合い言葉として紹介し、世界に向けてもったいない運動を提唱したからであります。また、平成18年7月には滋賀県知事選挙で嘉田候補が巨額債務問題と無駄な公共工事の削減、特に新幹線の新駅建設の凍結を掲げて選挙運動を展開、そのキャッチコピーとして「もったいない」を使用して当選されました。

私は、議会において再三再四にわたり財政問題を取り上げ、質問してまいりました。去る12月議会でも申し上げましたが、平成18年度決算で実質公債費比率は17.7%、経常収支比率は97.9%と最悪の事態に陥っております。また私は、段・西洞線の橋の建設の凍結や道の駅建設の反対を訴えてまいりました。私の主張の根底は、まさにこの「もったいない」の精神であり、大型建設事業を見直して、本当に市民が望む福祉や教育、市街地ばかりではなく各

地域の自治会要望の事業を行うことがより大切であり、大型の建設事業は財政的な余裕を保ちながら計画するものであると考えております。

そこで、質問の一つ目ですが、市長が提唱されるもったいない運動は、どのような理念・目標を掲げ、どのように運動を展開されるのか、お尋ねいたします。

質問の2点目ですが、レジ袋有料化の取り組みについてお尋ねします。

全国的に見てまだ数は少ないと思いますが、レジ袋有料化の取り組みが行われております。県内では、輪之内町で1月11日からレジ袋有料化が始まっており、大垣市では3月24日、各務原市では4月1日から始まります。この取り組みは、消費者団体と事業者、市、県が協定を結び、スーパーではレジ袋の無料配布を行わず、消費者団体はマイバック持参を啓発し、市や県は取り組みの支援と拡大を行うというものであります。

国内で年間約300万枚とも言われる数のレジ袋が使用され、最終的にはごみとして処分されております。レジ袋をつくるために化石燃料が使用され、さらにごみとして焼却されることにより二酸化炭素が発生し、地球温暖化の要因ともなっています。県内全域でレジ袋の使用が8割削減された場合、約2万トンの二酸化炭素が削減できるようです。

有料化にしてもレジ袋はゼロにはなりません、市民だれもが取り組むことができるもったいない運動として大きな効果があるのではないのでしょうか。レジ袋有料化の取り組みのお考えはあるのかどうか、お尋ねをいたします。

次に質問の2点目、現在の厳しい財政状況のもとで、財政非常事態宣言を行ってはどうかについてお伺いします。

私は、約4年ほど前から、再三再四にわたり財政問題について一般質問をしてまいりました。しかしながら、甘い財政見通しのもとで行財政運営が行われ、財政悪化を招いてしまいました。財政が悪化しているのは美濃市だけでなく、他の市もそうだからいいんだというものではないと思います。もったいない運動も今さらという感もしますが、この運動を市民にまで広げて取り組んでもらうためには、市民に向けて財政非常事態宣言を行うべきと考えますが、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） おはようございます。

それでは、野倉議員の一般質問の1点目、もったいない運動についてお答えをいたします。

御質問の一つ目、市長が提唱するもったいない運動の理念・目標は何か、またどのように展開するのかについてでございますが、もったいない運動につきましては、市議会初日の平成20年度施政方針の中でも申し上げたところでございますが、私はこの運動は、単に物の節約を推奨する単なるけちけち運動としてとらえるのではなく、日本固有の精神文化でもある「もったいない」という言葉の持つ意味を行政を含め市民一人ひとりが改めて見詰め直し、人や物、自然を大切に作る心、感謝する心を醸成する広範なまちづくり運動として考えております。

現在、地域に求められていることは、自己決定、自己責任とか、あるいは自立と連帯とい

った地域力をどのように束ね、これを向上させていくかにあるわけであります。いわゆる市民協働型の地域づくりと言われております。私は、持続可能な経済発展を念頭に、地域の抱える課題を共有し、環境問題や青少年問題、文化振興、観光振興、健康づくり、行政改革、市民生活など、市民と行政とが一体となって取り組むために、もったいない運動として展開したいと考えております。

この運動の取り組みにより、美濃市らしいオンリーワン、すなわち効率的な行財政運営の展開と、参加と協働によるオンリーワンによって、市民生活の向上を図ってまいりたいと考えております。具体的には、快適な市民生活維持のために投入される市の予算のうち、ごみ分別の徹底や資源回収の推進、生ごみの資源化、マイバッグ・マイはしの推奨、エネルギーの節約、家庭に眠っている不用品の有効利用など、循環型社会形成に向けた取り組みによって市の負担を軽減することのほか、施設の有効利用、あるいは健康づくりで生きがいのある暮らしの環境づくり、さらには下水道への接続などにも取り組んでまいります。また、市税等については、市民としての責務として市税及び各種使用料などの納付意識を高め、収納率の向上を図ることなど、さまざまな分野での運動を市民と協働して展開してまいりたいと考えております。

現在、市におきまして、この運動の取り組み項目等の検討を進めており、早急に取りまとめを行いまして、新年度から実施すべき項目については市民の皆様の御協力を得られるよう積極的に取り組んでまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、この運動は息の長い運動として展開していく必要がありますので、今後、市民の皆さんの御意見も伺いながら運動の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に御質問の二つ目、レジ袋有料化の取り組みの考えはあるのかについてでございますが、地球温暖化対策が国際的な重要課題となっている中、県においては「チェンジ・マイライフ」をキーワードに、地球温暖化防止や廃棄物減量化を県民、企業、自治体に呼びかけておりまして、レジ袋の有料化もその施策の一つとして、事業者がレジ袋の無料配布をやめることで消費者のマイバッグ持参を促し、ごみの減量を目指すものであります。県は、3年以内をめどに県内全域に広がるよう推進するとともに、支援していくとしております。なお、県内自治体の動向といたしましては、先ほどのお話にありましたように、輪之内町が20年1月11日から、大垣市が3月24日から、各務原市が4月1日から実施、あるいは実施すべく事業者や市民団体等との協定を締結しております。

当市の考えといたしましても、レジ袋の有料化はもったいない運動のマイバッグ運動と連動するものでありまして、効果を上げるためには、レジ袋の有料化にも積極的に取り組み、レジ袋の辞退率を向上させ、ごみの減量と二酸化炭素の排出削減を図るよう努力していきたいと思っております。この問題につきましても、新年度において、ごみの有料化とあわせて、市民の皆さんの代表、事業者等で構成する廃棄物減量等推進審議会にお諮りをして、御意見をいただきながら検討・研究を進めていく予定でおりますので、御理解を賜るようお願いいたします。

ます。

次に質問の2点目、現在の厳しい財政状況のもとで、財政非常事態宣言を行ってはどうかについてお答えをいたします。

市の財政運営は、地方交付税の削減など、国の歳出・歳入一体改革の影響により、市税の増収では賄い切れない状況にあります。さらには、行政需要の拡大や下水道、農業集落排水特別会計への繰出金の増加も、財政運営を厳しくしている大きな要因となっております。平成18年度普通会計決算では、算定方法の見直しもありました。経常収支比率が97.9%と著しい硬直化を示すとともに、全会計の公債費による財政負担をあらわす実質公債費比率が17.7%と上昇し、19年度決算では18%を超える見込みであるなど、財政指標は悪化し、深刻な財政状況にあります。

地方財政は、国の引き続き歳出・歳入一体改革による地方交付税の削減等により、大幅な財源不足を生じております。全国の地方自治体が財源確保のため、各種基金の取り崩しを行い、財源不足に充てるなどして、大変厳しい財政運営を余儀なくされているところであります。さらに、国のプライマリーバランスの改善方針により、引き続き地方財政の締めつけが予想され、美濃市のみならず、全国の市町村が不安を抱いているところであります。

こうした中、美濃市では、平成11年度以降計画的に積み上げてまいりました財政調整基金を平成18年度からは実質的に取り崩すという決算になっております。平成20年度の予算編成方針では、財政の非常事態ととらえております。国の歳出・歳入一体改革による国庫補助負担金の見直しや、地方交付税の削減がまだまだ見込まれます。こうした事態を踏まえ、市の財政状況を非常事態と十分認識し、危機的意識を持って厳しい財政改革を進めるため、平成まちづくり改革の推進をいたします。また、持続可能な財政運営に努めるとともに、第4次総合計画・後期計画の重点施策の推進と、市民との協働による21世紀型のまちづくりの推進、市民の目線に立った政策の必要性や見きわめにより、限られた財源の効果的な施策の展開に取り組んでまいります。

平成まちづくり改革は、平成21年度までの平成まちづくり改革推進行動計画を現在見直し中であり、新たに平成20年に5年間の第2次平成まちづくり改革推進行動計画を作成してまいります。行動計画では、市民総参加のもったいない運動を展開するとともに、受益と負担の適正化の総点検による使用料、手数料の見直し、新たな財源の掘り起こしや創意工夫により税以外の自主財源の確保に努めながら、人件費や物件費などの経常経費の削減や補助負担金の見直し、市民提案や道普請方式などによる市民協働型の事業手法を積極的に取り入れることも考えております。

議員の御提案につきましては、既に市として現時点を財政の非常事態ととらえており、今後はさらなる平成まちづくり改革を確実に推進し、第4次総合計画の目指す小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりの実現のため、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げて、答弁といたします。

[14番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 14番 野倉和郎君。

○14番（野倉和郎君） 要望をさせていただきます。

極めて厳しい財政状況下にある現在、平成15年12月議会では、美濃市の市町村合併の判断とまちづくりが承認されました。その中で、市民の最大の幸福と、明るく希望の持てる市民が主役の小さくてもキラリと光るまちづくりを市民と協働して進め、真の「住みたいまち訪れたいまち 美濃市」の実現を目指すとありますが、現在の財政状況は全く反対のありさまであり、夢も希望もないと言わざるを得ません。今まで進めてきた事業が本当に美濃市の発展につながっているのか、市民の幸福につながっているのかを検証する必要があります。

平成20年度の一般会計予算は、目玉事業もなく、特色のない内容ですが、それでも88億3,300万円です。歳入不足で財政調整基金を5億7,000万円取り崩して収支を取り繕っており、財政硬直化で身動きができない状況であります。今の大変厳しい財政状況を簡単に脱却できる方法があるとは思いませんが、福祉の切り捨てや、保険税、介護保険料、水道料、下水道料といった公共料金を安易に値上げするなど、長年のツケを市民に押しつけすることがないように強く要望し、一般質問を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 次に、4番 森福子君。

○4番（森 福子君） 皆さん、おはようございます。

質問に入る前に、3点目の質問について、「市町村特例対策事業」とありますが、「市町村特別対策事業」と訂正をいたします。

私は、発言通告に従いまして、一般質問3点についてお尋ねをいたします。

1点目の、4月に行われる診療報酬改定について、一つ、その趣旨と具体的な内容はどのようになっているのかですが、日本の医療制度は、健康保険などの公的な医療保険制度に加入し、保険証一枚でだれもが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度になっています。

こうした仕組みは、高い医療水準を実現する上で大きく貢献し、平均寿命の伸びにも顕著にあらわれるなど、国際的にも高く評価されています。その一方で、近年の医療費の動向を見ると年々上昇し、国民医療費は国民経済計算を上回る伸びを示しています。国民経済計算とは、国際連合の統一した基準に基づいて定められ、生産と所得の分配状況や、所得をどこから受け取り、どこに向けて消費したか等を見ることができる数値です。これまでに、患者の一部負担額の引き上げられた年度や、介護保険制度が平成12年度に施行されて医療の一部が介護に移行されたことを除いては、国民医療費は毎年約1兆円、3%から4%に上る増加を示しています。

こうした状況を踏まえ、生活環境や高齢化の急速な進展など、医療を取り巻く環境が大きく変化していく中で、将来にわたって医療保険制度を安定的で持続可能なものとしていくために、医療制度全般にわたり構造改革を行う必要から、健康保険法等の一部を改正する法律などが公布され、新たな高齢者医療制度の創設として平成20年度から後期高齢者医療制度が

施行されます。

平成20年度の診療報酬の改定について、これまでの診療報酬の改定は、医療費の適正化の取り組みや、生活習慣病を中心とした予防重視などにより、平成14年度の診療報酬改定においては技術料本体が1.3%引き下げとなり、平成16年度は据え置かれ、平成18年度については技術料本体が1.36%まで引き下げられるなど、長年にわたり技術料評価は低く抑えられてきました。今回の改定は、従来までの医療費の適正や生活習慣病を重視した予防重視に、高齢者の心身の特性や生活実態等を踏まえた高齢者の医療のあり方や医療の質の確保などについても配慮され、技術料が0.38%引き上げされると聞いております。

そこで1点の、診療報酬改定の趣旨と具体的な内容について、美濃病院事務局長にお尋ねをいたします。

次に2点について、美濃病院は平成15年の開院以来、地域に根差した病院として「親しまれる・期待される・信頼される」を基本理念に、医療サービス、専門医療の充実など、122の病床で年間の入院は約4万人、外来については約8万6,000人と、市民のニーズにこたえる病院として努力されています。しかし、病院を取り巻く環境は厳しく、国のたび重なる制度の改定は、病院のハード面、ソフト面の整備や管理など、与えられた数値を満たすために大変な御苦労があるのではと推察いたしております。

現在は、急性期入院医療におけるDPC（診断群分類別包括評価）による支払い対象病院として昨年に申請され、現在は2年間の推移を見る準備段階にあると聞いております。私は、地方病院の存在をかけた、病院のあり方や方向性の判断など厳しい選択の上で、DPC（診断群分類別包括評価）病院として経営方針を定めた中で、今回の診療報酬の改定は、例えば医師に係る制度等について新たな問題点の発生などないのでしょうか。美濃病院が医療提供者として、医療の安全はもとより、急性期医療の実態に即した病院として、市民の皆さんは4月以降どんな医療サービスが提供できるのか注目しておられます。

そこで2点の、病院の経営や医療内容について、どのような影響があるのか、美濃病院事務局長にお尋ねをいたします。

次に2点目の、美濃病院駐車場に妊婦さんや乳幼児を連れた保護者専用の駐車場を設置することができないかですが、この駐車場は、従来の一般の駐車場より広いスペースで、ベビーカーを横につけることができる余裕のあるものです。したがって、隣の車に接触する心配も今までより少ないなど、妊婦さんや乳幼児を連れた保護者にとっては期待度の高い事業ではないかと思えます。

この駐車場の設置については、平成18年3月議会において提案をいたしましたところ、御理解をいただき、同年12月に市役所駐車場右側に設置をしていただきました。県においても、こうした駐車場の設置について、子育て家庭に優しい社会づくり運動の一環として県の全施設の実現に向けて取り組まれ、現在、ふれあい会館の設置を初め、県庁、県内の総合庁舎、病院など、設置することを検討されています。

本市においても、少子化対策の目標の一つに、地域全体で子育てを支えていくとあります。

限られた財源の中で、医療費等の無料化など、経済的な支援について努力されていることに評価をしている一人ではありますが、これから出産する女性、現在子育てをしている保護者の皆さん等にお話を伺いますと、日常的に利用できる市民サービスの実現にも注目しておられます。少子化の基本的な理念を一層共有し、啓発にもつながるこうした駐車場の設置について、積極的に取り組んでいただけないでしょうか。

そこで、2点目について美濃病院事務局長にお尋ねいたします。

次に3点目の、障害者自立支援対策臨時特例基金における市町村特別対策事業の中で、相談支援充実・強化事業について本市はどのように取り組まれるのかですが、障害者自立支援法は平成17年10月に成立され、障がいの種別、身体障がい、知的障がい、精神障がいにかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスが利用できるよう、施設や事業体系の仕組みを一元化されました。障がいのある人に身近な市町村が責任を持って必要なサービスを計画的に提供し、安心して地域で暮らせる社会の実現を目指した障がい者の自立を支える支援法です。障がいのある人の障がいの程度、社会活動や介護者、居住等の状況から個別に支給決定が行われる障がい福祉サービスと、市町村の創意工夫による利用者の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業に大きく分かれ、本市においては、移動支援を初め、日常生活用具給付等事業や生活介護などのサービスを実施されています。

また、平成19年3月には、障がいのある人が利用者本位のサービスを受け、住みなれた地域で安心して自立した生活を送るとともに、だれもが地域で助け合い、ともに支え合う社会を築くとした美濃市障害者計画・美濃市第1期障害者福祉計画が策定され、必要なサービスの整備目標などが定められています。

平成20年に、国においては、障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置として、臨時特例交付金による拡充について八つの追加事業を公表されました。この事業は、障害者自立支援法の定着を図ることを目的とされた市町村特別事業で、この追加事業のメニューの一つに相談支援充実・強化事業があります。主に、障がい者にわかりやすいパンフレットの作成や、きめ細かな相談支援の実施などの内容で、実施に当たっては、地域自立支援協議会を活用し、継続的に相談支援を提供できるよう留意するとあります。これまで本市も、県を初め近隣市町村や事業者団体などと連携を図って多様な業務を果たされていますが、私は最近の障がい者福祉施策の変化は目まぐるしいものになり、ますます複雑化しているように思います。障がいのある人にとって抱える問題がより多様なものとなり、パンフレットを見ても不明な点など、心配や不安に思われるのではないのでしょうか。

そこで3点目の、本市の取り組みについて、行政と関係事業者、関係団体との一層の連携の強化について、相談支援充実・強化事業などのこうした事業を活用しながら障がい者福祉の充実ができないか、民生部長にお尋ねをいたします。

ここでもう一つ訂正をさせていただきます。先ほど2点目の美濃病院駐車場に妊婦さんや乳幼児を連れた保護者専用の駐車場を設置することができないかといった中で、私は「平成18年3月」にこうした提案をいたしましたと申しましたが、これは「平成19年3月」に訂正

をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 美濃病院事務局長 岩原泰君。

○美濃病院事務局長（岩原 泰君） それでは、森議員の一般質問の1点目、4月に行われる診療報酬の改定についての1点目、その趣旨と具体的な内容はどのようになっているのかから御説明をいたします。

診療報酬改定は、御承知のように、国が保険医療機関や保健薬局の医療サービス、医療材料などの単価を一つ一つ決めるものであり、これにより国の全体的な医療政策を誘導・推進していこうとするものであります。近年では、2年に1度の割合で行われております。

それでは、まず今回の改定の趣旨であります。

地方を初め国全体の医療が極めて深刻な状況にあることを踏まえ、病院の医師確保対策を緊急課題として取り組むほか、平成18年度改定の四つの視点からの対策を継承し、将来にわたる質の高い効率的な医療提供体制を構築していこうとするものであります。その具体的な改定内容は多項目にわたりますので、国の平成20年度改定の基本方針等から主なものを要約して御説明申し上げます。

まず緊急課題としての病院の医師確保対策では、病院勤務医の負担軽減等が図られます。具体的には、ハイリスクな産科医療や小児科医療に対する報酬が重点的に評価、すなわち診療報酬上有利になりますほか、病院勤務医のカルテ等書類作成業務の一部を肩がわりする事務職員の配置が新たに評価されることとなります。平成18年度から継承する視点の一つ目、患者から見たわかりやすい医療の実現では、安心・納得の医療のため、医師から患者様へのよりしっかりとした説明が評価されることとなります。二つ目の視点、質の高い医療の効率的な提供では、それぞれの専門性を持った病院間の医療連携や、病院と診療所間の病診連携がより高く評価されます。三つ目は、今後重点的に対応すべき医療への評価であります。がん治療、脳卒中对策のほか、増加傾向にある自殺への対策や、子供の心の診療に対する評価が充実されます。四つ目の医療の効率化の視点では、後発医薬品、すなわちジェネリック薬品の使用促進などが図られます。このほか新たに創設される後期高齢者医療対策としては、外来、入院、在宅といったそれぞれの場面に応じた充実した対応が評価されることとなります。

以上が今回の診療報酬改定の概要と考えております。

次に、病院の経営や医療内容について、どのような影響があるのかについてお答えいたします。

2年に1度の診療報酬改定において、その内容を早期に把握し、適切に対応することは、患者様への医療サービスはもとより、経営安定化を図るための不可欠な条件であります。今回も講演会、研修会に早くから積極的に参加するとともに、院内での検討を繰り返してきたところであります。

今回の改定事項の中で、特に当院の医療内容やその提供体制に影響があると思われるものを幾つか申し上げますと、当院が新病院開院以来、最重点課題として取り組んでまいりまし

た地域連携の考え方が一層高く評価されることになりまして、この推進がますます重要になってくると考えております。特に後期高齢者の方々への退院時の指導体制、診療所との情報交換、訪問看護ステーションを活用し、地域のお年寄りを支える医療を積極的に展開できるものと考えております。

また、勤務医負担軽減対策として、医師の事務補佐員を配置することにより、医師の業務量軽減を図りながら、医師不足の中で今後の拡大を目指しております健診事業への対応も検討できるものと考えております。このほか患者様によってよくなります改定といたしましては、実施日数が150日から180日と定められておりましたリハビリテーションの上限日数が条件の範囲ながら延長されたことや、薬価が引き下げになることによる薬代への患者様負担が軽減されることなどが上げられます。

次に、美濃病院の経営への影響であります。

今回の診療報酬改定の改定率は、薬価を含む全体ではマイナス0.82%と引き続きのマイナス改定となったものの、病院の収益に直結する病院の技術料はプラス0.38%と、平成12年以来8年ぶりのプラス改定となりました。先ほど議員さんも申されたとおりでございます。これを美濃病院の内容に当てはめて試算いたしますと、入院基本料や外来再診料などが増収、放射線や検査関係等が減収となり、差し引きでは500万円程度の増収になるものと考えております。しかし、いずれにいたしましてもその増収幅はわずかで、今後とも厳しい経営状況が続くものと考えております。

医療連携のためには、特に重要となる美濃病院ならではの専門医療の一層の充実を図るとともに、準備期間が2年となりましたDPC病院化への移行などによる経営体制の強化を図りながら、美濃病院の理念である「患者様に満足していただける医療サービスの提供」「小さくてもキラリと光る病院」を目指して努力してまいりたいと存じます。

次に質問の2点目、美濃病院駐車場に妊婦さんや乳幼児を連れた保護者専用の駐車場を設置できないかについてお答えいたします。

地域における子育てサポート事業として、公共施設に妊婦さんや乳幼児を連れたお母さん方の専用の駐車場を設置することが重要であることは申し上げるまでもありません。比較的幅の広い美濃病院の駐車場におきましても、車のドアをいっぱいにあけ、ベビーカーを間に置いてお子さんを乗せかえることや、子供さんの安全上の問題もありますので、現在6台分設置しております車いす対応の身体障がい者専用駐車場の共同利用等も含め、早急に検討してまいりたいと存じます。

以上で、美濃病院に対する一般質問2点の答弁とさせていただきます。御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、森議員の一般質問の3点目、障害者自立支援対策臨時特例基金における市町村特別対策事業の中で、相談支援充実・強化事業にどのように取り組むのかについてお答えします。

障害者自立支援対策臨時特例交付金における特別対策事業は、障害者自立支援法の円滑な運営を図るため、平成18年度から平成20年度までの3ヵ年で実施される事業でございます。議員御質問の相談支援充実・強化事業は、障がい福祉施策についてきめ細かく周知するなど、相談支援の充実・強化を図るため、指定相談支援事業者等である社会福祉法人等に委託する事業で、従来の相談支援事業に加え、平成20年度に新たに追加されたものでございます。

当市の障がい者に関する相談支援は、平成19年度から、身体障がい、精神障がい、知的障がいの3障がいに関して、中濃13市町村による広域で、美谷学園他4事業者に委託して支援事業を実施しております。そのほかに、身体障がいの相談については月1回、身体障がい者相談員による身体障がい者相談を中央公民館で行っております。平成20年度からは、3障がいの相談日を市独自で定期的に開設し、専門相談員が対応できる体制を整えてまいります。

今後は、御質問の相談支援充実・強化事業の活用を検討するとともに、障害者自立支援法に設置が義務づけられております地域自立支援協議会を設立し、地域の障がい福祉に関するシステムづくりを検討するとともに、障がい者の相談に関してよりきめ細かな支援策を検討してまいります。また、平成20年度策定いたします第2期障がい福祉計画では、利用者のニーズを把握しながら相談支援の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 4番 森福子君。

○4番（森 福子君） 詳細な答弁をありがとうございました。3点とも了解といたしますが、意見と要望について発言をいたします。

先ほどの答弁で、美濃病院が目指している病診連携が今回の診療報酬の点数に評価されたことを初め、リハビリテーションについても条件つきながら実日数が延長されたことなど、理解できました。これからも、さまざまな職種の中で個々の役割を発揮する能力集団としてチーム医療に最大限に努力していただき、より一層の医療サービスを市民の皆さんに提供していただきますようよろしくお願いいたします。

2点目ですが、私の質問を十分理解していただいた答弁と受けとめております。私は、子育てをしている皆さんを温かく見守り、健康で愛情いっぱいの子供が育っていく地域に美濃市をしていきたいと思っています。その上で、少子化対策の必要性を市民の皆さんの理解の中で進めていきたいと思っています。こうした駐車場の設置について、病院の駐車場を利用されるすべての皆さんに御理解を示していただけますようよろしくお願いいたします。

3点目について、自立支援法が施行されてから2年近くになります。制度の見直しなど、事業のサービスについてより利用者が利用されやすいように取り組みに努力されておりますが、障がい者の皆さんや家族の皆さんは地域で生活する不安などを抱えておられます。例えば障がい者の相談について、中央公民館に向くことが困難な方もおられるなど、今後こうした状況などをどのように整えていくのかが相談支援の充実につながっていくのではないのでしょうか。答弁の中に、地域自立支援協議会を設立し、システムづくりを検討するとともに、

よりきめ細かな支援策を検討するとありました。また、市独自の相談日を開設されるなど、取り組みについて大変努力されているということは評価するものでありますが、障がい者の必要な環境づくりとして、医師を初め、市内の施設や専門職等による障がい者のセーフティネットワーク等の構築をしていただきたいと要望いたします。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に、2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

私は、昨年4月に市議会議員に当選させていただいてから1年が経過しようとしており、1年生議員として市政についてさまざまな経験と勉強をさせていただきました。また、この間には、多くの市民の皆さんから直接に、また手紙でもたくさんの御意見をいただきました。意見の中には、市政や市議会議員に対する鋭い批判もございましたが、多くの市民の皆さんは美濃市を心から愛し、少しでも美濃市をよくしたい、活力のある発展するまちになることを願って御意見をくださる方々でした。そこで今回は、いただいた御意見の中から次の2点について質問させていただきます。

第1点は、公共下水道事業と農業集落排水事業の今後の運営についてであります。

川や海を汚す一番の原因は家庭から出る雑排水だと言われており、公共下水道事業や農業集落排水事業は、環境を守る上からも、市民が文化的で衛生的な生活を営む上からも、なくてはならない施設であります。美濃市が合併浄化槽を含めて三つの方式で市の全域で下水道計画を樹立し、積極的に事業を推進されたことは、文化的で衛生的な環境を享受できる市民として率直に評価して感謝しなければならないと思います。しかし、これらの事業が抱える深刻な財政問題を直視してみますと、ありがたいとかうれしいとか言うてはおられない差し迫った問題が山積していることに不安を覚えるものであります。

平成18年度の決算で、美濃市の借金である市債残高は296億円あることがわかりました。そのうち下水道特別会計が103億円、農業集落排水事業特別会計が19億円と、全体の42%を占めています。また、一般会計から二つの特別会計への繰出金は6億3,210万円であり、使用料収入は2億300万円しかありませんので、一般会計からの持ち出しは使用料収入の3.1倍となっています。全面的に一般会計頼みの経営となっています。岐阜県内でも、財政が逼迫している自治体は、その原因が下水道や病院への繰り出しにあると聞きます。

美濃市は、公共下水道と農業集落排水事業を合わせると約90%の普及率となるようですが、人口が減少の一途をたどる中で、施設の維持管理費の増大や莫大な市債の償還などに対処できていくのでしょうか。この大幅な赤字状況は、公債費の償還が終わっても続くのではないかと私は真剣に心配しております。この事態を、当然だ、やむを得ないととらえるのか、これは異常事態だととらえるのかによって考え方も異なってくるものと思いますが、私は異常な事態だととらえています。この事態を解消するためには、低い接続率を上げれば赤字が解消できるように錯覚しますが、現実はずっと厳しいものが予測され、今の使用料では接続率が上がれば上がるほど汚泥もふえて維持管理費もかさみ、赤字幅がさらに大きくなるという

悪循環が続くことになるのではないか、したがって事業運営の改善にはつながらないのではないか、私はそう思います。

こうした状況から考えて、市は近い将来、大幅な料金の引き上げをせざるを得なくなるのではないかと推測します。市民の立場から言えば、下水道に加入するときには上水道並みの料金という説明を納得して加入しておりますので、もし値上げせざるを得ない状況になっても、大幅な値上げは市民を欺いたことになるのではないかと、そう思います。また最近では、ガソリンを初め食料品などの生活必需品が軒並みに値上げされる状況の中で、市民の皆さんの経済状況は一層苦しくなりつつあり、特に限られた年金で生活しておられる老人世帯、母子世帯、父子世帯などは深刻な影響が心配されるところであります。一般会計でも危機的な状況にある中ではありますが、公共料金の引き上げは慎重の上にも慎重であってほしいと思います。

このような現実の中では、八方ふさがりのような状況にある公共下水道と農業集落排水事業の今後の運営について、どのような方針で運営されるのか、市長にお伺いいたします。

第2点は、平成まちづくり改革の取り組みについてお尋ねいたします。

施政方針をお聞きしましたが、新年度に実施される事業が次から次へと出てきますが、大半は地方自治体の責務として行わなければならない事業が並んでいるばかりで、全体としてメリ張りが感じられません。

私は、12月議会で、財政の硬直化の対処について質問をしました。今回の施政方針で市長は、財政は非常事態であると明確に発言されました。しかしながら、施政方針の冒頭で触れられているものの、財政危機を打開するための方策が述べられていません。施政方針の後段で述べられている平成まちづくり改革でも、改革の中身は全く見えません。しかも、20年度予算では財政調整基金からの繰入金で5億7,000万円計上されております。つまり、20年度も歳入不足であることがうかがえます。

それと、美濃市役所の中には積極的な意見や斬新な意見、重厚な意見を持っている職員もたくさんおられますので、厳しい中、非常事態の財政状況の中で、有能な職員の知恵を総動員しないことは、まさにもったいないと思います。市役所の中を活性化すれば、市民からの絶対的な信頼を得、協力を得られると思いますので、ぜひ明るく元気にはつらつと働く職員であふれる職場にしてほしいと思います。その観点から、平成まちづくり改革の取り組みについて質問をしたいと思います。

初めに、平成19年度はどのような改革に取り組みされたのかをお尋ねいたします。

私は、昨年12月議会において、平成まちづくり改革の推進状況について質問をいたしました。その後、推進本部会議を開催され、精力的に取り組みされたと伺っておりますが、19年度でどのような成果があったのかをまずお尋ねいたします。

また、昨年の施政方針演説を見せてもらおうと、新たに第2次平成まちづくり改革に取り組み、より厳しい行財政改革を実施して、新たな行動計画を策定すると述べられておりましたが、新行動計画はもう策定されたのかどうか、その内容についてお伺いいたします。

次に、平成20年度ではどのような改革に取り組もうとされるのかについてお尋ねいたします。

美濃市の財政状況は、危機的な状況にあると判断せざるを得ないと私は思います。こうした状況から一刻も早く脱却するためには、徹底して無駄を省き、費用対効果を厳選した執行が不可欠であると思います。そこで、市民生活に悪影響を及ぼさないでどのような改革ができるのか、平成20年度の推進計画についてお尋ねいたします。

次に、平成まちづくり改革委員会からは改革推進状況についてどのような評価や意見が具申されているのかについてお尋ねいたします。

岐阜県は、平成20年度決算では実質公債費比率が18.8%になる見込みで、新聞報道によれば、当分は厳しいやりくりが続くため、古田知事が率先して徹底した行財政改革に取り組むとされています。去る2月18日に開催された県政改革再生委員会では、委員から多くの意見が相次いだとのことであります。美濃市においても、改革を推進するために平成まちづくり改革委員会が設置されております。財政が非常事態にある現在、改革委員会ではどのように審議され、どのような評価や意見が具申されているのか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（岩原輝夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 古田議員の一般質問の1点目、公共下水、農業集落排水事業の運営についてお答えをいたします。

美濃市は、清流長良川と板取川を代表とする豊かな水と緑に恵まれております。下水道は、快適で潤いのある生活に寄与するだけではなく、この美しい自然環境を子孫に引き継ぐために重要な役割を果たすものでございます。このため、平成27年度に汚水処理人口普及率100%を目指して市は進めておりまして、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備に積極的に取り組んできたところでございます。その結果、今年度末で公共下水道と農業集落排水を合わせた下水道普及率は88.4%に達しております。

下水道事業は、処理場建設と汚水管渠工事に膨大な費用を要し、1戸当たり平均で約400万円（1人当たり建設費約126万円×1世帯3.165人）を投じているわけでありまして、この財源は、国庫補助金、市債、受益者負担金と市税を充てておるわけでありまして、また、施設が完成し供用開始しますと、処理場の運転管理や下水道管理などの維持管理費と、建設時の市債の元利償還が発生いたします。この費用は、下水道を利用する方々からの使用料と一般会計からの繰入金によって賄っているところであります。

現在建設を行っております公共下水道長瀬処理区は今年5月に供用開始を予定しており、農業集落排水乙狩地区は平成20年度末の供用開始を目標にしておりまして、来年度で建設事

業は一段落をいたします。したがいまして、議員御指摘の市債残高は、平成20年度末に二つの特別会計を合算しまして123億円を見込んでおりまして、以後、順次減少してまいります。二つの特別会計を合計した市債の元利償還金の平成18年度決算額は6億4,900万円となりました。市債は5年据え置きの後、25年元利均等償還のため、建設が完了し、元金の償還が始まる6年後に最大となり、このピークは一番初めに借りた市債の償還が終わるまで続きます。この最初に借りた市債の償還が終わるのは、農業集落排水事業特別会計では平成29年度、下水道特別会計では平成33年度であり、以降、順次減少いたします。

また、この二つの特別会計を合計した施設維持管理費の決算額は1億8,600万円となりました。長瀬処理区と乙狩地区の供用開始及び下水道への接続増加に伴い、使用料は増収しますが、動力費や薬剤費、汚泥処理費などの維持管理費も増加をいたします。

一方、使用料収入は、二つの特別会計の合計で2億3,000万円でございます。快適で潤いのある市民生活を確保し、美しい自然環境を守るために、政策的に下水道整備を進めてきており、建設途上である現段階では、接続促進のために使用料収入と汚水処理の費用、このバランスがとれるような料金設定にはなっておりません。使用を促進するためであります。不足分は一般会計に依存し、経営している状況にあります。平成18年度は、二つの特別会計に対し、元利償還分を含めて6億3,200万円を繰り出しております。もちろんこれには国からの交付税が含まれております。

平成まちづくり改革では、持続可能な財政運営の確立のために、特別会計の独立採算を基本とした経営健全化並びに受益者負担の公平性確保を図るとしており、平成21年度に5%増の使用料改定を実施いたします。年間の改善額は、下水道特別会計で約970万円、農業集落排水事業特別会計では約230万円となります。下水道利用者の皆様には、1世帯で月額200円から220円、年間で2,400円から2,600円程度の負担増をお願いすることになります。

なお、現行の美濃市の使用料は、県内の各市と比較しますと、公共下水では中くらいであり、農業集落排水は低い方の部類に入っております。また、本議会に提出しております新年度予算と補正予算にも計上しましたように、地方財政対策の公債費負担の軽減措置として実施される公的資金の補償金免除繰り上げ償還、こういった制度を利用して繰り上げ償還を行います。これにより、二つの特別会計を合計して3,500万円の支払い利息の軽減を図るといふ努力もいたしているところであります。

下水道は、都市環境衛生の向上、公共用水域の水質保全といった大きな公共目的があり、汚水処理費のすべてを下水道利用者に転嫁するものではなく、一般会計から繰り出して措置すべき経費もでございます。施政方針でも申し上げましたように、徹底した平成まちづくり改革を推進するとともに、もったいない運動として水洗化率の向上に取り組み、使用料収入の増収に努めるとともに、受益者負担の公平性確保の観点からも、引き続き適切な使用料水準の見直しにも取り組んでいきたいと考えております。

要するに、国が今進めようとしている実質公債費比率の負担という一つの目安は大変重要でありますけれども、これを強化していきますと、実質的に一般会計から繰り出すこうした

税金というものに対して、これを縮小していこうということになりますので、当然、利用料を上げていかなきゃいけないということになりますし、今後、国が進めていく下水道事業は、やるなということに等しくなっていくと私は考えております。したがって、これは国家的な事業でもありますので、こうした地方の締めつけだけがいいのではないと、このことも十分御理解いただきたいと。私は下水道事業は必要であると、このように考えておりますので、御理解ください。

次に質問の2点目、平成まちづくり改革についてお答えをいたします。

平成まちづくり改革は、平成まちづくり改革委員会からの意見具申に基づいて平成17年1月に大綱を策定し、これに基づいて同年3月に行動計画を策定いたしました。平成18年3月には、国の示した地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づき、行動計画を見直し、平成21年度までの5年間の美濃市集中改革プラン・美濃市平成まちづくり改革推進行動計画を策定し、その推進に努めております。

平成15年度と比較いたしますと、平成16年度から18年度までの3年間では、職員の削減、給与の適正化、補助金等の整理・合理化、内部管理経費の見直しや投資的経費の見直しを行い、3年間で11億300万円の成果がありました。平成19年度は、行動計画に従い、職員の削減、給与の適正化、補助金等の整理・合理化、内部管理経費の見直しや投資的経費の見直し等を行い、4億3,500万円の成果となる見込みであります。

この間、国の歳出・歳入一体改革によりまして予想を上回る地方交付税の削減など、行動計画策定時とは財政状況が変化しておりまして、行動計画を見直す必要が出てまいりました。このため、昨年12月26日に平成まちづくり改革推進本部を開催し、平成19年度の取り組みの検証を行うとともに、新たに平成20年度から22年度までの3年間についての行動計画を3月中に策定することとし、現在、四つの部会において作業中であります。

改革推進事項は、各項目について全般的に見直しており、平成20年度の推進項目のうち主なものとしましては、効果的かつ効率的な行政運営の確立では、行政評価制度の導入につきまして、そのシステムづくりや学校再編成の推進のための（仮称）美濃北部小学校校舎の増改築や関連活動事業を行います。持続可能な財政運営部門では、中期的な財政健全化計画の策定や、公営企業会計等の独立採算を基本とした経営健全化計画を策定するほか、税等の収納対策を初め、未利用財産の処分を行うなどの自主財源の確保、受益と負担に基づく使用料、手数料の見直しなど、受益者負担の公平性の確保や、補助金交付の適正化、経費の節減、人口対策などを行っております。市民協働型行政運営の推進の中では、もったいない運動の展開や、地域コミュニティの活性化のため、新たに地域づくり委員会を平成20年度から設置をしたいと考えております。簡素で効率的な組織運営、職員数の削減、給与の適正化としましては、簡素で効率的な組織機構の形成のため、4月からとりあえず2課を統合するなど、定員管理の適正も推進いたします。さらに、平成20年度におきまして、中期的な視野に立つ5年間の行動計画を策定してまいります。

なお、人口対策といたしましては、区画整理や道路、下水道の整備など都市基盤の整備や、

工業団地の開発、商店街の活性化、観光ふれあい広場の整備などの産業振興、福祉医療費の助成、留守家庭児童教室などの子育て支援事業など、環境の整備をしてまいります。

平成まちづくり改革委員会は開催しておりませんが、今回、全般的に見直しをしております平成22年度までの3年間の計画には、行政評価の導入について外部評価を視野に入れており、現下の厳しい財政状況をかんがみまして、議会を初め市民の皆さんの御協力を得ながら行動計画を着実に推進し、持続可能な財政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもって答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 再質問は、二つの質問事項について要望をしておきたいと思います。

初めに、公共下水道事業、農業集落排水事業については、市債の償還金が平成18年度で6億4,900万円であり、6年後には元金の償還が最高となり、最初の市債の償還、つまり借金の返済が終わる平成29年度まで続き、以降、順次減少しますが、長瀬処理区と乙狩地区が供用開始となり、接続が増加しますと、18年度の維持管理費1億8,600万円がさらに膨らみます。現在の使用料収入は2億300万円ということですので、平成21年度には5%増の使用料改定をされるということですが、平成18年度の水準以上の金額を一般会計から繰り入れしていかなければならないことになるだろうと推測されます。これは年間88億円の一般会計予算の美濃市にあってはこたえることのできない繰り出しになり、大変なことになります。新聞報道によりますと、市長は3年以内に下水道料金の値上げも考えなくてはならないなどと述べておられますが、既に5%の値上げを決めておられ、市のホームページで公表されているわけですので、市民には本当のことを言って、この苦しい財政状況を乗り越えていく方法を模索していく必要があると思います。

次に、平成まちづくり改革の取り組みについては、美濃市再生のためには平成まちづくり改革に不退転の決意をもって集中して取り組む必要があると思われまいます。ただいまの答弁をお聞きしますと、まだ平成まちづくり改革委員会は十分機能していないようであります。委員会からは適切に意見具申していただかなければなりませんし、市民に対しては市の行財政の現状をつまびらかにして、広く市民からも意見を求め、協力を求める必要があります。これこそ市民協働の市政運営ではないでしょうか。

また、このまちづくり改革を、専門の学識経験者や、幅広い知識を持ち、積極的に行動される市民代表による外部評価委員会を組織され、問題点を市民とともに考え、市民の理解と協力の上で改革を実行していくことが最も肝要であると思われまいますので、このことを要望いたしまして、再質問を終わりたいと思います。

○議長（岩原輝夫君） 次に、9番 鈴木隆君。

○9番（鈴木 隆君） 私は、一般質問1点、限界集落についてを伺いたいと思います。

「限界集落」という言葉は、1990年代の初めに大野晃という長野大教授が提唱され、急速

に全国に広まったと言われています。国交省が昨年報告した調査では、全国に7,873カ所の集落があり、そのうち2,641カ所が、いずれ消滅する可能性があると言われています。

限界集落の定義は、一定の土地にある数戸以上のまとまりの集落で、人口の半数以上が65歳以上の高齢者が占めるところとなっています。こういった集落が進んでいきますと、生活維持という次元を超えまして、存続の危機に直面してしまいます。人がいなくなるということは、その集落の神社やお祭りなど伝統が消えることであり、やがては荒れ果てたところになってしまいます。また、こういうところは水源地が多く、その水を下流である私たちが守っていく義務という意味におきましても、考えていかななくてはいけないと思います。

そこで、現在、美濃市にはこのような集落がどれくらいあるのか、そして今後10年の推測はどうなっていくのか。また、将来的にこういった集落になると予想される地域に対して、交通や福祉、生活用品の調達など、日常生活の対策は考えられているか、お伺いしたいと思います。

○議長（岩原輝夫君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、鈴木議員の一般質問、限界集落についてお答えいたします。

近年、限界集落という言葉がたびたび用いられるようになっておりますが、一般的に言われております限界集落の定義につきましては、65歳以上の高齢者が住民の50%を超え、冠婚葬祭や農作業の共同化、地域の祭りや自治会活動など、社会的な共同生活の維持が困難な集落とされており、近年、過疎化や高齢化の進展に伴って、中山間地や離島を中心に、全国で急速に増加しているとされております。議員お話の国土交通省の調査結果からも、人口減少社会に入り、こうした地域コミュニティに係る問題が日本の社会の直面している構造的な課題となってきております。

議員お尋ねの1点目、現在市内にどれくらいあり、今後10年間の推測についてでございますが、限界集落の定義は、高齢化率が50%を超え、社会的共同生活の維持が困難になった集落とされておりますが、これに該当する集落は現状ではないと考えております。ただし、高齢化率のみに着目するとすれば、現在市内で高齢化率が50%を超えておりますのは、樋ヶ洞地区で53.8%となっております。その他の地区で高齢化率が50%を超えているところはございません。

次に、今後10年間の推測についてでございますが、今後、高齢化率がさらに高まる自治会もあるとは考えておりますが、現状の中で限界集落に陥るかどうかの予測調査はいたしてございません。

次にお尋ねの2点目、将来的に限界集落になると予想される地域に対し、交通、福祉、生活用品の調達について対策は考えられているかとの御質問でございますが、ただいま申し上げましたように、限界集落として想定している地域はございません。しかしながら、国土交通省や農林水産省の調査からも限界集落の増加が危惧されておるところでございますが、美濃市といたしましては、市域全体の活性化のため、市長が施政方針の中でもるる申し述べま

したように、引き続き第4次総合計画に基づき、市民の皆さんが住みなれた地域で安全・安心に暮らしていただけるよう、都市基盤の整備を初め、自主運行バスやコミュニティバス等による移動手段の確保、生活環境の維持増進、産業振興、教育、文化、福祉の充実、健康づくり、防災など、さまざまな分野における諸施策の展開に努め、市民の皆さんと協働して「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指していくことといたしております。

このまちづくりの一方策として、新年度予算におきましても地域づくり支援事業を計上いたしまして、地域みずからが地域の問題点を見出し、その課題解決のため、地域みずからが元気な地域づくりを実践していただくこととしております。また、高齢者の方々に対しましては、生きがい対策や健康の保持増進、介護保険サービスのほか、虚弱なひとり暮らしの方を対象に、簡単な日常生活や買い物などのお手伝いをするコミュニティ・サポート事業等々の高齢者福祉の充実や、民間事業者の送迎による買い物サービスの督励に努めておるところでございます。

今後におきましても、きめ細かなサービスの提供により市民のニーズにこたえて、活力ある地域づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 次に、7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） それでは、一般質問2点をさせていただきます。

初めに、鳥獣被害対策の推進について。

野生動物による被害は、人口減少が続く農山漁村では野生動物の生息地が拡大していると思われ、特に過疎地域では捕獲などの技術を持った人材が年々少なくなり、収穫期前の農作物が壊滅的な被害を受けることも珍しくない。営農が成り立たないために離農が相次ぎ、集落崩壊の危機に直面している地域もある。こうした事態に早急に歯どめをかける必要があることから、昨年12月14日、鳥獣被害防止特別措置法が参議院本会議で可決・成立いたしました。被害の現場に最も近く、対策に苦慮している市町村が迅速に取り組めるようになりました。

そこで、私たちの住んでいる地域においても、同じような鳥獣被害、特に猿被害に悲鳴を上げています。私たち公明党美濃支部は、鳥獣被害、特に猿被害に困り果ててみえる市民の声を届けるため、鳥獣被害対策推進に対する要望として、一つ、鳥獣被害対策実施隊の設置、一つ、鳥獣の良好な生息環境推進のため、間伐や広葉樹林育成の積極的な推進の2点の要望事項を掲げて署名活動いたしました。短期間でしたが、貴重な市民の声5,799名の署名をいただき、要望書を市長に届けてまいりました。一人ひとりの鳥獣被害対策推進に対する切なる願いが御理解いただけたと思います。

そこで、鳥獣被害対策の推進について、一つ、鳥獣被害対策実施隊の設置について、二つ目に、鳥獣の良好な生息環境推進のため、間伐や広葉樹林の育成の推進について、三つ目に、鳥獣被害防止の広報活動についてお尋ねをいたします。

初めに、鳥獣被害対策実施隊の設置についてお尋ねいたします。

鳥獣被害対策実施隊は、いち早く対応するためにぜひ必要だと思います。また、一番身近なところで専門的に鳥獣被害対策を推進されることによって、官民が一体となった鳥獣被害対策ができるようになると思います。

実施隊を置くには、鳥獣被害対策防止措置法9条3項で、市町村長が市町村職員から指名する者、また2項では、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者、主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る、そうした中であつて市町村長が任命する。この任命された者は非常勤とすることになっております。鳥獣被害対策実施隊を設置し、隊員を置くことに対する財政的裏づけは、地方交付税制度の拡充、その他の必要な財政措置を講ずるものとするとなっています。このような特別な措置が講じられます。

本市の鳥獣被害防止対策に向け、市民の皆さんは一日も早い鳥獣被害対策実施隊の設置を切望されています。鳥獣被害対策実施隊設置の方針についてお尋ねいたします。

二つ目に、鳥獣の良好な生息環境推進のため、間伐や広葉樹林育成の積極的な推進についてお尋ねいたします。

基本的には、動物とのすみ分けによる共存が根本的な解決方法だと思います。良好な生息環境をつくることが一番の被害防止対策であると思います。それには、長い年月と森林の所有者の協力が推進の一番のポイントになると思います。間伐、広葉樹林の育成をどのように推進されますか、また市の公有林の間伐の推進についてもお尋ねいたします。

三つ目に、鳥獣被害対策の広報活動についてお尋ねをいたします。

鳥獣被害対策に対し、官民が一体となって継続的に取り組むために、市民の理解と関心を深めることが重要だと思います。鳥獣による被害防止に関する知識の普及及び啓発のための広報活動をどのように講じられますか、お尋ねをいたします。

次に二つ目の質問の、和紙の里わくわくファームふれあい農園についてお尋ねをいたします。

新年度からの市民農園の募集が広報を通してされていますが、19年度の和紙の里わくわくファームふれあい農園の貸し付け状況を見ますと、開園当初より減少しているのが現状ではないかと思えます。この状況は今後も続くのではないかと懸念されます。

農園の現状を見ますと、電気さくが壊れ、イノシシよけのトタンも支柱が腐食し倒れている状況で、鳥獣被害防止の役に立っておりません。また、肝心な畑は何年も耕作されていないため荒れ放題です。今後の農園の貸し付けについては、今以上の改善なくして農園の貸し付けの推進は図れないと思います。

そこで、2点についてお尋ねをいたします。一つ目に、ふれあい農園の管理について、二つ目に、ふれあい農園の積極的な利用勧奨についてお尋ねいたします。

初めに、ふれあい農園の管理についてお尋ねいたします。

農園管理は、現在貸し付けを受けていただいている方々に農園の管理をゆだねることはできないと思います。農園近くは鳥獣被害の多い地域で、電気さく、イノシシよけの囲いは農

作物も守るために完全にしておかなければなりません。先月も私が農園に行った際、電気さく等が壊れているため、猿が農園に入っておりました。また、農園で草引き作業をされている方とお話ししましたところ、スイカの収穫時期に全部猿被害に遭ったと残念がっておられました。日ごろから電気さく等による鳥獣被害対策を万全に施してほしいとの要望をされておりました。現在傷んでいる電気さく、イノシシの囲いは早急に修理されるべきだと思います。

また、荒れ放題の農地では、貸し付けもできないと思います。現在の荒れ果てた農地をいかにして整地するかが課題です。整地されていない区画の農地は、当然、貸し付けもできないと思います。農園全体の管理が必要と思いますが、現在は行われていない状況です。今後、ふれあい農園の管理をどのようになされるか、お尋ねいたします。

続いて、農園の積極的な利用勧奨についてお尋ねいたします。

過去の貸し付け状況から、現状のままではこれ以上の貸し付けは期待できません。あらゆる農機具が備えられている立派な農園施設がこのまま利用されなければ、開園の目的が達成されなく、行政評価を問われます。この事業を軌道に乗せなければなりません。関市の農園を見てきましたが、ほとんどの農地が貸し出されておりました。目にとまったのは、企業が体験農園として借りてみえたことです。個人にとどまらず、こうした貸し出し先もあるのだと思いました。本市の農園の貸し出しアップに向けてどのように施策展開されるのか、お尋ねいたします。

○議長（岩原輝夫君） 産業振興部長 村井純生君。

○産業振興部長（村井純生君） 武井議員の一般質問の1点目、鳥獣被害対策の推進についてお答えいたします。

有害鳥獣被害は、全国的にも被害が増加しており、美濃市においても近年、猿、イノシシ、ハクビシン、アナグマなどの有害鳥獣により、農家の皆様がせっかく丹精込められてつくられた農作物が収穫直前に一夜にして壊滅的な被害を受けるなど、農林業に多大な被害が出ており、被害を受けられた皆様のお気持ちをお察しし、心を痛めております。

こうした状況の中、今回の鳥獣害による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が本年2月14日に施行され、去る2月28日に公明党美濃支部より市長に対し5,779名の署名を集められ、鳥獣被害対策の推進を求める要望書が提出されたところであり、これは、同法の施行を受け、美濃市においても被害防止計画を策定し、鳥獣被害対策実施隊の設置と、鳥獣の良好な生息環境推進のため、間伐や広葉樹林育成の積極的な推進を要望する内容であります。

美濃市におけるこれまでの有害鳥獣対策の現状につきましては、平成11年度よりこれまでに、電気さくなどへの補助342件、金額にして1,419万400円を行いました。鳥獣被害が発生したときは、銃器やわななどによる有害鳥獣捕獲を猟友会へ依頼しております。その実施は、平成17年度は委託件数23件、延べにして740日112人、平成18年度は委託件数で14件、延べにして690日90人、平成19年度は2月末までの委託件数4件で270日の66人となっております。

このほかに市の行政内部においては、市職員2名に、わなによる狩猟免許を取得させ、主に鳥獣保護法の適用除外となっておりますアライグマ、ヌートリアなどの外来生物に関して3年間で14件、延べ354日の実施をしております。

有害鳥獣の捕獲に関する許可権限につきましては、岐阜県では現在、既に市長に委任されており、迅速な許可事務を行っておりますが、猟友会員の中から構成される有害鳥獣捕獲隊はボランティアであるため、日曜日や休日の活動が主になり、平日の活動が十分にできないネックがありますので、有害鳥獣の出没情報に対し、タイムリーな出動ばかりとは限らない状況であります。また、日ごろこういった有害鳥獣捕獲に御尽力をいただいている猟友会の皆様には、厳しい社会情勢の中で、銃器などを取り扱う危険性や精神的な御苦勞に対し、心から感謝申し上げますとともに、有害鳥獣被害の発生地域の住民の皆様に対しましては、この有害鳥獣捕獲隊の活動に対する一層の御理解、御協力を賜りますとともに、電気さくの設定など、自衛のための有効対策をお願いするものであります。

一つ目の御質問、鳥獣被害対策実施隊の設置につきましては、今回の特別措置法では、農林水産大臣は、鳥獣による農林水産業などに係る被害を防止するための施策を総合的かつ効果的に実施するための基本指針を策定し、市町村は、この基本指針に即し、被害防止計画を定めることができるとされております。この農林水産大臣の定める指針は、環境大臣が定める鳥獣保護法の基本指針との整合性の確保が必要とされ、市町村の定める鳥獣被害防止計画は、県の定める鳥獣保護事業計画との整合性が必要とされ、さらには、この施策の実施のため、被害鳥獣の生息数や生息環境といった実態の把握も必要になってまいります。これらを踏まえて、鳥獣被害防止計画を定めた市町村は、実際の被害が発生する前に、鳥獣被害対策実施隊を初めとする施策の展開が可能となります。

鳥獣被害対策実施隊につきましては、現在行っている有害鳥獣捕獲隊にかわるもので、市町村の職員と適任者の民間人を市町村長が任命できることとなっており、隊員は非常勤の市町村職員の身分となります。こういった常設的・予防的措置により、計画的でよりタイムリーな出動が可能となり、効果的な鳥獣被害の防止となります。今後、農林水産大臣指針の詳細や鳥獣保護法など関係法令の具体的な整合性も踏まえながら、県の助言も受け、美濃市における鳥獣被害防止計画の策定について検討を行うとともに、現在の有害鳥獣対策の検討を行い、より美濃市の実情に即した現実的で効果的な体制を整備していく所存でございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

二つ目の御質問、鳥獣の良好な生息環境推進のため、間伐や広葉樹林の育成についてお答えいたします。

鳥獣の良好な生息環境推進のためには、日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想の中でも1番目の柱、川づくりとともに森の環境づくりを進めていきますとしております。この中で、一つには、森と川の自然の仕組みを尊重し、川の源となる森林の環境を一体的に維持・改善し守ります。二つ目には、広葉樹を植えて保水力の高い森林づくりをして、積極的な管理体制を築いていきます。三つ目には、市民と県立森林文化アカデミーとの交流を通じ、市

民参加による森林管理（間伐、複層林化、広葉樹林育成）を行いますとしております。

この施策により、平成17年度から3年間にわたり、一般市民を対象にした美濃森林塾を開設し、この3月19日には、この受講生を中心に、森林の環境・人の心を豊かにする活動の実施を目的とした美濃市森林ボランティアクラブが発足することとなりました。また、美濃市の景観である森林を健全に育成し、森林の持つ多目的な機能を十分に発揮させるため、放置人工林対策や里山景観整備に関する取り組みを、地域全体が一体となって森林管理を推進するとして、美濃市森の環境づくり推進委員会が20年度の早い時期に発足予定となっております、今後、この二つの団体の活動に大きな期待を寄せているところであります。

間伐の推進につきましても、現在、国・県・市の補助で森林所有者の負担はほとんどない間伐実施確保対策事業により、平成17年度には107ヘクタール、平成18年度には148ヘクタール、平成19年度には138ヘクタール、平成20年度予算におきましては150ヘクタールと、毎年事業を拡大し、森や鳥獣生息の環境整備を進めているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

市の所有林につきましては、今後、間伐実施確保対策事業の適用や、場所によっては、美濃市森林ボランティアクラブの実習林としてのフィールド提供なども検討し、間伐を推進したいと考えております。

今回署名をいただいた中には森林所有者もおられると思いますが、こういった方々を初め、市民の皆さん一人ひとりが森林管理に関心を持っていただき、行政とともに積極的な行動を起こしていただき、森林保全に御理解と御協力をいただきたいと考えております。

三つ目の御質問、鳥獣被害対策の広報活動については、今後、市の広報による啓発や、間伐推進に係る地元懇談会の場や、要請があればそれぞれの自治会に出向き、不用作物の取り扱いや有害鳥獣の生態など、鳥獣被害防止についての説明会を開催し、啓発を進めたいと考えております。

この鳥獣被害対策や森林管理の問題につきましては、行政のみでの対応は難しく、議員の皆様を初め、現場の自治会や市民の皆様の御理解と御協力が重要と考えておりますので、行政とともに取り組みを賜りますようお願いいたします。

次に一般質問の2点目、和紙の里わくわくファームふれあい農園につきましてお答えいたします。

和紙の里わくわくファームは、平成14年度に県営中山間地域農村活性化総合整備事業により整備を行い、その後、下牧・上牧両自治会からの要望により、平成18年度には、牧谷地域の農産物の需要拡大及び安心・安全な地産地消の農作物の直売を目的に、県産材需要拡大施設等整備事業により、農産物直売所の和紙の里わくわくハウスを建設するとともに、サイクルステーション、ウッドデッキ、バーベキューサイトの設置を行いました。昨年8月にこの施設を活用した和紙の里わくわく朝市組合が組合員39人により設立され、10月からは農産物の即売が始まりました。組合員の方からは、わずかですが今までは考えられなかった現金収入が入るようになり、農作物の生産に意欲がわき、ここでの交流により元気が出てきたとい

うお話も聞かれ、牧谷地区に新しいにぎわいが出てきたと思っております。

わくわくファームふれあい農園につきましては、貸し付け農地として、農園の広さ30平米が56区画、50平米が28区画、合わせて84区画整備しました。年間使用料は、30平米が4,500円、50平米が7,500円となっております。利用者につきましては、開園当初の平成15年が40区画、平成16年が48区画でしたが、現在は25区画の利用者となっております。

一つ目の御質問、ふれあい農園の管理につきましては、鳥獣被害対策としては、農園の開園にあわせて、電気さく及びトタンによるイノシシよけの囲いを設置いたしました。農園内の草刈り及び補修は毎年職員により実施しておりますが、設備の老朽化と最近の強風によりまして、議員御指摘のとおり、一部に破損が見られております。現在、補修材料を発注しておりますので、調達でき次第、補修する計画を立てておりますので、御理解ください。

今後は、利用者会のようなものを立ち上げ、農園利用者の御協力も得られるよう検討してまいりたいと考えております。また、新規の利用者には市で耕起し耕作できる状態にして貸し出しをしておりますが、議員御指摘のように、荒れ地の状態では見ばえも悪いため、職員による草刈りなどの管理に心がけをいたしますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

二つ目の、農園の積極的な利用勧奨につきましては、市広報及びホームページ等による利用呼びかけはもちろんです。まずは農業に関心を持ってもらうことも大切であると考えております。ふれあい農園をさらに利用しやすくするため、平成18年に青年農業士の組織「タマタマファーマーズ」の皆様が体験農園として落花生やサツマイモを栽培しましたが、今後ともこういった非営利団体や和紙の里わくわくハウス、牧ばあちゃんの紙板市などのイベント用作物の無償貸し出しや、貸し付け価格の見直しなども検討したいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いし、答弁といたします。よろしくお願いいたします。

[7番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 御丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。私はここで二つの要望をさせていただきます。

初めに、鳥獣被害対策についてですが、一刻も早く美濃市の実情に即した現実的で効果的な体制を整備されることをここで強く要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

次に、わくわくファームの農園についてですが、このわくわくファームの農園の効果的な活用ができるようにするためには、まず農園へ足を運ばれ、現状を十分把握された上での対策を講じられるべきだと思います。私としては、農地貸し付けが一定の成果が出るまでは、農園の管理を含め、農業指導ができる非常勤職員の配置が必要だと思います。成果の出る体制づくりと施策展開を20年度に行われますことを強く要望し、質問を終わります。

○議長（岩原輝夫君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時58分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私は、一般質問5点を行います。

1点目は、最近、県下の各市で選挙の公費負担制度の廃止や見直しの動きがあるが、市長は現行の公費負担制度の見直しを行う考えはないのか、お尋ねをいたします。

昨今、美濃市オンブズマンの皆さんが昨年4月の市議選での公費負担を問題にされ、市民感情から見れば納得できない公費負担の現状を告発され、新聞にも何回も報道されました。その内容は、自動車の燃料代やポスターの作成費などです。公費負担が最初に条例化されたのは平成7年で、ポスターの限度額が31万9,067円、1枚2,399円、平成10年には限度額が36万8,676円、1枚2,772円、平成13年には限度額36万9,873円、1枚2,781円に引き上げられてきました。燃料代は、条例化された当時は5万470円でしたが、平成10年に5万1,450円に引き上げられています。

私たち共産党は、選挙の公費負担に反対し、これまで一度も受け取っておりません。また、昨年4月の選挙前に行ったアンケートでも「反対」が77%以上に上っており、市民の理解が得られているとは思えません。公費負担を是とされる方の一番の理由に金がない人でも選挙に出られることを上げられておりますが、現職であれば毎月の歳費の中から捻出することができますし、新人の人であっても、そのつもりで蓄え、カンパなどを訴え集めることもできます。どうしても難しいというのであれば、新人の人に限って公費負担を認めるなどでもいいと思います。私たちは、歳費の中から積み立てて用意したり、カンパで賄っております。昨年の選挙でも、ポスター代は1人総額7万875円、1枚422円でできております。

要するに、公費負担に対する認識の甘さがあるのではないのでしょうか。ポスター1枚当たりの限度額が2,781円ですが、この価格は実勢価格と大きくかけ離れていると思いますが、ほとんどの方が限度額の75%以上を請求されております。たとえ公費負担であっても、自分のお金を使うように、ポスター1枚のお金を低く抑える努力をするのが当然ではないでしょうか。ちなみに、昨年4月の選挙では約729万円が支払われております。

この際、市財政の厳しい中、公費負担を見直すことが急務と考えますが、提案者としての市長の見解を承っておきたいと思っております。県下の市で、公費負担を廃止した市は山口市、限度額を引き下げた市は羽島市、恵那市はこの3月の議会に改定の予定であるようでございます。答弁をよろしく願いいたします。

質問2点目、財政が厳しい中で、市長車、副市長車、議長車は黒塗りの高級車が必要か、また台数も減らしたらどうか、質問をいたします。

新年度の予算編成に当たっては、市長は、美濃市の財政状況は非常事態と位置づけ、受益と負担の公平性、行政の効率化などを列挙し、厳しい財政改革に対応した平成まちづくり改革の推進により、経常経費の5%の削減、各種団体への補助金の減、イベント補助金5%減などを実施し、持続できる財政運営にするとされておりまして、また、施政方針の中では、

市民と行政が一体となって取り組む新たな市民運動として、もったいない運動を提唱されております。物を大切にすることをはぐくむことは人間として大切なことです。本当に市長がもったいない運動を呼びかけようとするなら、市長の身の回りから見直すことが必要ではないでしょうか。

そこで、質問いたします。

市長車、副市長車、議長車の黒塗りの高級車は「もったいない」そのものです。市長車は昨年度から5年間のリースで毎年約95万円で契約され、議長車は平成14年に約450万円で購入し、6年が経過しております。聞くところによると、副市長車は廃止されたとのことあります。現在の市長車、議長車は約400万から450万が必要ですが、黒塗りの高級車が本当に必要でしょうか。もっとグレードを落とし、市民一般の人が乗っておられる車でいいのではないのでしょうか。私たちが昨年行政視察に行った宮崎県えびの市では、その集中改革の取り組みの中で、いろんな改革の中で、市長車、副市長車の高級車を廃止されており、聞いてみたら、高級車である必要はないと判断したとのことでありました。

私は、以前、こんな光景を見て非常に違和感を感じました。それは、上野・関線の期成同盟会の総会が年1回開かれますが、そのとき、ほとんどの市長が黒塗りの高級車で運転手にドアをあけさせて出てこられますが、非常に特権的な感じを持ちました。市民感覚とはおよそかけ離れております。本当に市長が市の財政を非常事態だと思うのなら、自分の身近なところから見直す姿勢があつて当然だと思います。その一つとして、市長車などの高級車を見直すことが必要ではないでしょうか。そうでなければ市民は納得しないと思います。市長が率先して行動する姿勢を市民が感じたときに市の考えに賛同が得られると思いますが、いかがでしょうか。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

質問の3点目、市街地の目の字の交差点の石張り舗装改良について伺います。

この問題は、12月補正予算のときにも意見を申し上げましたが、石張りの修理の予算計上は市民の目から見て無駄遣いであると思います。目の字の交差点は、道路がかまぼこ状態のところもあり、石張りにしても、亀裂が入ったり破損するのは当然ではないでしょうか。なぜそのようなことを繰り返しているのか、私には理解できません。工事を請け負う業者は、美濃まつりや車の通行によって破損したりするので、石張り用の石材の在庫を多く抱えているようであります。付近の人からも、何回も同じことを繰り返していると批判の声が上がっております。私のような素人が見ても、必ず破損することはわかります。なぜ石張りにしておく必要があるのか、税金の無駄遣いと言われても仕方がないと思います。この際、アスファルト舗装にできないのか、質問をいたします。

次に質問の4点目に入ります。防災対策について伺います。

市長は、施政方針の中で、防災対策は重点的に取り組んでいくと言われております。災害はいつ起こるかわかりません。特に震災はある日突然起こる可能性があり、この地域は東海地震や東南海地震が予測され、いざというときに備え、万全な体制にしておかなければなりま

せん。

そこで、次の3点について質問をいたします。

まず1点目は、市が指定した学校、公民館、地区集会場などの避難所についてであります。

洪水や思わぬ地震が発生したときには避難所に集まりますが、その避難所に、災害に備え、食料や毛布を備蓄しているのは市の防災センターと道の駅の2カ所であり、あとの地域には備蓄してありません。長良川右岸の避難所には一カ所もありません。あつてはならないことですが、災害で長良川の橋が通れなくなったら物資を運ぶこともできません。せめて地域の拠点となるには必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、災害発生時の職員配置について質問をいたします。災害が発生すれば、災害対策本部が設けられ、一定の職員が必要ですが、大きな災害になれば避難所も開設をしなければなりません。住民が避難所へ集まっても、責任を持って指示する人材がいなければ統制はとれません。当然職員が配置をされると思いますが、どんな体制になっているのか質問をいたします。

2点目は、災害弱者の把握の共有化でございます。

災害弱者と言われるのは、高齢者、独居老人、障がい者などであります。そうした方々がしっかり把握できているのか、質問いたします。

自分の地域には、独居老人や障がい者などがどこに住んでおられ、いざというときに手を差し伸べられるよう、日ごろから情報を共有しておくことは大切なことだと思います。最近では個人のプライバシーの保護ということもありますが、情報が漏れないようにしっかりしたシステムをつくっておけばいいのではないかと思います。その点どう考えているのか、質問をいたします。答弁をよろしくお願いします。

最後の質問、5点目に入ります。遊休地の再生・管理について質問をいたします。

最近の中国製ギョーザ中毒事件を初め、昨年来の食品の産地・品質の偽装、添加物の表示違反、賞味期限の改ざんなど、食の安全・安心を大きく揺るがす事態が頻発しております。これらの問題は、根本的には日本の食料自給率を高めることによって解決を図っていく問題でもあります。

現在、日本の食料自給率は39%にまで低下し、岐阜県では25%と、都道府県中35番目に低い水準であります。日本を除く先進11カ国の平均は103%であります。耕作放棄を余儀なくされた農地は全農地の1割近くあります。これは埼玉県の面積に相当するようであります。また、農業に携わる人の45%が70歳以上という高齢化が進んでおります。

今、農産物の価格は暴落を続け、政府がモデルとしている大規模農家でさえやっていけないのが現状であります。日本の農業をここまで衰退させたのは、歴代の自民党政権による農政であります。食料輸入自由化路線のもとで国内生産を縮小し、国民の食料を際限なく外国に依存する策をとり続けてきたことです。1995年からは、もともと100%自給が可能な米まで、農家には減反を押しつける一方で、大量輸入するということさえ行いました。農家の経営と暮らしを支えるため、どの国でも力を入れている農産物の価格保障や経営安定化政策は

放棄してきました。米の価格は、1994年の60キロ当たり2万2,000円から、2007年には1万3,000円と40%以上も低下しております。それなのに政府は、米価の下落は米のつくり過ぎが原因だとして米作減反面積をさらに拡大し、全農家に強要しようとしております。品目横断的経営安定化対策の名で現実離れした規模拡大や法人化を押しつけ、条件を満たさない多くの農家を対象外とすることまで推し進めてまいりました。

こうした施策の結果、規模拡大した農家を含め、多くの農家にとって経営が成り立たない事態が広がっております。農業就業者は20年間で半減し、深刻な後継者難、担い手不足に直面しております。耕作放棄、農地の荒廃も深刻です。まさに「亡国の農政」と言わなければなりません。一国の農業は、国民の生命を支える食料の安定供給の土台そのものです。そして、国土や環境の保全にとってもかけがえのない役割を果たしております。何よりも食料自給率をできるだけ早く50%に回復することであります。また、農家の1時間当たりの労働報酬は256円であり、全国の平均最低賃金の683円より427円も安くなっておるのが現状であります。それでは経営は成り立ちません。農家経営を安定させるためには、国が責任を持って価格保障制度や所得保障制度を創設し、農家の経営が成り立つようにしなければなりません。

美濃市においても、国の農政のもとで、農家収入は減り、担い手不足は深刻で、農地も荒れ放題であります。そこで、市は遊休農地の再生や管理についてどのような方針を持っておられるのかお尋ねをいたしまして、私の5点の質問を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の一般質問の1点目、最近、県下で選挙の公費負担制度の廃止や見直しの動きがあるが、市長は現行の公費負担制度の見直しを行う考えはないかについてお答えをいたします。

公職選挙法は、選挙運動について種々の規制を加えていますが、それでも選挙には多額の費用がかかり、それが選挙の腐敗の大きな原因になると言われています。そこで、美濃市では平成7年に、選挙における候補者の金銭の負担の軽減や候補者間の機会の均等を図る目的で、美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例を制定し、選挙公営を実施しているところでございます。選挙公営は、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の費用を候補者と業者等が有償の契約を締結し、一定の限度額の範囲内の費用を公費で負担するものであります。

公費負担制度につきましては、公職選挙法に基づき市の条例を定めており、候補者が選挙に係る費用を軽減する選挙の実現により、だれもが選挙に立候補できるよう支援する制度でありますので、引き続き制度を存続していく考えであります。

なお、制度の見直しにつきましては、議会活性化委員会でも現時点では制度は現状維持とされ、今後さらに検討を加えるとの結果が出されましたので、今後の議会の方向や他市の動向を参考にして、今後十分検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に2点目、財政が厳しい中、市長車、副市長車、議長車は黒塗りの高級車が必要か、ま

た台数を減らせないかについてお答えをいたします。

現在市が所有しております黒色の乗用車は、市長車と議長車の2台でございます。従来保持しておりました副市長車については、平成まちづくり改革推進行動計画による経費節減のため、あいているときは市長車、議長車を柔軟に活用することとし、この3月7日に廃車したところでございます。市長車につきましては、まだまだもったいない、使えると思い、11年間使用いたしました。故障も出始めましたので、昨年11月に5年間のリース契約により更新をいたしました。また、議長車は平成14年5月に購入しておりますことから、今後も当面使用していただく予定でございます。

高級車という御指摘であります。そうした見方があることを十分認識し、市民の皆様の誤解を招かないよう心してまいりたいと思います。今後も、市長、議長が使用するばかりでなく、必要に応じて、礼を失しないよう来訪者や、あるいは必要に応じて車をほかの方にも使用していただくわけですが、そうした送迎にも活用していくつもりでございます。更新の時期が参りました際には、十分その御意向も検討していきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩原輝夫君） 建設部長 福井昭次君。

○建設部長（福井昭次君） 塚田議員の一般質問の3点目、市街地目の字交差点の舗装改良についてお答えをいたします。

うだつの上がる目の字地区は、中心市街地を形成し、江戸時代初期につくられた町割りを残す地域です。この地区は、平成11年5月に国の重要伝統的建造物群保存地区として選定されました。このような状況から、うだつの上がる町並みにおいて、地区住民の生活環境を尊重しつつ、文化的価値の高い伝統的建造物などの周辺環境を修景・保存するとともに、文化、商業、観光の各機能の活性化や、ゆとりと潤いのある居住環境の整備を目指してきました。

町並みの筋や辻を生かした安全で快適な歩行者系の道路の整備、周辺自動車系道路や地区への誘導路の整備、電線類地中化事業、ポケットパーク、駐車場など基盤施設と、沿道建築物の修景方針等について、地区住民、関係者の参画を得ながら美濃市総合地区整備計画を策定し、平成12年から16年までに、身近なまちづくり支援街路事業の採択を受け、街路を整備してまいりました。また、伝建地区の建築物の修理・修景もあわせて整備を進めてまいりました。町並みの整備とともに、新店舗ができ、あかりアート展など各種行事の開催により、観光客は年々増加し、町なかに活気が戻ってまいりました。

議員御質問の交差点部分の石張り舗装は、通過車両に交通安全の注意を喚起するため、御影石で石張りを敷設し、車両速度の抑制を図っております。また、美濃まつりの際は山車が回転しやすいように配慮しております。しかし、平成17年ごろから加治屋町ポケットパーク前交差点の石張りの角が欠け、亀裂が入るようになりました。原因として考えられるのは、電線類の地中化により道路の有効幅員が広くなり、当初の計画交通量より多くの車両の通行があり、また道の形状や石材の強度のばらつきが原因と想定されます。その都度、張り石の修繕を行っておりますが、今後は石材の材質、厚さ、形状を調査し、修繕方法を検討して安

全な道路管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩原輝夫君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） 一般質問の2点目、防災対策についての一つ目、市指定の避難場所となっている学校や公民館、集会場に備蓄倉庫が備えてあるのか、また災害時の避難場所への職員配置はどのようになっているかについてお答えいたします。

現在、地域防災計画を見直しております。計画策定の完了後には議員の皆さんに御説明申し上げますが、地域防災計画には、職員の参集、避難所の開設、防災資機材の備蓄、要援護者対策等、災害時のあらゆる手順を盛り込んでおります。

防災資機材は、くい、土のう袋、たこ、掛け矢、つるはし、じょれん、のこぎり等を市防災センターや道の駅、美濃にわか茶屋のほか、市内6ヵ所の水防倉庫に備蓄しており、非常食である乾パン、アルファ米、ビスケットなど約3,700食、フリーズドライスープ400食と毛布500枚を市防災センターと道の駅・美濃にわか茶屋で備蓄しております。また、スーパーマーケット等とは食料の供給についての協定を締結しているところでございますし、今後はコンビニ等とも協定を締結することを検討してまいりたいと思っております。非常食、毛布等につきましては、今後も備蓄を進めていくとともに、衛生面、管理面のことを考慮しながら、地域の拠点施設に配備していくことを検討してまいりたいと思います。

避難所を開設したときは、各避難所ごとに災害対策本部から民生部職員を駐在員として配置し、避難所の管理と収容者の保護、被災者情報、支援対策等の広報に当たることとなっております。また、避難所では、できる限り速やかに駐在員、自治会長や民生児童委員、ボランティア等が中心となって運営組織を立ち上げ、代表者、副代表者を選任し、災害発生後3日をめどに、避難所運営を避難者による自主管理体制に移行できるように努めたいと考えております。

二つ目の、災害弱者の把握の共有化についてでございますが、要援護者の災害発生時における安否確認や不慮の事故等に備えるため、民生委員に御協力をいただいて、毎年、ひとり暮らし高齢者及び後期高齢者世帯の実態調査を実施しております。調査の内容は、治療中の病気の有無、介護認定の状況、緊急時の連絡先や親族との音信状況などでございます。個人情報保護の問題もございますので、これらの情報を市や消防署、自治会などが共有することに同意をいただいた方を対象にした災害時要援護者台帳を作成しております。

一方で、障がい者についての台帳が未整備の状態となっておりますので、個人情報保護に十分配慮した上で、民生委員や身障協会役員等の皆様方と連携し、自力での避難が困難な方を中心にした要援護者台帳を早急に整備するとともに、こうした要援護者情報につきまして防災関係機関や自治会へ情報を共有できるよう、できるだけ早く要援護者対策のシステムづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 産業振興部長 村井純生君。

○産業振興部長（村井純生君） 塚田議員の一般質問の5点目、遊休農地の再生・管理についてお答えいたします。

遊休農地につきましては、過去1年以上にわたって作付や施肥などの管理が行われておらず、農家が今後も利用する考えのない田畑や果樹園でありまして、耕作放棄地とも言われております。既に原野となった農地は含まれておりません。2005年の農林業センサスでは、遊休農地は全国で38万6,000ヘクタールに達し、10年前に比べ14万ヘクタールの増と拡大しております。岐阜県では5,533ヘクタールあり、美濃市は10ヘクタールとなっております。

国では、農業の担い手不足が年々深刻化する中、全国一律に営農再開を呼びかけても効果は期待薄であり、適地適産で再利用を促していくこととしております。遊休農地がある地域を、担い手が比較的そろい遊休農地でも基盤整備が比較的進んでいる地域、担い手不足で周辺を宅地などに囲まれた市街地周辺、荒廃が著しい山間部などに分類して取り組むこととしております。美濃市については、農地面積631ヘクタールのうち、基盤整備がなされた農振農用地面積は313ヘクタールとなっております。農振農用地区域内での遊休農地は7ヘクタールで、比較的耕作がなされていると考えております。

今後の政策におきましては、農振農用地とそうでない農地は区分して振興策を考えていく必要があると考えています。市といたしましては、今後、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業の近代化を計画的に推進していくため、農業振興地域整備計画の見直しをすることとし、平成20年度に基礎調査を実施いたします。調査内容としましては、農地利用の実態調査、農業従事者のアンケートを通じた農家の意向調査などを行い、農地や農家の実態を把握し、平成21年度には農振農用地区域の見直しも含めた農業振興地域整備計画を策定したいと考えております。

また、農業者の育成につきましては、国は、食料・農業・農村基本計画の中で、意欲と能力にあふれた農業の担い手づくりのため、平成19年度から品目横断的経営安定対策を実施し、大規模農家にシフトした政策をスタートさせました。この政策では、経営規模が4ヘクタール以上の認定農業者や集落営農組織が支援の対象ですが、美濃市につきましては条件が不利な中山間地域ということで、経営規模が2.6ヘクタール以上の認定農業者も支援の対象となりましたが、該当者も少なく、説明会を開催いたしましたが、申請がありませんでした。この政策は大規模農家に特化し過ぎているとの批判もあり、平成20年度からは市町村が認めれば支援の対象となる水田経営所得安定対策がスタートすることとなりました。この政策により、認定農業者でなければならない条件が外されるのと、経営規模要件が平地で1ヘクタール以上程度に下げることができると、美濃市での対象者もふえてくるものと思われ、対象者には説明会を開催し、制度の変更の理解を得たいと考えております。

ただ、将来に向かって農業経営の安定化や遊休農地の解消を図るには、大規模に経営できる担い手の育成や集落営農組織の立ち上げが必要であると考えております。当市としましては、農業振興地域整備計画により、将来に向かって必要な農地の確保を図るとともに、その農地を経営する担い手及び集落営農組織の育成を進めるとともに、兼業農家や自給的農家な

どの小規模の農家に対しては、道の駅・にわか茶屋、みちくさ館、わくわくハウスなど、市内における農産物直売所の充実を図り、新たな生産者の発掘と遊休農地の有効活用を推進したいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いし、答弁いたします。

[15番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 再質問やら要望を申し上げます。

まず1点目の選挙の公費負担の条例の見直しについて、市長は、公費負担はだれでも選挙に出られる制度であり、これを堅持していくと。見直しは今後の議会や他市の状況を見ながら参考に検討するという答弁でございましたが、特に美濃市の場合はこの公費負担をめぐるましていろいろ新聞に報道された、このことは美濃市にとって非常に不名誉なことでもあります。公費負担を受ける際に一番大事なことは、できるだけお金は使っても低く抑える、こういう努力をするということであると思います。大体、昨年の選挙でも限度額の90%以上も請求されているというふうでは、市民感覚から見れば全く理解ができないというふうに思います。そこには公費負担に対する考えの甘さがあると私は思います。議会としても限度額について、今後、活性化委員会等で検討していくわけですが、ぜひ市長も市民が納得できる見直しの決断を強く要望しておきますので、よろしく願いをいたします。

2点目の、市長車や、今は副市長車は廃止したということではありますが、議長車の問題でございますが、先ほど市長が答弁の中で、市長車や議長車は来訪者、こういう方を乗せて案内するためにも必要というようなこともちょっと言われましたが、なぜそういうときにそんな高級車が必要かということもちょっと思ったわけではありますが、市長の答弁では、一応今度の更新のときにはそのようなことも十分吟味し検討していきたいという話ではありますが、やはりこれも市民感情を第一に置いて検討を進めてほしいと、このように強く要望しておきます。

それから3点目の、市街地の目の字の交差点の石張り舗装については、これは再質問をしたいと思います。

答弁では、今までの工法を若干見直して、今後、亀裂や破損が起きないように修繕をしていきたいというようなことでありましたが、こういうことをやっても完全に亀裂や破損は私にはなくなるということはないと思います。この予算は新年度では約60万円が見てありますが、こういうことが多くなればまた補正で組んでいくというふうになってくると思います。やはり市民から見れば無駄遣いだと思えます。

聞くところによると、この交差点についてどうしたらいいかという相談が、これがまちづくり委員会、こういうことの中でいろいろ検討されて、石張りにした方がよいという結論が出されたようでございますので、もう一度まちづくり委員会にそれを戻して、そして付近の皆さんにも十分聞いて、どういうふうにしたら一番いいのかということを検討されたらどうかというふうに思いますが、その点、いかがでしょうか。

4点目の防災対策の二つ目の災害弱者の把握の共有化については、これは要望しておきま

す。

災害はいつ起こるかわかりません。災害が起きたら、一番災害に弱い方々が障がい者だと私は思います。しかし、答弁でありましたように、その障がい者の台帳が未整備ということでもありますので、今後とも身障協会の皆さんの理解が得られるように話を進められまして、要援護者対策のシステムを早急につくってほしいと要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

それから5点目の遊休農地の再生についても、要望しておきます。

農業の問題は、先ほど言いましたように本当に深刻です。後継者不足のために荒れ放題の農地、また認定農家の方々にも農業では採算が合わないというような、機械倒れになってしまう、そういう声も聞かれます。さまざまな問題を抱えております。基本的には国の農業政策に大きな問題があるというふうに思いますが、やはり日本の農業再生のためには、輸入に頼るだけではなく、政策を転換し、日本の食料自給率を高めるということを本当に本気になって進めていかなければいけないというふうに思っております。ですから、国が農業でやっていけるように農産物の価格保障、また生活の保障、こういうものも確立していくことは急務であると思っております。

せっかく米をつくるために多くの金をかけた土地改良、しかし、現在はどうでしょうか。土地改良した田んぼでも、今、荒れ放題の状況も一方ではございます。そして後継者がいない、こういうことも問題です。政府は、米をつくるな、そういう政策を押しつけております。こういうことでも、やはり農家の後継者がいない、また荒れ放題になる、それが大きな原因になっております。市の部長の答弁では、美濃市の遊休農地は10ヘクタールあり、今後、農業の振興を図る地域を明らかにし、土地の有効利用を図るため、農振地域の見直しを行うために農家の意向調査を実施するということではありますが、あわせてこの農業の担い手づくり、この方策も考え、遊休農地の再生にぜひ取り組んでいただきたいと、このように要望しておきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩原輝夫君） 建設部長 福井昭次君。

○建設部長（福井昭次君） 塚田議員の再質問にお答えをいたします。

今後、議員の御意見も参考にしながら、整備計画策定委員会、ワークショップの委員、関係自治会等の方々の御意見も参考にしながら、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げまして、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 次に、3番 太田照彦君。

○3番（太田照彦君） お許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問いたします。

初めに、来年度新たに取り組まれる地域づくり支援事業についてお尋ねいたします。

市の第4次総合計画・後期計画の中で、基本目標の一つに市民参加の推進が掲げられております。その中で、個性豊かで活気に満ちた地域社会の実現を図っていくためには、市民参加、市民協働によるまちづくりが必要とされております。私としましても、美濃市の活性化を図るためには、地域の住民がすべてを行政に任せるのではなく、みずからがさまざまな地

域活動に積極的に取り組み、地域を盛り上げていく姿勢が大切であると考えております。こうした中、今回の地域づくり支援事業は、地域にとりましても大変ありがたい制度であります。市の活性化のために効果的なものとなるよう期待をしているものであります。

今後、事業を推進するに当たって、各中学校区を一つの地域として委員会を設け、その委員会が事業計画を検討して事業を行ってもらうこととされていますが、地域の範囲が広く、また地域によっては、それぞれの地区での事業に対する思いや温度差の違いなど、心配される一面もあるように感じております。したがって、委員会組織の役割は大変重要であり、各地区からの意見をできるだけ多く取り上げ、身近な事業として取り組めることができる機能が委員会には必要な要素となると考えます。せっかくの制度であります。各地域での事業の取り組みが円滑に進められるよう、委員会の設置を含め、今後どのような取り組み方をされるのか、総務部長にお考えをお尋ねいたします。

質問の2点目、北部地区小学校再編成について、21年度開校に向けての今後の具体的な取り組みについて質問いたします。

子供たちの学びやすい環境を整え、より教育効果を高めるため、学校規模の適正化を図ることを目的とする学校再編成方針により、北部地区の下牧小学校と上牧小学校再編成に向けて一昨年から地元説明や協議が行われてきました。地区の方々にとっては大きな問題であり、いろんな意見がございました。自治会役員もPTA役員も、2年間にわたり、いろいろな思いを持ち、長い歴史が今変わることに對し、子供たちの声が聞こえなくなる寂しさ、地元の過疎化が進むのではないかという不安、さまざまな思いから議論が交わされてまいりましたが、子供たちの教育を第一に考え、旧蕨生小学校の位置での再編に同意がされたところであります。教育委員会には、地元の総意を待ち続けていただいたことに対しては地元議員としまして深く感謝するものであります。しかしながら、今なお不安や不満をお持ちの方々もおられます。今後は、再編してよかったと言われる学校づくりを地区の方々の協力を得ながら進める必要があると考えます。

そこで、21年度の開校に向けて、校舎増築を含めた学校施設整備計画を初め、安全な通学方法や、子供たちが再編に不安を持たないよう事前に学校間の交流などの取り組みが必要と考えますが、どのような取り組みを行っていくのか、教育長にお伺いいたします。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（岩原輝夫君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） 太田議員の一般質問の1点目、地域づくり支援事業について、委員会設置を含めた事業の今後の取り組みについてお答えいたします。

地域に求められている課題は、野倉議員の御質問のところでも市長がお答えしましたように、自己決定、自己責任、自立と連帯であります。地域づくり支援事業は、第4次総合計画に基づく市民参加、市民協働によるまちづくりの一層の推進を図るため、平成20年度における重点事業の一つとして新たに取り組む、地域力、市民力を生かす事業でございます。

これまでも、道普請事業を活用した地域の環境整備や地域のコミュニティづくり、文化・

芸術、スポーツの振興、子育て支援、高齢者の福祉サービス、健康づくり、防災・防犯活動など、さまざまな分野での地域活動の促進、支援に努めてきたところでございますが、地域づくり支援事業は、これまでの制度に加え、地域の自由な発想・考え方のもとで、地域の個性、特色を生かした元気な地域づくり活動が実践できる制度と考えております。各地域において、市民の皆さんがみずから考え提案し、みずから協働して取り組むこの事業を推進することによって、市民力が高まり、地域力はもとより、市域全体の活力が大きく飛躍するものと思っております。

また、この事業では、特に活動の基本となります地域単位として大きく市内各中学校区の三つの地域を想定しておりますが、これは将来に向けての美濃市のまちづくりを考えますと、連帯感や一体性など、できるだけ広い範囲での地域コミュニティの形成が大切になってくるものと考え方によるものでございます。

今後、事業を進めるに当たりましては、何といたしましても自治会の皆様方の御理解と御協力をいただくことが大変重要なこととなってまいりますので、新年度、できるだけ早い時期に各自治会の役員の皆様方にこの事業に関する御説明を申し上げ、御理解をいただくとともに、地域づくり委員会の立ち上げにつきまして地区連合自治会の御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

議員のお話のとおり、この委員会の持つ役割は大変大きなものとなりますし、また地域が広い範囲に及ぶことなどから、地域内の実情等でいろいろ難しい面もあるかとは思いますが、この事業を円滑に、かつ効果的に進めていただくことが重要であります。市民の提案や要望を事業として取りまとめることを初め、取り組み方法に至るまで地域でまとめるには、人材が必要であり、地域の人材の発掘・育成も重要となってまいります。市といたしましても、これから自治会を中心として、地域の代表や各層の人材を取り込んだ委員会となるよう、その準備段階から設置に至るまで、また委員会発足後の事業に関する取り組み方など、幅広く相談に乗ることができるよう全面的なサポート体制で臨んでまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

また、この事業につきましては、市の広報紙やホームページ等を通じ、年間を通して市民の皆様方には随時お知らせしてまいります。事業の推進に当たりましては議員の皆様方からのお力添えをいただかなければできないものと考えておりますので、議員の皆様方におかれましては何とぞ御協力賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 太田議員の一般質問の2点目、北部地区小学校再編成について、21年度開校に向けての今後の具体的な取り組みについてお答えいたします。

まずもって、北部地区の下牧小学校と上牧小学校の再編成につきまして、両校区の皆様には御同意をいただきましたことに対し、お礼を申し上げます。御同意をいただきましたので、平成21年度の開校に向けて早期に対応が必要な校舍整備や校名募集などについて、地域の代表者と協議をしながら準備を進めているところでございます。

新学校となります旧蔵生小学校の施設設備につきましては、パソコン教室や特別教室が不足しますので、鉄筋コンクリートづくり 2 階建てで600平方メートル前後の増築と、既設校舎の改修を20年度に計画しております。そのため、2月に両地区代表者会議で計画案をお示しし、御意見を伺って設計に取りかかったところでございますが、今後、設計概要ができましたら、再度御意見を伺って、詳細設計を進めてまいりたいと考えております。

また、校名につきましては、校舎増築国庫補助申請時の20年5月に必要でございますので、先般、両地区代表者会議において校名の決定方法について御協議いただきました。その結果、校区の皆様から新校名を募集し、20年度にその中から選考することとしまして、ただいま募集をしているところでございます。そのほか、両校の児童が21年度の再編に向けて心の準備ができますように、20年度に行事や授業など学校間交流を行うこととし、学校を中心に計画づくりを進めているところであります。

さらに、今後の取り組みとしまして、再編成により遠距離通学となります児童のスクールバス通学のための運行ルートや乗降場所の決定、施設設備、校章・校歌の決定、教育課程編成、PTA規約作成や交流、閉校記念誌の作成などのため、20年度早々に2校区の自治会長さんやPTA役員、学校代表者による北部地区小学校再編成実行委員会を設置いただき、さらにその中に学校間交流部会、教育課程編成部会、通学部会、校名校章等名称部会などの専門部会を設け、細部にわたり御検討、御協議をお願いしながら、特に内容の充実や安全に心がけ、再編が順調にいくように努めてまいりたいと考えております。

また、既設校舎の後利用につきましても、地域の皆様の御意見、御要望をお聞きしながら、有効活用について検討してまいります。地域の皆様から学校再編成が行われてよかったと言われる学校づくりに全力を挙げてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時08分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 佐藤好夫君。

○6番（佐藤好夫君） 発言通告に従って一般質問2点を行います。

1点目、旧美濃病院跡地が駐車場として整備をされますが、目的に合った利用や夜間における防犯対策など、管理方法をどのようにされるのか、お尋ねいたします。

市内には大小合わせて約300台駐車スペースがありますが、長時間駐車や、車庫がわりにするなど私物化される方が多く見受けられます。新しく観光駐車場となる美濃病院跡地は、長時間駐車や私物化のないようにしていただきたいと思っております。また、夜間、若者のたまり場等にならないよう、事件や事故を防止できるように、防犯対策はどのように考えているのかを産業振興部長にお尋ねいたします。

2点目としまして、最近、教育現場での事件が多くなってきている中、小学校における防犯対策をどのように取り組んでいるのか、お尋ねをいたします。

忘れることのできない大阪で起きた大阪教育大学附属池田小学校での殺傷事件、どうしてこんな事件が起きてしまったのか、信じられない気持ちでいっぱいでございます。こうした事件が二度と起きないよう願うものであります。本市においてはこうした事件は起きてはおりませんが、本市の学校はどこからも侵入ができる、また少子化により生徒数も減って先生の数も少なくなってきております。特に小学校では、生徒が自分自身を守ることは大変難しく思います。こうした中で、学校での防犯対策はどのようにされているか、教育長にお尋ねをいたします。

以上2点、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（岩原輝夫君） 産業振興部長 村井純生君。

○産業振興部長（村井純生君） 佐藤議員の一般質問の1点目、旧美濃病院跡地が駐車場として整備されるが、目的に合った利用や夜間における防犯対策など、管理方法をどのようにされるのかについてお答えいたします。

旧美濃病院跡地につきましては、当面は平成20年度に観光ふれあい広場として整備することとしております。この整備の概要は、現場はかなり高低差があるため2段構造となります。下段の県道沿いは、野外ステージやイベント広場、トイレなどを設置し、市民憩いの広場としての活用と、美濃まつり、美濃和紙あかりアート展など、イベント時にも活用することができる構造を考えております。上段は、観光客が安心して駐車できる駐車場を主にし、全体に多目的機能を備えた観光ふれあい広場を考えております。

現在の市営駐車場の利用につきましては、悪質な利用者の対応などについて御意見も多くいただいております。これの対応のため、昨年3月に開催した美濃市駐車場対策懇談会では、関係自治会や警察、地区交通安全協会、地元商店街など総勢18名で討論・検討などを行った結果、関係者の協力でお互いが注意し合うことにより悪質な駐車は半減いたしました。全面的な解決には至っておりません。今後、目の字地区の駐車場の問題、観光客の駐車場対策の一つとして、今回整備を進める観光ふれあい広場の駐車場は大きな期待をしているところであります。

また、隣接している観光臨時駐車場は、現在、バスが3台ほど駐車できるスペースと、普通乗用車が十数台駐車できますが、これをバスが10台駐車できるバス専用駐車場として整備いたします。

なお、管理につきましては、観光ふれあい広場の造成を機に、既設の市営駐車場も含め、夜間の施錠や有料化も視野に入れ、管理体制、防犯対策などを検討し、関係自治会や警察、地元商店街などの協力も得ながら、より適正な管理に努めたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いし、答弁とします。よろしく願いいたします。

○議長（岩原輝夫君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 佐藤議員の御質問の2点目、最近、教育現場での事件が多くなって

きている中、小学校において防犯対策をどのように取り組んでいるのかについてお答えいたします。

各小学校では、不審者が校内に侵入してきた場合に職員がどのように対応していくのかという不審者対応マニュアルを作成しております。その内容は、来校者への声かけに始まり、不審者と確認した場合には、退居要請、不審者の隔離、警察への通報、児童の安全な避難誘導などの不審者侵入時の緊急時対応の流れが明確にしております。来校者には、記名や名札着用依頼などの不審者との区別の対応も行っております。不審者侵入の場合の通報システムとしましては、インターホンや職員が携帯しているホイッスルを使用するなどして隣接の教室の職員や職員室への連絡を行い、校内での不審者対応及び教育委員会や警察への連絡を行うことになっております。職員室には、不審者対応用のさすまもを設置しております。これらの対応マニュアルの内容につきまして、職員会にて全職員が共通理解を図るとともに、警察等の関係機関の協力のもと、不審者の侵入を想定した職員や児童の防犯訓練も実施しております。

このような校内での対応以外にも、家庭やほかの学校に向けて、不審者、不審電話等の情報提供を学校緊急メールで行っております。また、登下校時には、児童は防犯ブザーを携帯したり、地域ボランティアによる見守りを行ったりするなどの防犯活動も展開しております。このように、学校内はもちろんのこと、家庭、地域、関係機関と連携を図りながら、常に危機管理の意識を持ちながら教育活動を展開していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 次に、1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 最初に、発言通告に基づき質疑をいたします。

平成20年第2回美濃市議会定例会議案集のうち、議第33号 美濃市紙のふるさとふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議第34号 美濃市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議第36号 美濃市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例についての上記3条例は、それぞれ新規に利用料の有料化を行う、また従来の利用料を値上げするものであります。

議第33号の美濃市紙のふるさとふれあいセンター浴室利用料では、これまで60歳以上の方と児童、身体障害者手帳等を持っている方には無料で開放していたものを、60歳以上の方から新たに100円の利用料を取るものであります。議第34号では、平成7年の開設当時、共稼ぎ等で小学校低学年の放課後保育ができない家庭のために、子供を預けられる施設の必要なことから学童保育を始め、8年間は無料で運営し、当時は近隣自治体へも誇れる制度でありました。平成15年から現在の負担金を導入したものであり、1人目の子供を預ける場合、市民税非課税世帯には現行の2倍の負担2,000円を、課税世帯には5割増しの負担3,000円を求めるものであります。議第36号でも、老人福祉センターの浴室利用料をこれまでの30円から、60歳以上100円、60歳未満200円に改めるものであります。

元来、福祉、教育、医療などは、日本国憲法の保障する基本的人権に由来するものであり、

受益者負担の考え方にはなじまないものであります。できる限り料金制の導入、値上げはするべきではないと思います。今年度、これらの条例改正をしなければならない理由は何か、質疑いたします。

続いて、一般質問に移ります。

最初に、自転車によるまちおこしについてであります。

美濃市第4次総合計画・後期基本計画では231ページ中22ページ、実に1割に近いページに自転車に関する記述があります。市長の平成20年度施政方針演説でも6カ所に自転車に関する話題がありました。去年はツアー・オブ・ジャパンの当市への誘致が大きな話題となり、競技の当日は通行などに不便を感じられた方もあったと聞いておりますが、多くの市民からは好意的に受け入れられたものと思います。ことしも続くツアー・オブ・ジャパン、平成24年の国体ロードレースと大きなイベントが連続で計画されていますが、美濃サイクルツアー推進計画、サイクルシティ構想と、これらのイベントについてこれまでの経過と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

総合計画の中では、平成17年度には長良川清流自転車道の整備が47%までできていますが、その後の進捗率はどうか、その他の自転車道やあんしん歩行エリアはどれほど整備が進んでいるか、サイクルステーションの台数や貸し出し数はどのような状況か、お尋ねをいたします。

計画での都市基盤の整備では、施策の順が1に高速自動車道の整備、2に幹線道路の整備、3に生活道路の整備、4になって歩行者・自転車道の整備になっていますが、市民の暮らしの中での利用度数を優先して考えるなら、順序が逆ではないかと考えるものです。道路特定財源の優先順位がそのままここにあらわれていることが、生活道路や歩行者・自転車道整備が後回しにされる理由ではないでしょうか。

自転車利用の促進のためには、安全性の確保が第一条件だと思います。美濃市内の交通事故に占める自転車のかかわる割合は、2006年には人身事故126名中11名ありましたが、2007年には115件中5名に減少しております。自動車に偏重した道路づくりをやめ、より安全に道路が利用できるように、歩行者・自転車道、生活道路の整備こそ優先をしていただきたいと思います。ツアー・オブ・ジャパンなどで美濃市の名が日本じゅうに知られることも価値のあることですが、最終目的は市民の暮らしが安全に豊かになることでなければならないと思います。

自転車の利用に関して、ことし4月から始まる特定保健指導は1に運動としていて、体を動かし、病を寄せつけない体をつくることも目的の一つになります。美濃サイクルツアー推進計画では、観光客が自転車等を使って市内観光できるよう観光拠点にサイクルステーションを設置し、観光振興を図るとしてありますが、観光と健康づくりを結びつけ、市民も巻き込んで自転車利用を促進すべきと考えます。

自転車を利用するとき困るのは、盗難の心配や通行の障害になること、倒れやすいこと等を考え、置き場所をどうするか迷うことが多いことです。大規模な駐輪場ではなく、1基6

台ぐらいの駐輪場を観光拠点のあちこちに設置するとともに、市の施設、児童公園や町なか、長良川堤防や小倉公園などにも設置すれば、まち全体が自転車を利用する雰囲気をつくり、一般市民も利用しやすくなると思います。

人は、自動車道を運転するとき人格が変わり、怒りっぽくなると言われます。自転車では、自然に笑顔になり、体に熱と力がみなぎります。化石燃料を使う環境汚染や交通事故など、車社会のマイナス面を克服し、環境に優しい自転車社会へ一層のスピードをもって取り組んでいただきたいと思います。

2点目の、高校生の通学費の補助ができないかという質問です。

高校全入時代と言われて既に20年以上がたちますが、中等教育の機会均等の理念から、今や高校教育は準義務教育であると考えられます。子供が進学を望み、その希望をかなえさせてやりたいと思うとき、まず考えなくてはならないのは学費、授業料であり、通学費です。徒歩や自転車で通学できる学校へ行くことになれば通学費用は必要ありませんが、本市には高校は1校しかなく、さまざまな条件から遠くへ通わざるを得なくなったときには、親に学費以上の負担がのしかかってきます。

平成19年度の県立高校授業料は月9,600円であり、私立学校はそれを上回ります。通学費を考えとき、美濃市を起点に長良川鉄道を利用して美濃学区の各校へ通うには、郡上北高へは美濃市・美濃白鳥間、月額2万9,180円、関有知高校へは美濃市・関下有知、月額7,130円、関高へは美濃市・関口、月額9,960円、私立の美濃加茂高校へはJR料金も加算して美濃市から古井間、月額1万6,770円であり、岐阜東高校（富田学園）バス料金は月額1万9,000円、清翔高校バス料金は月額1万4,000円が必要となります。

ことし4月から長良川鉄道は約10%の運賃値上げが予定されております。近年の少子化による通学利用者の減少や、モータリゼーションの進展による利用人員の減少に伴い、運賃収入が減少していることと、鉄道施設の老朽化により補修等経費の増大、さらに軽油の高騰が経営を圧迫したための12年ぶりの値上げであり、地域に必要な公共交通機関として鉄道が存続していくためにはやむを得ない値上げだと考えます。ガソリン代の値上げや諸物価も原油関連の品は高騰を続けています。厚生労働省の毎月勤労統計調査によれば、常用雇用労働者がこの4年間増加している中でも、現金給与総額は3年ぶりに減少しているといえます。

また、国民が教育を受ける権利は、憲法の保障する基本的人権の柱の一つをなすものであり、学ぶ意思を持つすべての国民に与えられたものであります。経済的負担が多くなっているこの時期に、最も負担の大きい郡上北高を例にとるなら、月額2,920円が値上がりし3万2,100円、年間では3万円以上の負担増となり、厳しいものがあります。

親の所得格差によって子供の教育機会が奪われることのないよう、高校生の通学費用に、小・中学校のような全額でなくても、補助ができないものか、質問します。どういう対象者にどれくらいの額を出すのか、合理的な範囲は必要でしょうか、市民の皆さんの理解が得られるやり方を追及できないか。近隣に例がないから措置の必要がないと考えるか、例がなくとも子育て支援の一つとして本市の子供たちの学ぶ環境を後押しするか、お聞かせ願いたい

と思います。

最後の質問です。市のごみ処分場の容量の見通しと、ごみ減量化の一つとして陶器リサイクルに市として取り組んではどうか、お尋ねをします。

ごみ処理問題は、近年、自治体の抱える大きな課題の一つとなっていますが、当市のごみ処理の現状はどうあり、今後の見通しはどうか。また、減量化の一つの方法として、最近マスコミ紙上でも取り上げられている陶器リサイクルを取り入れることについて質問をいたします。

一般廃棄物の分別収集では、市民の方の理解が進み、気ままに捨てる時代から一時代を画したと思われませんが、化石原料や金属、自然有機物が混在する日用品の廃棄物は多くが不燃物の扱いで処理をされているものと思います。中でも、土や石、砂等を原料とする廃棄物はそのまま処分するよりなく、埋め立てる以外に方法がなかったと思います。市の埋立処分場は、これまでにどれくらいが処分され、今後何年くらい使用が可能か、質問をします。

埋め立て処分では、その場所へ永久的に保管されるものであり、処分する量は少ないにこしたことはありません。2月28日の岐阜新聞では「多治見から広がるリサイクル食器」という記事がありました。破損するなど使われなくなった陶磁器を回収し、再び陶器につくりかえることが可能であり、これまで考えられなかったものに再利用の道を開くものとして注目しました。記事によれば、回収した食器を粉砕し、焼き物の土として再生し、配合割合が2割までならどんな形にも安定的に形成できるとしています。これをまぜることで、使用エネルギー量の環境負荷も少なく済み、でき上がった製品は強度が強くなるメリットまであるといます。この陶器リサイクルに取り組む場合、多くのリサイクル事業と同様に、回収と回収品の選別に係る多大な費用をどこがどのように負担するかが課題と締めくくってありました。

当市で使用済み陶磁器の回収がどれほど出るのか不明であり、市にも廃棄物中の陶磁器だけの量の記録はないと思いますが、この回収事業を導入した場合、どれくらいの費用がかかるものか、質問をいたします。

以上、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（岩原輝夫君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、まず議第33号、議第34号及び議第36号の3条例の改正について、元来、福祉、教育、医療などは受益者負担の考え方になじまないものと思われる。この条例を改正しなければならない理由は何かについての質疑にお答えします。

紙のふるさとふれあいセンターは、平成8年に設置以来、約11年、老人福祉センターは昭和48年に設置以来、約34年、市内の60歳以上の方の入浴料を無料としてきました。かねてから利用者の一部の方からは、灯油代ぐらいは自己負担すべきとか、無料で利用させてもらうのはもったいないと思うなどの声が寄せられております。

平成20年度予算案における両施設の維持管理費は、紙のふるさとふれあいセンターが782万3,000円、老人福祉センターが530万1,000円で、いずれの施設も毎年のように修繕が必要

な状況であり、利用者1人1回当たり100円の御負担をいただき、維持管理費の一部に充てるという考えから条例の改正をお願いするものでございます。なお、平成20年度では6月からの施行を予定しておりますので、両施設合わせて関係分の歳入は161万円を計上しております。

次に、留守家庭児童教室についてでございますが、国・県の助成は経費の2分の1を保護者負担で賄うことを想定して基準額が定められております。平成20年度予算ベースで算定いたしますと、留守家庭児童教室運営経費は総額2,574万6,000円で、その2分の1、1,287万3,000円を保護者の方から負担していただくこととなります。国の2分の1の基準によれば、市では月額約6,000円の負担が必要ということとなります。また、他市の状況を見ますと、利用者負担金を高額で徴収している地区では1万5,000円から7,000円というところもあります。

今回の改正でお願いする3,000円は、国の基準の半額であり、県内でも低いレベルの額でございますので、御理解を賜りたいと存じます。新年度予算案では、平成19年度に比べ209万1,000円増の642万9,000円の歳入を計上しております。他市の状況を勘案し、最低限の応分の負担をしていただくため、利用者負担の改正をお願いするものでございますので、御理解をいただきたいと思いますと考えております。

いずれの改正も、平成まちづくり改革大綱に基づき、受益者負担の公平性を図るものでございますので、議員並びに市民の皆様の御理解をお願い申し上げます。

次に御質問の3点目、市のごみ処分場の容量の見通しと、ごみ減量化の一つとして陶器リサイクルに取り組んではどうかについてお答えいたします。

市の埋立処分場は、一般廃棄物の管理型最終処分場として、埋め立て容量7万414立方メートル、埋め立て可能年数約13年の計画で、昭和56年3月に完成、同年4月から供用開始をしております。受け入れをしております主な一般廃棄物は、かわら、植木鉢、プランターの土、住宅火災における灰、瓦れき類など、また、合わせ処理としての産業廃棄物は、民家の除去に伴ってのコンクリート片、かわら、これに類する不用物、燃え殻、金属くず、ゴムくず、プラスチックくず、鉍滓、その他市長が認めた廃棄物と定めており、廃棄物処理手数料は10キログラム当たり105円を徴収しております。

平成19年3月末現在の残容量は9,280立方メートルで、一つ目に、製造業からの産業廃棄物は1事業所につき年間1トンまで、2点目に、建設リサイクル法に伴うコンクリート等の受け入れ規制、3点目に、受け入れがわらのリサイクル処理など、搬入量の抑制を行い、処分場の延命化を図っております。なお、平成18年度の埋め立て量は286.27トンでありましたので、この程度の量で推移すれば、今後30年近くは供用できるものと推測いたしております。

また、議員御提案の陶器リサイクルにつきましても、焼き物の産地で陶磁器リサイクルの取り組みが始まっております。県内では、美濃焼の生産・流通・販売に携わる企業、組合、研究機関がグリーンライフ21プロジェクトという組織を立ち上げ、廃陶磁器を原料に混入した新しいリサイクル製品の開発・販売を行っております。当プロジェクトの事務局に問い合

わせをしましたところ、廃陶磁器のうち食器のみを受け入れており、土岐市までの輸送経費及び1キログラム当たり15円から25円の処理料が必要経費としてかかるとのことであり、県内では現在、垂井町のみが実施をしているとのことでありました。

当市の廃陶磁器の処理は、現在、市埋立処分場での受け入れ及び不燃ごみとして収集しております。もったいない運動の一環としてリサイクルの推進を提唱しており、議員御提案の陶器リサイクルについて、費用対効果等を調査・研究しながら検討してまいりたいと考えますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 並議員の一般質問の1点目、自転車によるまちおこしについて、サイクルシティ構想やツアー・オブ・ジャパンなど自転車によるまちおこしの経過を踏まえ、今後の見通しについて、市内の観光拠点にサイクルステーションを設置し、観光と健康づくりを結びつけることはできないかについてお答えをいたします。

美濃市は、第4次総合計画に掲げる「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」実現のため、スローライフの時代にふさわしい特色ある市民協働のまちづくりを目指しており、そのまちづくりの施策の一つにサイクルシティ美濃がございます。平成16年2月に国土交通省のサイクルツアーモデル地区の指定を受け、環境に優しく健康づくりに最適な乗り物としての自転車を活用したまちづくりは、まさに美濃市が目指しているスローライフシティ「ゆっくり・ゆったり」のまちづくりであり、健康の増進や観光の振興、生活の利便をビジョンとした美濃サイクルシティ推進計画を策定し、事業の展開に努めているところでございます。

これまでの取り組みの経過といたしましては、自転車や歩行者に優しい安全・安心で快適な道づくりとして、新美濃橋から番屋までの美濃1号線、曾代中央線、古市場・松森線、広岡町松森線などの市道の整備や、県道美濃・川辺線などの道路改良の促進を図ってまいりました。また、昨年9月にオープンした道の駅・美濃にわか茶屋にサイクルステーションを設置したほか、自転車利用促進を図る取り組みとして、美濃市を全国的にも大きくアピールした議員御指摘のツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの開催を初め、サイクルフェスタや自転車を利用した健康づくり講演会の開催、各地区や各種団体等の協働によるサイクルイベントの実施など、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

今後におきましては、特に平成24年に国体のロードレースが当市において開催されることとなっておりますので、国体の成功に向け一層の機運の盛り上がりを図っていきたいと考えております。そのため、引き続き安全・安心な道路整備の推進はもとより、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージを初めとしたサイクルイベントや、健康づくりやサイクリングを推奨する講演会、広報活動等の充実を図りながら、自転車の魅力の啓発に努め、健康づくりのためにも市民の皆さんの暮らしの中で自転車利用を促進してまいりたいと考えております。

議員お尋ねの清流長良川自転車道につきましては、その後の進捗に動きはなく、難しい面もありますが、事業主体であります県の方へお願いしてまいりたいと思っております。

あんしん歩行エリア事業につきましては、市道古市場・松森線の広岡町地内から千畝町地

内美濃中学校付近までの区間625メートルのうち、今年度は300メートルの間の交通安全施設整備を行い、残りの350メートルは新年度で引き続いて整備することとしております。このほか、県道、市道の3路線での交差点、路肩のカラー舗装や減速帯の設置などを行ってまいりました。また、道の駅のサイクルステーションには大人用8台、子供用4台の自転車を備え、1台300円で貸し出してしておりますが、昨年9月から11月までの利用者は68名となっております。12月に入り寒い時期となり、それ以降の利用者はございませんが、暖かくなりましたら、さらに多くの方々に御利用いただけるよう努めてまいりたいと思っております。

市民の健康づくりを重点施策にしている本市としましては、市民生活に自転車を取り込んで、議員御提案のようなまちを目指す必要があります。したがって、安全・安心な自転車や歩行者のための優先道路を市全体で整備していくよう取り組んでまいります。こうした整備により、子供からお年寄りまで、身近に楽しめる自転車の利用が進み、市民の健康づくりにもつながり、また多くの方々にゆっくり・ゆったり美濃市を訪れていただき、観光拠点や名所旧跡、美しい自然景観など、自転車で気軽に楽しんでいただけるようになっていくものと思います。

現在、市民や観光客のためのサイクリングのモデルコースを紹介するマップの作成と案内標識の設置を進めており、近日中にでき上がりますので、こうしたものも有効に活用してまいります。このマップは、市内全域を自転車を利用し周遊するモデルコースとして、ツーリング系の7コースと、健康体験型の2コースを紹介するものとしております。また、新年度におきまして、観光の拠点となる1ヵ所にサイクルステーションを設置することとしておりますが、今後におきましても、小規模なサイクルステーションなど議員の御意見も参考にさせていただき、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 並議員の一般質問の2点目、高校生の通学費の補助ができないかについてお答えいたします。

高校生の通学費が遠距離通学や運賃の値上げにより負担となることから補助できないかという御質問でございますが、御質問の中にあります長良川鉄道につきましては、沿線市町により第三セクターとして運営しているものであり、営業収入だけでは維持管理・運営できないため、沿線市町が多額の費用を負担しているものであります。本市の場合、本年度約2,100万円負担しております。また、バス路線の牧谷線については、平成8年の路線廃止以降、自主運行路線として、わっちも乗るCarは交通弱者の生活利便性を高めるためのコミュニティバスとして、合わせて年間約5,500万円の負担を行っております。こうしたことにより、できる限り市民の通勤や通学などの利便性確保や負担軽減に努めているところです。

高校生の通学方法につきましては、長良川鉄道など公共交通機関利用者のほか、自転車通学者や、私立高等学校のバス利用や、遠距離のため下宿、自家用車などでの送迎などもあるものと思われまます。通学方法もさまざまであることを考えますと、公共交通機関利用者のみ

に補助を行うことは均衡面で疑問がありますし、既に公共交通機関への補助負担を行って利用者への配慮をしていることから、現在のところ高校生の通学費の補助は考えておりませんので、御理解を賜りますようお願いしまして、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 質疑と一般質問の答弁について要望をします。

質疑の、紙のふるさとふれあいセンターと老人福祉センターの浴室利用料を新規に有料化を行う、また従来の利用料を値上げする件については、数少ないお年寄りの憩いの場を利用しにくくしなければならないほど緊迫した財政状況なのか、これ以外の選択肢が考えられないのかと思いますが、先ほどの答弁の中で、利用者に一定の理解が得られているなら、強硬に反対をするには当たらないのかと考えます。

学童保育の件では、常に少子化対策、子育て支援を言いながら、全く逆の措置であり、子育てしにくいまち美濃市へ変貌していくことに危惧を覚えます。受益者負担という言葉が答弁の中にも出てきましたが、最初から申しておりますように、受益者負担をしていいところと悪いところがあると思います。日本国憲法の要請をどのように考えるのか、私たち公務員としてもう一度見直す必要があるのではないかと思います。

一般質問では、最初の自転車によるまちおこしについて、美濃サイクルシティ推進計画が進めている計画は新鮮であり、実現していただきたいと思います。しかし、現状は上滑りの感を免れないのではないかと。ツアー・オブ・ジャパンのイベントが強烈であったためかもしれませんが、その他のイベントも含め、イベントが先行する中で、市民の暮らしの中にはいま一つ実績が生まれていないと感じます。一つの例が長良川清流自転車道であり、平成17年度に47%あったものが1メートルも進まず、いまだに47%とは残念なことです。サイクルロード計画は今国会で焦点となっている道路特定財源の対象だと思いますが、高速道路の1メートル分もあればその何十倍もつくることのできるのに、ここに特定財源の予算がつかないなら、一般財源化してこそつくれるのではないかと。発想の転換を求めたいと思います。

サイクリングのモデルコース紹介マップと案内標識は、それを見ることで市民が子供と一緒に全コースを走りたくするような、楽しめるものを期待したいと思います。

一般質問の2点目、高校生の通学費補助の件ですが、つい先日の新聞記事で、日本教職員組合の調査によると、親の経済格差が子供の学力に影響していることが明らかとなった旨の報道がありました。言うまでもなく、貧しい家庭の子供が十分な学習環境を与えられていないことの反映であり、近年、経済格差が広がっている日本全国の課題であります。日本の奨学金制度の欠陥も金利や返済の問題で指摘があるとおり、先進国に例を見ない制度であり、日本の子供たちの置かれている教育を受ける権利をさまざまな面で保障していく必要があると思います。教育長の答弁では、現在のところ通学費補助は考えていないとのことでしたが、何名の生徒がどのような手段で通学しているのか、負担はどれくらいあるのか調査し、対策の可否についても検討していただくことを要望します。

3点目です。ごみ処分場の容量について、1981年当初の見込みから大きく埋め立て可能期間が延長されたことは大変ありがたいと思います。この間、ごみの問題では市民の意識も大きく変化していることのあらわれであり、市としても産廃の受け入れ制限など数々の努力の結果だと思えます。

かわらとよく似た廃棄物として、陶磁器も使用できなくなれば埋め立てることしか処分しようがないと思われるものですが、かわらがリサイクルできるように、陶磁器もリサイクルの対象になることを知り、驚きました。答弁では、県内で垂井町のみが実施しているとのことですが、食器の陶磁器のみなら年間廃棄される量はさほど多くないと推察されます。ごみとして処分してしまうことは、後世に大きな負担を押しつけることにもなりかねません。ぜひ市の事業として取り入れていただくよう要望し、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（岩原輝夫君） 以上をもって市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題の議第2号から議第48号までの43案件について、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

第46 請第1号（提案説明・委員会付託）

○議長（岩原輝夫君） 次に日程第46、請第1号について、紹介議員において紹介を許します。

15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） ただいま上程されました請第1号 後期高齢者制度の中止・撤回に関する請願の紹介議員を代表し、その趣旨を紹介し、ぜひ国に対し意見書を上げていただきますようお願いをいたします。

御承知のように、政府は、今年4月から75歳以上の高齢者を対象に後期高齢者医療制度を創設するとともに、70歳から74歳の医療費窓口負担を2割に引き上げようとしております。新しい制度は専ら医療費の削減を目的にしたもので、高齢者への過酷な負担と医療内容を制限することが大きな特徴です。具体的には、①現在扶養家族となっていて保険料を負担していない人も含め、75歳以上のすべての高齢者から保険料を取り立てる。②年金から保険料を天引きする。③保険料を払えない人からは保険証を取り上げ、医療を受けられなくする。④受けられる医療を制限し、差別する別建て診療報酬を設けるなどです。

これに対し、「まさにうば捨て山ではないか」の怒りの声が全国で巻き起こり、これまでに510を超える自治体から制度の中止や見直しを求める意見書が出されています。県内では、池田町が廃止を求める意見書を全会一致で採択、大垣市では自民クラブから出された廃止を求める意見書を公明党だけが反対し可決されました。そもそも病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく、国と企業が財政負担し、高齢者が支払える範囲で十分な医療が受けられるようにすべきです。このことはヨーロッパ諸国では常識であり、高齢者に高負担と差別医療を押しつけている国はどこにもありません。

以上のことから、美濃市議会として国に対し意見書を提出されるようお願いいたします。

請願項目、1. 後期高齢者医療制度については、ことし4月からの実施を中止し撤回する

こと。1.70歳から74歳の医療費窓口負担2割への引き上げをやめること。

なお、この請願は1,132名の賛同者の署名を添えて提出されていますので、申し添えて、紹介を終わります。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 以上で紹介は終わりました。

ただいま議題の請第1号については、会議規則第132条第1項の規定により、民生教育常任委員会へ審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は会期日程表に関係なく、総務常任委員会は3月14日午前9時から、民生教育常任委員会は3月17日午前9時から、産業建設常任委員会は3月18日午前9時30分からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから3月20日までの7日間休会したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから3月20日までの7日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（岩原輝夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月21日は午前10時から会議を開きます。なお、議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時58分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年3月13日

美濃市議会議長 岩 原 輝 夫

署 名 議 員 日 比 野 豊

署 名 議 員 児 山 廣 茂

平成20年3月21日

平成20年第2回美濃市議会定例会会議録（第3号）

議 事 日 程 (第 3 号)

平成20年 3 月21日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 2 号 平成20年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 3 号 平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 4 議第 4 号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議第 5 号 平成20年度美濃市老人保健特別会計予算
- 第 6 議第 6 号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 7 議第 7 号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 8 議第 8 号 平成20年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 9 議第 9 号 平成20年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第10 議第10号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議第11号 平成20年度美濃市病院事業会計予算
- 第12 議第12号 平成20年度美濃市上水道事業会計予算
- 第13 議第17号 平成19年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第14 議第18号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第15 議第19号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第16 議第20号 平成19年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第17 議第21号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第18 議第22号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第19 議第23号 平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第20 議第24号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第21 議第25号 平成19年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第22 議第26号 平成19年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第23 議第27号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議第28号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第29号 美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例について
- 第26 議第30号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第31号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第32号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る美濃市固定資産税の特例に関する条例について
- 第29 議第33号 美濃市紙のふるさとふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第34号 美濃市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

- 第31 議第35号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
第32 議第36号 美濃市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例について
第33 議第37号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
第34 議第38号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
第35 議第39号 美濃市後期高齢者医療に関する条例について
第36 議第40号 美濃市賃貸共同住宅等建築奨励条例の一部を改正する条例について
第37 議第41号 美濃市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
第38 議第42号 美濃市下水道条例等の一部を改正する条例について
第39 議第43号 美濃市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
について
第40 議第44号 字の区域の変更について
第41 議第45号 市道路線の認定について
第42 議第46号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第43 議第47号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第44 議第48号 美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第45 請第1号 後期高齢者制度等の中止・撤回に関する請願
-

本日の会議に付した事件

第1から第47までの各事件

(追加日程)

市議第3号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

出席議員（15名）

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	村 井 純 生 君
建 設 部 長	福 井 昭 次 君	教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	小 椋 茂 樹 君
参 事 兼 秘 書 課 長	平 林 泉 君	参 事 兼 選 挙 委 員 長 事 務 監 査 局 長	古 田 伸 二 君
会 計 管 理 者	渡 辺 兼 雄 君	美 濃 病 院 院 長	岩 原 泰 君
総 務 課 長	梅 村 健 君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 田 金 義	議 会 事 務 局 長	井 上 司
議会事務局 記 書	太 田 博 康		

開議の宣告

○議長（岩原輝夫君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆さんに連絡をしておきます。1点目は、携帯電話の取り扱いであります。議会中に携帯電話がならないようマナーモードまたは電源を切るようにしてください。2点目は、会議中の私語には十分慎むよう気をつけてください。以上2点について事前に連絡をしておきます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（岩原輝夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩原輝夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、14番 野倉和郎君、15番 塚田歳春君の両君を指名いたします。

第2 議第2号から第45 請第1号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（岩原輝夫君） 日程第2、議第2号から日程第45、請第1号までの44案件を一括して議題といたします。

これら44案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 市原鶴枝君。

○総務常任委員会委員長（市原鶴枝君） おはようございます。

それでは、今期定例会において総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月14日午前9時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に議第2号 平成20年度美濃市一般会計予算中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第17号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第27号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第28号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第29号 美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第30号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第32号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る美濃市固定資産税の特例に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第43号 美濃市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第48号 美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 次に、民生教育常任委員会委員長 森福子君。

○民生教育常任委員会委員長（森 福子君） おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月17日午前9時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に議第2号 平成20年度美濃市一般会計予算中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第3号 平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第4号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑なく、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第5号 平成20年度美濃市老人保健特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第9号 平成20年度美濃市介護保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

次に議第10号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑なく、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第11号 平成20年度美濃市病院事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第17号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第18号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第19号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第20号 平成19年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第24号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第25号 平成19年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第33号 美濃市紙のふるさとふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑なく、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第34号 美濃市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑なく、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第35号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第36号 美濃市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑なく、討論の後、採決の結果、挙手多数に

より原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第38号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第39号 美濃市後期高齢者医療に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑なく、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第46号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑なく、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第47号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑なく、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請第1号 後期高齢者医療制度等の中止・撤回に関する請願を議題とし、紹介議員から説明を受け、質疑なく、討論として、「この制度は、後期高齢者の心身の特性に合わせて医療サービスと介護サービスを連携して提供することにより、生活の質を向上させながら医療の適正化を目的とする公平な医療制度であり、決して差別医療を押しつけるものではない。また、4月から開始される制度に対して現段階で中止・撤回を求めることは適当ではないため、この請願の趣旨には賛同できない」「この制度は、定額制を導入することで、投薬以外の検査、処置などの一定額の費用以外は支払わない制度であり、治療を行わない方が医療機関はもうかる仕組みである。また、6,000円を超える治療費は病院が負担することとなり、手厚い治療が行われなくなることから、制度の中止・撤回を求める意見書の提出に賛成する」「高齢化率の進展に伴ってふえていく老人医療を中心とした国民皆保険を将来にわたり持続可能なものとし、高齢者と若年者の世代間の不公平を解消するものであるため、70歳から74歳の医療費負担を2割への引き上げもやむを得ないと判断する。したがって、この請願には賛同できない」「2年ごとの見直しにおいて際限なく保険料が上げられることも考えられる制度であり、年金がスライドして上がる時代ではないため、保険料だけが上がれば必ず成り立たなくなる。企業が社会保障費を負担することが適切であり、後期高齢者医療制度は間違った制度である」、以上の討論の後、採決の結果、賛成少数により原案を不採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 次に、産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫君。

○産業建設常任委員会委員長（佐藤好夫君） 今期定例会において産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月18日午前9時30分から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に議第2号 平成20年度美濃市一般会計予算中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第6号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第7号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第8号 平成20年度美濃市下水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第12号 平成20年度美濃市上水道事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第17号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第21号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第22号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第23号 平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第26号 平成19年度美濃市上水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第31号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第37号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第40号 美濃市賃貸共同住宅等建築奨励条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第41号 美濃市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第42号 美濃市下水道条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第44号 字の区域の変更についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第45号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

最初に、15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私は、日本共産党美濃市議会議員団を代表し、今期定例会に提出された案件で、反対するものにはその反対理由を、意見あるものには意見を申し述べ、討論を行います。

国の2008年度の地方財政計画の基本的な特徴は、小泉構造改革路線、特に2006年度の骨太の方針で、歳出・歳入一体改革による地方財政の抑制路線はしっかりと踏襲しつつ、参議院選挙で示された地方の反乱への対策として地方再生対策費4,000億円を創設し、その結果、地方交付税としてその振りかえ制度である臨時財政対策債の合計が約4,000億円増額になっております。4,000億円という規模は、三位一体改革での交付税大幅削減から見れば、わずかなものにすぎません。前年度比で4,000億円の増額になってはいますが、この分が単純に増額になるというものではありません。地方交付税削減路線そのものは継承されており、これまでどおり集中改革プランの地方行革を進めることが前提になっております。特に給与関係

経費や一般行政経費、投資的経費の3項目が削減の目玉になっており、そのうち給与関係経費での職員数の削減は2万8,319人で2,192億円となっております。職員の削減は、行政需要の多様化の中、市民サービスの低下にもつながっていきます。

また、この地方再生対策費は、市町村合計で2,500億円程度の振り分けですが、配分の考え方については地方の活性化施策に必要な経費とし、特に財政が厳しい地域に重点的に配分するとしております。しかし、この対策費は当分の間という期限がついておりますので、地方からの恒久化の措置を求めていく必要があると思っております。

さて、新年度予算には、後期高齢者医療制度の創設に伴い、随所にその予算が計上され、条例の改定なども行われております。私たち共産党は、後期高齢者医療制度は国の医療費削減を目的に75歳以上の高齢者への過酷な負担と医療内容を制限するもので、この制度の中止・撤回を求めているところでございます。

国は、2006年度の医療改悪で後期高齢者医療制度を創設した場合、医療費はどのくらい削減できるか試算を行い、2015年には3兆円のうち2兆円が、2025年には8兆円のうち5兆円が後期高齢者分だとしております。要するに、75歳以上の高齢者はできるだけお金をかけないようにするのがねらいです。本来だったらお年寄りには手厚い医療が必要なのに、手抜きの医療をやっていこうというシステムをつくる文字どおりの差別医療であります。

高齢者は、戦前、戦中、また戦後を通し、戦争の時代をくぐり抜け、戦後の日本の復興に力を注いでこられた方です。そうした方々こそ大切にすることが政治の役割ではないでしょうか。本来、75歳まで長生きしておめでとう、きょうからは医療費の心配は要りませんというのが政治のあり方ではないでしょうか。余りにひどい制度だという声は日増しに多くなり、現在では自治体の3分の1に当たる510を超える自治体から制度の中止や見直しを求める意見書が出されております。美濃市でも年金者組合から請願が提出されており、私たちは紹介議員になり議会に付されております。

以上申し上げましたように、私たちは後期高齢者医療制度に反対の立場でありますので、その予算措置、条例にすべて反対をするものであります。

まず議第2号 平成20年度美濃市一般会計予算中、民生費、1項 社会福祉費、7目 老人福祉費の中で、後期高齢者医療特別会計への繰出金2億6,336万5,000円、議第4号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計予算中、後期高齢者支援金など2億4,070万8,000円、議第10号 平成20年度美濃市後期高齢者特別会計、議第39号 平成20年度美濃市後期高齢者医療に関する条例、議第46号 平成20年度国民健康保険条例の一部を改正する条例中、70歳以上の高齢者の患者負担を2割にすること、議第47号 平成20年度美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、今回の改正は後期高齢者保険が創設されたことから賦課方式や課税額などが定められており、認めるわけにはいきません。以上は後期高齢者医療制度に伴っての予算措置や条例の改正などでありますので、すべて反対をするものであります。

次に、平成20年度美濃市一般会計予算中、2款 総務費、1項 総務管理費、14目 地域づくり支援事業2,450万円について反対でありますので、以下その理由を申し上げます。

全協や総務委員会の説明で、この事業の目的は地域の活力を引き出すため、地域住民がみずから考え取り組む地域づくり事業に対して財政支援を行うとされており、3年間の継続事業として、毎年、個人市民税、固定資産税の1%相当額を予算化し、1地区350万円を中学校校下で予算配分すると説明されております。自治会長会議でも説明されたようですが、どんな事業をやったらいいのかわからないという意見もあったようです。ある自治会長さんは、2,450万円が生きるようにするには、1年間じっくり時間をかけ企画づくりを行い、来年から事業を始めてもいいのではないかとされており。

予算科目を見ますと、原材料費、工事請負費、補助金及び交付金とあり、ハード面に半分が充てられております。これは道普請の大型化ではないでしょうか。市が責任を持ってやらなければならない道路工事や補修を市民に転嫁させるものではないでしょうか。財政の非常事態というときに、この事業が本当に必要でしょうか。市長が突如として言い出した感があり、言葉の上では市民力、あるいは地域力と言われますが、有効に使われる保証はありません。2,450万円も捻出できるのであれば、要望の強い自治会要望の予算に回すとか、あるいは子育ての支援に回す方が市民に受け入れてもらえると思います。新年度予算で、一方では学童保育の利用料の引き上げや、老人福祉センター、紙のふるさとふれあいセンターの使用者負担を引き上げており、予算の使い方が間違っているというふうに思います。

次に7款 商工費、1項 商工費、2目 商工振興費、道の駅施設管理経費316万円についてであります。これは道の駅のトイレ、駐車場、サイクルステーション、公園などの維持管理費ですが、以前、道の駅に関する私の質問で市長は、施設の維持管理費は手数料、売上収入で賄うと答弁されており、昨年3月議会でも指摘をいたしましたが、今回も同じような予算措置がされております。よって、反対をするものであります。

次に、議第33号 美濃市紙のふるさとふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例と、議第36号 美濃市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例の改正は、これまで60歳以上の方は入浴料が無料でしたが、100円の使用料を新たに徴収する内容であります。対象者となる利用者は、紙のふるさとふれあいセンターが月に約1,300人、老人福祉センターが約1,000人、合計約2,300人で、100円になると合計で月に23万円であります。私は、紙のふるさとふれあいセンターで利用者に聞いてまいりましたが、「そうならば回数を減らすより仕方がない」、また「市の財政が厳しければ仕方がないが、無駄が多いと思うので、それを削ればいい」などでした。金額の多寡ではなく、福祉的な要素が強い施設に受益者負担を導入することは差し控えるべきと考えます。市の裁量でできることはできるだけ抑えていかなければ、高齢者はわずかな年金生活で負担の方はふえ、ますます暮らしにくくなります。せめて高齢者の入浴は何も気にせずに安気に入ってもらって、市の財政で施設の経費などを賄えばいいと思います。よって、二つの条例には反対するとともに、その予算措置である民生費の使用料の引き上げ分に反対をいたします。

次に、議第34号 美濃市留守家庭児童教室の設置に関する条例の一部を改正する条例につ

いてであります。

学童保育の利用者は、夏休みを除くと161人で、そのうち課税世帯の対象者は144人、非課税世帯の対象者は17人ということだそうです。今回の引き上げで、全体で209万1,000円が利用者の負担になるようです。今回の引き上げが実施されますと、仮に課税世帯で2人の子供さんを通わせていると1,500円の引き上げになります。担当課では引き上げても市段階では低い方だと言われておりますが、それは美濃市が子育て支援に力を入れているあかしでもあります。他市にはまねのできないほど子育てしやすいまちにするには、むしろ据え置くとか、あるいは引き下げる方向で検討すべきです。市長は、施政方針の中で受益者負担の公平化と言っておられますが、結局、受益を受ける人にはもっと払えということですか。財政難を理由に、子育て支援にまでしわ寄せをすることは間違っていると思います。したがって、この条例に反対するとともに、予算措置である民生費の留守家庭児童教室利用者負担の引き上げ部分に反対をするものであります。

なお、新年度予算には、子供の医療費の無料化が入院に限り義務教育終了まで無料になっていること、妊婦健診の無料の回数がふやされていること、防災面では、昭和56年以前の木造の建物が耐震診断を無料にされたこと等、市民要求に沿った予算措置がされていることを認めるものであります。他の議案につきましては一々申し上げませんが、すべて賛成をするものであります。

以上、討論といたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に、1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 私は、請第1号 後期高齢者医療制度等の中止・撤回に関する請願に賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、昭和33年に国民健康保険法が全面改正されて以降、日本の医療制度として最大の変更であり、制度の内容は保険料と治療のあり方など改悪以外の何物でもないことを確信し、その中止・撤回を求めるものであります。

これまで市町村単位で運営している国保制度、政府や組合管掌健康保険制度等から、75歳以上のすべてのお年寄りを新しく都道府県単位で運営する高齢者医療広域連合へ強制的に移すこととなります。広域連合議員は、岐阜県の場合、市町村長と副市長、議長のいわゆる当で職で占められ、この間、4回の臨時議会と1回の定例会が開かれていますが、質疑は昨年11月の第4回臨時会で3名が、一般質問はことし2月の定例会で1名が行ったのみで、一切反対意見はなく、すべて原案どおりに可決・承認されています。しかし、大垣市議会ではこの3月3日、制度の廃止を求める意見書を賛成多数で可決しており、翌日4日には、池田町も廃止を求める意見書を全会一致で決議しております。岐阜県議会は19日、見直しを求める意見書を継続審議としております。

共産党の小池参議院議員は、母屋で一緒に暮らしていたお年寄りを無理やり離れに連れていき閉じ込めるという表現で的確にあらわしていましたが、なぜ75歳以上を分けなければならないのか、その理由を政府答弁では、後期高齢者は心身の特性が、一つ、複数の病気が長

期化し、二つ、認知症も多く、三つ、いずれ避けることのできない死を迎えるために、この特性に応じた制度であるとしています。人はだれもがいずれ死を迎えますが、年齢にかかわらず、いつ死ぬかわからないというのが寿命というものです。国民皆保険制度のある国で、このような年齢で分断する制度はどこもっておりません。日本の医療費は、対国内総生産（GDP）比で22番目であり、国際的には医療費は低い水準にあるということを見ておく必要があると思います。経済力をベースにするなら、今の制度でも十分医療費に回す力があるのに、やっていないことが問題だと言えます。

保険証の交付について、現行の国保では、お年寄りから保険料の滞納を理由とした取り上げはできないことになっております。しかし、この後期高齢者医療制度では、資格証に切りかえ、窓口で10割負担が決まっています。全国保険医団体連合会の調査によれば、保険証がない人の受診率はある人に比べてたったの2%しか受診がされていないというデータもあります。岐阜県広域連合では、滞納が1年経過したからといっていきなり取り上げるのではなく、短期保険証の交付などを考えているようですが、基本的に取り上げると明文化していることは、来年、再来年になれば取り上げられる可能性があるということです。

保険料について、現在扶養家族の人は新たに保険料負担が発生します。ここ数年では、お年寄りの医療費窓口負担は割合がふやさされ、確定申告の上では老年者控除が廃止され、年金控除も縮小、介護保険料もふえていますし、この上、新しい保険料を徴収するとは、年金生活のお年寄りの懐を繰り返しねらう許されない制度だと言えます。また、年金が月1万5,000円以上あるお年寄りからは年金から天引きする制度も問題だと思います。2年ごとの見直しまで決まっていて、自動的に保険料が上がる仕組みもあり、導入時だけの凍結や軽減制度で、今保険料が安いからといって認めるわけにはいきません。

医療内容について、最も情報が不足している分野だと思いますが、担当医の問題と、包括払い（定額制）の問題、退院計画で病院から早目に追い出す問題があります。担当医については、糖尿病などの生活習慣病、慢性的な病気で通院する患者は、半径4キロ以内の医療機関1カ所を決めて、その医師に心身全体の管理をゆだねることになりますが、医療費を抑えることがねらいです。高血圧症などの慢性疾患には、医療機関に支払う診療報酬を医学管理、検査、画像診断、処置を一まとめにして包括払いになります。新設した後期高齢者診療料を月額6,000円の定額とすることで、簡単にしても手厚くしても医療機関は同じ収入になるため、検査や処置の回数が減らされるおそれがあります。終末期医療では、4月からの診療報酬改定で後期高齢者終末期相談支援料が新たに設けられ、医師が回復は難しいと判断すれば、医師と患者、家族で終末期の診療方針を話し合い、過剰な延命治療を行わないなどと文書にまとめると支払われるといます。また、これらの方針で病院での死を減らせば、25年後には死亡前入院医療費を5,000億円削減できるとしています。ひとえに過剰な診療を排除するための制度であり、治療に制限を要求する制度だと言えます。

健診について、40歳以上75歳未満の人には特定健診が始まりますが、75歳以上は努力目標とし、慢性疾患で通院中の方は健診を受ける必要がないとして対象から除くよう都道府県に

指示しております。厚生労働省の幹部の発言に、高齢者が今後もふえるから、ふえ続ける医療の痛みを高齢者みずから感じ取り、持続可能な制度として導入するのだとっております。しかし、同じ厚労省の宮島大臣官房審議官は「週刊東洋経済」の発言で、5年くらいはやっていけるというような、見通しのない制度であります。

後期高齢者医療制度は、どの角度から見ても医療費に使う税金を削減するための仕組みであり、戦後日本をリードしてこられたお年寄りに過酷な制度と言わざるを得ません。私は、以上の理由から、後期高齢者医療制度等の中止・撤回を求める請願に賛成するものであります。

以上で討論を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 次に、6番 佐藤好夫君。

○6番（佐藤好夫君） 清流会を代表して、本定例会に付議されました後期高齢者医療制度等の中止・撤回に関する請願を除くすべての議案に対し、賛成の立場で討論をいたします。

平成20年度は、第4次総合計画・後期基本計画の目標を着実に前進する年であり、美濃市の将来に向け、市民と協働したまちづくりを進める上で大変重要な年であります。国では、歳出・歳入一体改革により歳出の抑制路線を堅持しており、地方行財政を取り巻く環境は極めて厳しいものがございます。こうした中、平成まちづくり改革の行財政改革を進めながら、美濃市の将来に向けて持続可能な発展を期し、健全財政を維持しつつ、市民の皆様、行政、議会が一丸となり、協働した「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりを推進していく必要があります。とりわけ市民の市政、あるいは新年度予算に対し、市民の暮らしに直結する福祉、健康、教育等に対する期待は高いものがあります。

新年度の予算規模は、対前年比で一般会計が0.3%の増、総額で11%の減であり、老人保健、後期高齢者医療特別会計を除く総額では2.7%減となっており、公的資金繰り上げ償還を除きますと、一般会計では実質的には1.1%の減であり、厳しい財政状況の中、堅実かつ現実型の予算と考えております。実質的には減額予算とはなっておりますが、施策には多くの新規事業、拡充事業が盛り込まれてバランスのとれた予算内容となっており、大いに評価するものであります。

第4次総合計画・後期計画の五つの基本目標を達成するため、六つのオンリーワンを重点目標に、21世紀型のまちづくりを推進し、市民福祉の向上を目指すこととなっており、この中の重点事業に地域づくり支援事業とものたない運動があります。地域づくり支援事業は、地域住民がみずから考え行う事業に対し財政的支援を行う事業で、地域の活性化事業等について地域みずからが計画を策定してまちづくりを実践していくものであり、地域コミュニティの活性化を図り、地域の活力を引き出し、市民参加、市民協働の地域づくりのため、大きな役割を果たすことが期待されます。また、ものたない運動は、市民一人ひとりが日々の暮らしや活動の中、ものたない精神を改めて見詰め直し、持続可能な行財政運営の展開を図るための市民と行政が一体となって実践につながる新たな市民運動の取り組みであり、ごみ分別の徹底や資源回収の推進、生ごみの資源化、粗大ごみの再生利用、マイバッグ・マイ

はしの推奨などを初め、下水道への接続、納税意識の向上など、さまざまな分野で市民と協働の取り組みが期待されます。

福祉面では、福祉医療費の助成について、中学校3年生の入院までの拡充や、妊婦一般健診における発行受診票を6枚に拡充することを初め、保育料の軽減措置、地域福祉、児童、障がい者、高齢者対策など、安心して暮らせる施策が盛り込まれており、健康面では、特定健診、特定保健指導の制度化による指導体制や受診体制の充実や、市民総参加の健康づくりの施策があります。

教育面では、少人数指導や基礎学力定着指導を初め、図書館教育や生涯学習等の充実のほか、学校再編成について、（仮称）美濃北部小学校を平成21年4月に開校を目指し、校舎となる旧蕨生小学校の増改築や学校間の交流事業を進めることは、教育環境を向上する上で大変意義あることであります。

産業面では、農林業の振興施策のほか、観光ふれあい広場の整備による観光客の誘致施策や、池尻・笠神工業団地開発事業に係る可能性調査など、税収や雇用の確保、人口対策等、将来の安定的な発展のため、大きな期待をするものであります。

これらのほか、上下水道事業、土地区画整理事業、生活道路整備、耐震診断費の無料化や耐震性貯水槽の新設等の防災対策、生活環境事業など、市民生活の向上や教育・文化の向上など、適正な予算内容となっております。

以上のように、第4次総合計画のまちづくりのテーマである「小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくり」の施策展開が図られ、着実に「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりが進められる予算となっております。評価をするものであります。しかしながら、厳しい財政事情はまだまだ続くと思われまます。今後とも社会構造の変革に的確に対応した事務事業の見直し、経費の削減等に努め、健全財政を確立すべく平成まちづくり改革を着実に進め、市長の提唱される地域力と教育力、文化力の向上のため、施策を推進されることを望むものであります。

なお、後期高齢者医療制度等の中止・撤回に関する請願につきましては、委員長報告のとおり、不採択に賛成するものであります。

最後に、今議会の一般質問において市政全般にわたり要望・意見を申し上げておりますが、市民のニーズにこたえ、市民が健康で安心・安全な生活が営めるよう必要な施策を展開されるようお願い申し上げ、清流会を代表した賛成討論といたします。

○議長（岩原輝夫君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） これをもって討論を終わります。

これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより採決をいたします。

最初に議第2号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、議第2号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第3号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第3号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第4号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、議第4号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第5号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第5号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第6号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第6号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第7号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第7号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第8号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第8号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第9号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第9号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第10号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、議第10号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第11号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第11号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第12号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第12号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第17号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第17号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第18号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第18号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第19号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第19号は委員長報告のとおり可決い

たしました。

次に議第20号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第20号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第21号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第21号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第22号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第22号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第23号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第23号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第24号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第24号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第25号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第25号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第26号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第26号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第27号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第27号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第28号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第28号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第29号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第29号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第30号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第30号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第31号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第31号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第32号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第32号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第33号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、議第33号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第34号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり

決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、議第34号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第35号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第35号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第36号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、議第36号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第37号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第37号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第38号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第38号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第39号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、議第39号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第40号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第40号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第41号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第41号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第42号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第42号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第43号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第43号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第44号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第44号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第45号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第45号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第46号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、議第46号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第47号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、議第47号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第48号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第48号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に請第1号について、委員長報告は原案を不採択であります。本案を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手少数であります。よって、請第1号は不採択となりました。

〔追加議案配付〕

○議長（岩原輝夫君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第3号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてが提出されました。この際これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第3号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（岩原輝夫君） 市議第3号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第3号について、8番 市原鶴枝君。

○8番（市原鶴枝君） ただいま追加上程されました市議第3号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。

なお、お手元に配付されております条例改正の概要をあわせて御参照ください。

今回の改正は、議員が市議会本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に出席した際に支給する費用弁償を廃止するものでございます。

議員の費用弁償については、昭和31年10月1日に制度化され、昭和53年12月26日から現在の市内日額1,000円となりました。

改正理由といたしましては、現在の市民生活は、所得税や住民税の増税、これに連動して国民健康保険料や介護保険料などの引き上げといった公的費用の負担増、物価の上昇などで大変厳しい状況となってきました。また、本市の財政状況も依然厳しく、議会としても平成19年6月21日の政務調査費廃止決定を初め、行財政改革を検討する中で、費用弁償のうち、議長、副議長及び議員が招集に応じたときの費用弁償の支給については廃止するものであります。

改正内容は、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例中、第4条「議長、副議長及び議員が招集に応じたとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。」の部分で「招集に応じたとき、又は」という条文を削除し、2項の「前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。」の別表で「市内 1日に

つき1,000円」の部分を削除する、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例となります。

附則として、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

以上で市議第3号の説明を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時37分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、市議第3号は原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。今期定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（岩原輝夫君） これをもって本日の会議を閉じ、第2回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時39分

市長あいさつ

○議長（岩原輝夫君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆様、こんにちは。

平成20年第2回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

美濃市は、昨年11月の地方自治施行60周年記念式典における総務大臣表彰の受賞に引き続き、さらに3月7日に開催された自治体消防制度の60周年記念式典におきまして、美濃市消防団が地域防災活動の向上と地域住民の安全の保持・向上に顕著な功績があり、模範になる団体として、消防庁長官表彰を受賞いたしました。こうした受賞は、議員各位を初め市民の皆様が美濃市の発展を願い、市民協働のまちづくりをしてきたことが高く評価されたものであり、美濃市民にとって大変喜ばしく名誉なことでもあります。今後もさらなる美濃市の発展を目指し、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりを市民とともに邁進してまいりたいと存じます。議員各位のより一層の御支援、御協力を賜りますようよろしく願いいたします。

次に、いよいよ4月から老人保健法にかわって、75歳以上の方を対象とする医療保障制度として後期高齢者医療制度がスタートいたします。また、同月から40歳以上の方を対象とした特定健診を実施、心臓病や脳卒中などにつながるメタボリックシンドロームとその予備群を早期に発見するとともに、健康診査結果に基づく効果的な特定保健指導が各医療保険者により実施されます。いずれも持続可能な医療制度として、市民から安心と信頼を得られるよう円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

さて、このたびの定例会におきまして、20年度予算を初め多数の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただき、まことにありがとうございました。今会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政運営に反映するよう努力をする所存でございます。

本日議決をいただきました新年度予算の執行に当たりましては、極めて厳しい財政状況の中、平成まちづくり改革推進行動計画に基づき、引き続き事務事業の見直しや経費の節減・合理化など徹底した行財政改革を推進し、効率的、効果的に事業を行い、小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指し、六つのオンリーワンのまちづくりを重点目標に掲げ、事業展開してまいりる所存であります。

また、今国会において、道路特定財源を初め地方税法の改正が審議されております。改正

内容は、市民税では、条例に指定した寄附金を寄附金控除の対象とするいわゆる「ふるさと納税制度」の創設のほか、固定資産税では、長期優良住宅、いわゆる「200年住宅」に係る固定資産税の減額などが主なものでありますが、改正法が成立いたしますと、今後は課税事務に対処するため、美濃市税条例の一部改正について専決処分をお願いすることになりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

春分の日も過ぎ、日ごとに春めいてまいりました。新年度を迎え、議員各位におかれましては、ますます市政進展に御尽力を賜りますとともに、健康には十分御留意され、くれぐれも御自愛くださいますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（岩原輝夫君） 本市議会定例会には、平成20年度予算を初め数多くの重要案件が提出されましたが、議員各位の極めて御熱心な審議によりまして、ここにすべての案件を議了いたしました。議事運営に対する各位の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たっては議会の意向を十分尊重され、市政伸展を図られますよう切望し、閉会の言葉といたします。どうも御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年3月21日

美濃市議会議長 岩 原 輝 夫

署 名 議 員 野 倉 和 郎

署 名 議 員 塚 田 歳 春

総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 2 号	平成20年度美濃市一般会計予算中所管に関する事項	原案可決
議 第 17 号	平成19年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中所管に関する事項	原案可決
議 第 27 号	美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 28 号	美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 29 号	美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例について	原案可決
議 第 30 号	美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 32 号	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る美濃市固定資産税の特例に関する条例について	原案可決
議 第 43 号	美濃市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 48 号	美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成20年3月14日

総務常任委員会委員長 市 原 鶴 枝

美濃市議会議長 岩 原 輝 夫 様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第2号	平成20年度美濃市一般会計予算中所管に関する事項	原案可決
議第3号	平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算	原案可決
議第4号	平成20年度美濃市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議第5号	平成20年度美濃市老人保健特別会計予算	原案可決
議第9号	平成20年度美濃市介護保険特別会計予算	原案可決
議第10号	平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議第11号	平成20年度美濃市病院事業会計予算	原案可決
議第17号	平成19年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中所管に関する事項	原案可決
議第18号	平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第19号	平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議第20号	平成19年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第24号	平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議第25号	平成19年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議第33号	美濃市紙のふるさとふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第34号	美濃市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第35号	美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第36号	美濃市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第38号	美濃市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	原案可決

事件の番号	件名	結果
議第39号	美濃市後期高齢者医療に関する条例について	原案可決
議第46号	美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第47号	美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
請第1号	後期高齢者制度等の中止・撤回に関する請願	不採択

平成20年3月17日

民生教育常任委員会委員長 森 福子

美濃市議会議長 岩原輝夫様

産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第2号	平成20年度美濃市一般会計予算中所管に関する事項	原案可決
議第6号	平成20年度美濃市簡易水道特別会計予算	原案可決
議第7号	平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議第8号	平成20年度美濃市下水道特別会計予算	原案可決
議第12号	平成20年度美濃市上水道事業会計予算	原案可決
議第17号	平成19年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中所管に関する事項	原案可決
議第21号	平成19年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議第22号	平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議第23号	平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議第26号	平成19年度美濃市上水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議第31号	美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について	原案可決

事件の番号	件名	結果
議第37号	美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第40号	美濃市賃貸共同住宅等建築奨励条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第41号	美濃市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第42号	美濃市下水道条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議第44号	字の区域の変更について	原案可決
議第45号	市道路線の認定について	原案可決

平成20年3月18日

産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫

美濃市議会議長 岩原輝夫様